ひたちなかの福祉

令和7年度

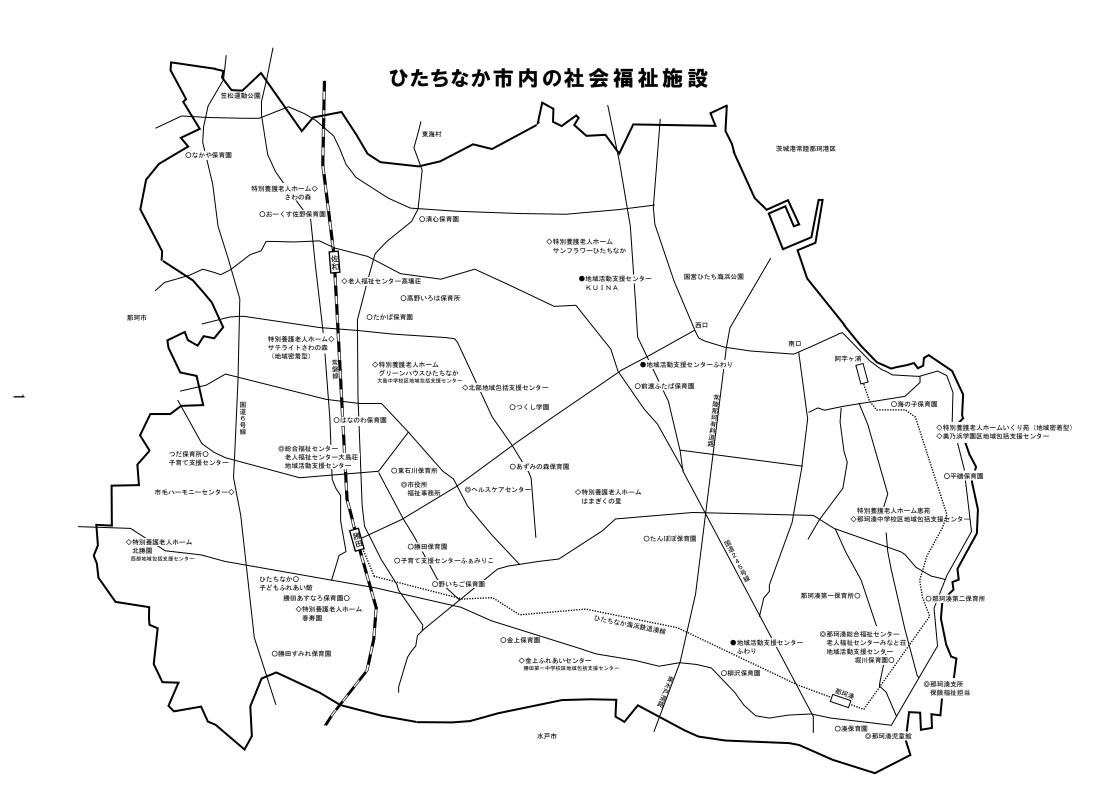
ひたちなか市

	社会福祉施	談配置	凶••	•	• •	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
福祉行																													
1.	市の福祉機	構図・		•	• •	•	•		•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
2.	事務分掌·	• • •		•	• •	•	•		•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• ;	3
福祉事	業(事務)	の概要																											
(-)	生活保護及	び生活	困窮者	自 5		談	支持	援制	度																				
	生活保護																												
	1. 生活保																												
	2. 生活保	護の概念	兄・・	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
	3. 就労支	援の概念	兄・・	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	2
	生活困窮者																												
	1. 自立相	談支援	事業・	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	3
	2. 住居確	保給付金	金••	•		•	•		•	•	•	•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	3
	3. 家計改	善支援	事業・			•	•		•	•	•	•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	5
	4. 就労準	備支援	事業・			•			•	•							•	•	•	•		•	•		•		•	1	5
	5. 居住支																												
	6. 新規相	談,支持	爰決定	()	プラ	ン	作	戏),	信	E扂	号 確	雀仔	総	付	金	支持	給t	世岩	芦娄	女争	S F	•	•	•	•			1	5
(<u> </u>	児童(母子																												
	1. 家庭児	童相談		•		•	•		•	•	•							•	•	•		•	•				•	1	6
	2. 子育て	短期支持	爰事業	•		•	•		•	•	•							•	•	•		•	•			•	•	1	7
	3. 保育所																												
	4. 幼稚園																												
	5. 児童館	· • •		•		•	•		•	•	•							•	•	•		•	•				•	2	1
	6. 子育て	支援拠点	点••	•		•	•		•	•								•	•	•		•	•		•		•	2	2
	7. 子育て	サロン		•		•	•		•	•								•	•	•		•	•		•		•	2	2
	8. ファミ	IJ — • •	ナポー	- 1	・セ	ン	タ・		•	•								•	•	•		•	•		•		•	2	2
	9. 母子福	4. ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				•	•		•	•		•					•	•	•	•	•	•	•				•	2	3
1	0. 子育て	支援セン	ンター	ふぁ	ヵみ	Ŋ	_		•	•	•	•						•	•	•		•	•		•	•	•	2	4
1	1. 子育て	支援セン	ンター	S V	まわ	りり			•	•		•					•	•	•	•	•	•	•		•		•	2	4
(三)	障害者の福	祉																											
	1. 身体障	害者のお	犬況・			•			•	•		•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•			2	5
	2. 知的障	害者のお	犬況・			•	•		•	•	•	•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	7
	3. 精神障	置害者の 壮	犬況・			•	•		•	•		•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	2	7
	4. 主な福	祉施策				•	•		•	•	•	•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	8
	5. 心身障	語者 (り	見) ス	ポー	ーツ	大	会		•	•	•	•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	4
	6. 相談員					•	•		•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3 .	4
	7. 発達障	害支援				•	•		•	•							•	•	•	•		•	•				•	3	4
(四)	高齢者の福																												
	1. 高齢者	の状況				•	•		•	•							•	•	•	•		•	•				•	3	6
	2. 高齢者																												
	3. シルバ																												
	4. 社会福																												
(五)	国民健康保																												
	1. 国民健	康保険の	の制度	•		•	•		•	•		•	•	•			•	•		•	•	•	•			•	•	5	7
	2. 国保税	の決まり	0方・			•	•		•	•		•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	7

		国保税の税率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5;	
	4.	被保険者の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5:	8
	5.	保険給付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5 %	8
	6.	特定健康診査・特定保健指導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6 (0
	7.	人間ドック・脳ドック受診補助事業・・・・・・・・・・・・・・・6 (0
		東日本大震災の被災者に対する保険税減免等の状況・・・・・・・・・・6 (
(六)		高齢者医療	
		後期高齢者医療制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6:	2
	2.	被保険者となる方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	- 2
		被保険者の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		保険料の決まり方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		保険給付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		東日本大震災の被災者に対する保険料減免等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・	
(七)		来日本八長次の仮次有に対する保険保険免毒の状況・・・・・・・・・・・・ 福祉	'
(-L)		価位 医療福祉費支給制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	_
		医療循位質又和制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(11)			1
(八)			_
<i>(</i>		国民年金制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(九)		関係各種手当制度	
	1.	児童手当・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 :	8
		ひたちなか市遺児手当・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7:	
		ひたちなか市特別児童福祉手当・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 :	
		特別障害者手当・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		障害児福祉手当・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7g	
		(経過的)福祉手当・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	7.	特別児童扶養手当・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8 (
	8.	児童扶養手当・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8	
	9.	茨城県心身障害者扶養共済制度・・・・・・・・・・・・・・・・8	1
1	0.	各種手当と年金関係の併給一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・8:	3
(十)	介護	保険制度	
	1.	介護保険制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8~	4
	2.	介護保険実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9:	2
		東日本大震災に係る保険料及び利用料等の減免状況・・・・・・・・・・9	
	4.	介護人材の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9	6
(+-			
` '		 生涯保健センター(ヘルス・ケア・センター)・・・・・・・・・・・・・ 9 °	7
		那珂湊保健相談センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	3	ひたちなか市休日夜間診療所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	O
		事業の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10	
(+=			1
(_		唆 災害見舞金等支給制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10~	1
		被災者生活再建支援制度(都道府県基金)・・・・・・・・・・・・ 10	
	ა. ⊿	ひたちなか市被災者生活再建支援補助事業・・・・・・・・・・・10 ※実用財会、※実際実見無会	(
	4.	災害弔慰金・災害障害見舞金・・・・・・・・・・・・・・・・10	8
	5.	義援金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 0 ½ 災害援護資金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 1 ½	9
		行旅病人及び行旅死亡人等取扱い・・・・・・・・・・・・11	
	8.	戦傷病者及び戦没者遺族の援護・・・・・・・・・・・・・・・11	1

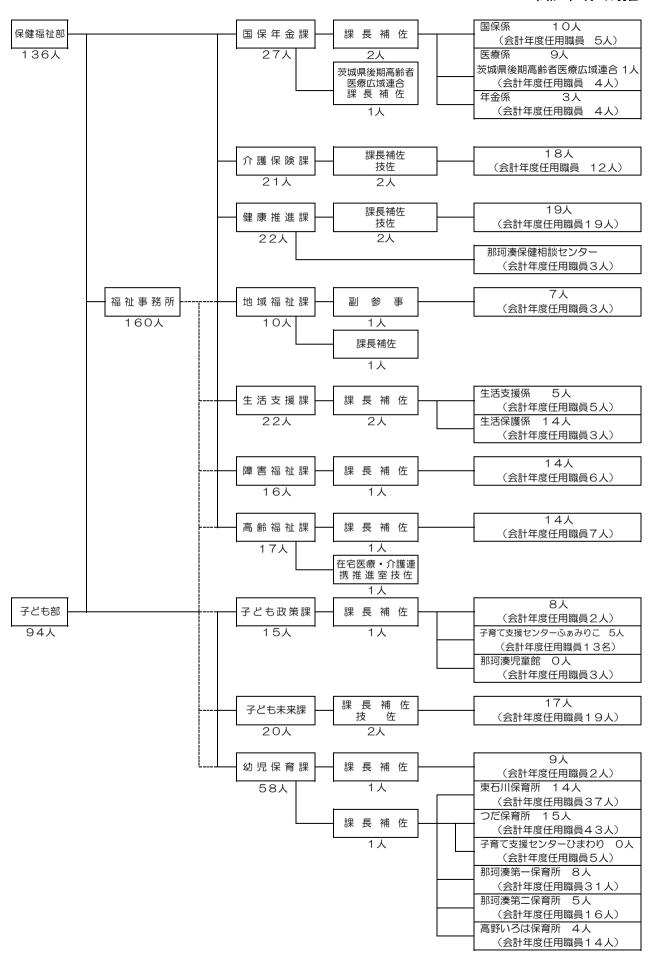
	9.	. 日本赤十字社活動・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	• •	•	•	•	•	1	1	3
(十三		補助金交付福祉団体											
	1.	. 補助金交付福祉団体・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•		•	•	•	•	1	1	4
	2.	. 社会福祉協議会を経て補助する福祉団体・・・・・・・	•	•	•		•	•	•	•	1	1	5
(十四		民生委員・児童委員											
	1.	. 民生委員・児童委員活動・・・・・・・・・・・・・	•	•	•		•	•	•	•	1	1	6
(十五) 終	総合福祉センター及び社会福祉協議会の概要											
	1.	. 総合福祉センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•		•	•	•	•	1	2	3
	2.	. 那珂湊総合福祉センター(しあわせプラザ)・・・・・・	•	•	•		•	•	•	•	1	2	5
		. 金上ふれあいセンター・・・・・・・・・・・・・											
		. 社会福祉協議会のあゆみ・・・・・・・・・・・・・											
	5.	. 社会福祉協議会の組織・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•		•	•	•	•	1	2	8
	6.	. 社会福祉協議会会計決算額の推移・・・・・・・・・・											
	7.												
		. ボランティア活動センター事業・・・・・・・・・・・											
1		. ファミリー・サポート・センター事業・・・・・・・・											
		. 障害者理解促進事業・・・・・・・・・・・・・・・											
		. 生活福祉資金貸付条件一覧・・・・・・・・・・・・											
		. 総合福祉センター使用実績・・・・・・・・・・・・・											
1		. 発達支援事業 かなりや教室 野蒜教室・・・ ・・・・											
_		1 200											
		. 障害福祉サービス通所事業 【障害福祉サービス事業所 糸											
		. 障害者相談支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・											
		. ふれあい交流館事業・・・・・・・・・・・・・・・											
		. 那珂湊総合福祉センター利用状況・・・・・・・・・・											
		金上ふれあいセンター利用状況・・・・・・・・・・・											
		. 社協支部福祉活動・・・・・・・・・・・・・・・・											
		. 広域災害時への対応・・・・・・・・・・・・・・・											
		. 日常生活自立支援事業・・・・・・・・・・・・・・											
2	5.	. 法人後見サポート事業・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	• •	•	•	•	•	1	5	3
2	6.	. 高齢者外出支援事業・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	• •	•	•	•	•	1	5	3
		. ふれあい福祉活動費補助費・・・・・・・・・・・・	•	•	•	• •	•	•	•	•	1	5	4
(十六		地域福祉											
		. 人材育成事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・											
	2.	. みつばちカフェ(井戸端会議・地域福祉座談会)・・・・・	•	•	•		•	•	•	•	1	5	6
(十七		その他											
	1.	. 福祉年表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•		•	•	•	•	1	5	7
	2.	. 福祉予算の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	• •	•	•	•	•	1	6	2
	3.	. ひたちなか市福祉施設一覧・・・・・・・・・・・・	•	•	•	• •	•	•	•	•	1	6	3

本文に掲載されている実績の数値等については、(〇〇年〇〇月〇〇日現在)の表記がないものについては、各年度末現在の数値等を表しております。



1. 市の福祉担当部組織機構図

令和7年4月1日現在



※()内の数値は、会計年度任用職員等の数であり職員数には含まない。

2. 事務分掌

課名		事 務 分 掌
	【国	呆係 】
	1	国民健康保険の企画及び運営に関すること。
	2	国民健康保険の保険給付に関すること。
	3	診療報酬明細書等の点検及び求償事務に関すること。
	4	国民健康保険の保健事業(特定健康診査及び特定保健指導の実施を除く。)に関すること。
	5	国民健康保険被保険者資格及び資格確認書等に関すること。
	6	国民健康保険税の調査、賦課及び減免に関すること。
	7	国民健康保険の定期報告及び交付金等申請に関すること。
	8	課内の庶務に関すること。
国保年金課	9	部内の総合調整に関すること。
	【医:	·····································
	1	医療福祉費支給制度に関すること。
	2	未熟児養育医療に関すること。
	3	後期高齢者医療制度各種申請の受付及び保険料の徴収に関すること。
	4	後期高齢者医療資格確認書等に関すること。
	5	茨城県後期高齢者医療広域連合との連絡調整に関すること。
	【年:	金係】
	1	国民年金の普及促進及び相談に関すること。
	2	年金各種申請又は届出の受付、審査及び報告に関すること。
	1	介護保険被保険者資格管理に関すること。
	2	介護保険料の賦課・徴収に関すること。
	3	要介護及び要支援の認定に関すること。
	4	保険の給付に関すること。
介護保険課	5	介護保険事業計画に関すること。
刀使体快味	6	高齢者の福祉サービス基盤整備に関すること。
	7	地域密着型サービスに関すること。
	8	指定居宅介護支援等の事業に関すること。
	9	介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定等に関すること。
	10	その他介護保険に関すること。
	1	生涯保健センターの管理運営に関すること。
	2	保健衛生に係る計画及び統計に関すること。
	3	地域医療の整備・充実に関すること。
	4	医師会、歯科医師会、薬剤師会との協議に関すること。
	5	健康づくり推進協議会に関すること。
		飼い犬の登録及び狂犬病予防に関すること。
	1	献血事業に関すること。
	8	安定ヨウ素剤の事前配布に関すること。
	9	予防接種に関すること。
健康推進課	10	感染症予防に関すること。
	11	休日夜間診療所の運営に関すること。
	12	健康増進に関すること。
	13	健康診査に関すること。
	14	栄養改善に関すること。
	15	精神保健に関すること。
		特定健康診査及び特定保健指導の実施に関すること。
		後期高齢者健康診査の実施に関すること。
		保健推進員及び食生活改善推進員に関すること。
	19	その他保健衛生に関すること。

課名		事 務 分 掌
	1	福祉行政の総合企画及び調整に関すること。
	2	地域福祉推進に関すること。
	3	民生委員・児童委員に関すること。
	4	更生保護に関すること。
	5	社会福祉協議会その他の社会福祉団体の指導育成に関すること。
	6	社会福祉法人の設立等の認可及び監督に関すること。
地域福祉課	7	戦傷病者及び戦没者遺族等の援護に関すること。
	8	災害見舞及び生活再建支援に関すること。
	9	日本赤十字社に関すること。
	10	人権擁護委員に関すること。
	11	社会福祉施設に関すること。
		福祉避難所に関すること。
		外国人福祉手当に関すること。
	-	福祉に係る臨時給付金に関すること。
		舌支援係】
		生活困窮者自立支援法に関すること。
		老人福祉法に基づく措置に関すること。
		高齢者の生活支援に関すること。
	4	老人福祉法第32条、知的障害者福祉法第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する
	_	法律第51条の11の2に基づく審判の請求に関すること。
生活支援課		生活保護法に基づく扶助費の支給に関すること。
	h	課内の庶務及び予算経理に関すること。
	I	舌保護係】
		生活保護法による保護の決定及び実施に関すること。
		介護扶助業務の審査及び指導に関すること。
		医療扶助業務の審査及び指導並びに医療券の交付に関すること。
		行旅病人及び行旅死亡人に関すること。
	-	墓地、埋葬等に関する法律第9条に基づく死体の埋葬又は火葬に関すること。
		障害者の福祉に係る計画に関すること。 障害者総合支援法に基づき市が行うこととされた事務に関すること。
		は 自体に は は は は は は は は は は は は は
	_	野体呼音有価性広に基づく援護に関すること。 知的障害者福祉法に基づく援護に関すること。
	5	, === , , , , , , , , , , , , , , , , ,
	6	発達障害者支援法に基づく発達障害者の支援に関すること。
	_	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者保健福祉手帳に関すること。
障害福祉課	1 -	特別児童扶養手当,特別障害者手当,障害児福祉手当,福祉手当及び特別児童福祉手当に
TT III III III III		関すること。
	9	小身障害者扶養共済制度に関すること。
	_	身体障害者の認定及び手帳の交付に関すること。
		小児慢性特定疾病児童等の用具の給付に関すること。
	12	障害者への虐待及びその防止に関すること。
		障害者就労支援施設等からの物品等の調達の推進等に関すること。
	14	その他障害者の福祉に関すること。
	1	高齢者福祉計画に関すること。
	2	高齢者団体の育成に関すること。
	3	高齢者の生きがい対策に関すること。
	4	高齢者福祉施設に関すること。
	5	認知症高齢者対策に関すること。
	6	高齢者の環境整備に関すること。
高齢福祉課	7	地域包括支援センターに関すること。
	8	介護予防・日常生活支援総合事業に関すること。
	9	地域包括ケア推進事業に関すること。
	10	高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に関すること。
	11	その他高齢者の福祉に関すること。
	【在	宅医療・介護連携推進室】
	1	在宅医療・介護連携推進事業に関すること。

課名		事 務 分 掌
	1	子どもに係る政策の推進に関すること。
	2	子育て支援施策に関すること。
	3	子育て世帯の定住促進に関すること。
	4	子ども・子育て審議会に関すること。
	5	児童手当法に関すること。
	6	児童扶養手当法に関すること。
	7	遺児手当及び交通遺児に対する支度資金の支給に関すること。
アはも赤統領	8	その他児童福祉、母子及び父子並びに寡婦福祉に関すること。
子ども政策課 	9	部内の総合調整に関すること。
	【子	育て支援センター】
	1	子育て等の相談指導に関すること。
	2	子育てサークルの育成支援に関すること。
	3	育児情報の提供に関すること。
	4	子育て支援・多世代交流施設における一時預かり事業の実施に関すること。
	【那	珂湊児童館】
	1	児童館の管理運営に関すること。
	1	こども家庭センターに関すること。
	2	母子保健に関すること。
	3	発達相談支援に関すること。
子ども未来課	4	困難を抱える子育て家庭への支援に関すること。
	5	児童を養育する家庭の相談及び援助に関すること。
	6	児童福祉法に基づく措置及び援護に関すること。
	7	ひたちなか市要保護児童対策地域ネットワークに関すること。
	1	子どものための教育・保育給付に関すること。
	2	子育てのための施設等利用給付に関すること。
	3	特定教育・保育施設等の利用調整に関すること。
	4	民間保育所及び私立幼稚園の事業補助に関すること。
		市立保育所及び市立幼稚園の運営に関すること。
	6	保育所給食の栄養及び衛生指導に関すること。
		保育料に関すること。
		特定教育・保育施設等の整備に関すること。
		待機児童対策に関すること。
	ļ	- その他幼児教育及び保育に関すること。
	1	石川保育所】
	1	入所児童の保育に関すること。
幼児保育課		保育所の管理運営に関すること。
40九休月味		緊急保育サービス事業の実施に関すること。
	h	病後児保育事業の実施に関すること。 40月本デオ
	-	だ保育所】
	1	入所児童の保育に関すること。
		保育所の管理運営に関すること。
		地域子育て支援拠点事業の実施に関すること。 一時預かり事業の実施に関すること。
		一時限がり事業の美胞に関すること。 珂湊第一保育所 】
	1	入所児童の保育に関すること。
		保育所の管理運営に関すること。
		緊急保育サービス事業の実施に関すること。
-		珂湊第二保育所、高野いろは保育所共通】
		入所児童の保育に関すること。
	2	保育所の管理運営に関すること。

生活保護

生活保護は、憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、 困窮の程度に応じた必要な保護を行い、最低限度の生活水準を保障するために設けられた制度で す。すべての国民が、生活困窮に陥った場合に平等にこの権利を受けることができることは、生 存権を保障する重要な柱となっています。

この制度は、直接的には生活に困っている国民に対するものですが、間接的には、国民全体の 福祉に極めて大きな役割を果たしています。また、この制度のもう一つの重要な目的は、被保護 者の自立助長を図ることにあります。

1. 生活保護の決定までの流れ

相談

経済的に困窮している場合など、生活支援課で面接相談を実施。

 $\hat{\Gamma}$

保護申請

生活保護の必要性が高く,本人もしくは親族が申請を希望する場合は,生活保護を申請。

 $\hat{\mathbf{U}}$

調査

金融機関や生命保険,年金,不動産など,資産の調査を実施。 親族の居所を調査し,扶養の可能性を確認。

 Ω

判定・決定

調査により得られた情報をもとに、保護を要するかどうかを 判定。保護「要」となれば、生活保護を決定。

 Ω

生活保護受給後は、生活支援課で様々な自立支援を実施します

2. 生活保護の概況

(1)被保護世帯・人員

令和5年度末における生活保護の受給者は、968世帯1、165人です(停止世帯を含む)。 保護世帯数の動向をみると、平成27年度以降は増加傾向にありましたが、令和6年度は減少に 転じました。

令和6年度中の動きは、4月末では958世帯1、150人でしたが、令和7年3月末には937世帯1、125人と世帯数は21世帯減、人員は25人減となっています。

当市の令和6年度末の保護率は7.3%であり、全国平均16.2%(令和7年1月)、県平均10.4%(令和7年3月)を大きく下回っています。

被保護世帯・人員の推移(表 1.2-1)

年度	世帯数	人員数	保護率(‰)	1世帯あた り人員数
H27	705	894	5. 7	1. 27
H28	722	901	5.8	1. 25
H29	730	899	5.8	1. 23
H30	803	994	6. 4	1. 24
R1	838	1,024	6.6	1. 22
R2	897	1, 110	7. 2	1. 24
R3	927	1, 122	7. 2	1. 21
R4	942	1, 132	7. 3	1. 20
R5	968	1, 165	7. 6	1. 20
R6	937	1, 125	7. 3	1. 20

令和6年度の月別推移(表 1.2-2)

(各月末)

н	被保護	養人員	保護率(‰)	1世帯あた
月	世帯数	人員数	休喪半(%0)	り人員数
R6. 4	958	1, 150	7. 4	1. 20
5	954	1, 146	7. 4	1. 20
6	959	1, 152	7. 5	1. 20
7	960	1, 155	7. 5	1. 20
8	950	1, 143	7. 4	1. 20
9	953	1, 145	7. 4	1. 20
10	950	1, 140	7. 4	1. 20
11	950	1, 139	7. 4	1. 20
12	952	1, 141	7. 4	1. 20
R7. 1	947	1, 136	7. 3	1. 20
2	943	1, 136	7. 3	1. 20
3	937	1, 125	7.3	1. 20

(2) 扶助の種類別人員

生活扶助及び住宅扶助でみると、平成27年度以降は増加傾向にありましたが、令和6年度は減少に転じました。

各扶助対象比をみると、令和6年度は医療扶助が最も大きい割合を占めており、次いで生活扶助、住宅扶助と続いています。

被保護人員・扶助別構成比の推移(表 1.2-3)

年	被保	生活	住宅	教育	介護	医療	-La.L.	7. Ы. — (/	∀ ++ □ + 1	旦 / A `	\ 0/		
度	人員	扶助	扶助	扶助	扶助	扶助	刈	対象比=(各扶助人員/A)%					
	A	人員	人員	人員	人員	人員	生活	住宅	教育	介護	医療		
H27	894	746	670	35	159	690	83. 4	74.9	3.9	17.8	77. 2		
H28	901	786	692	36	181	714	87. 2	76.8	4.0	20. 1	79. 2		
H29	899	766	682	30	207	700	85. 2	75.9	3.3	23.0	77. 9		
H30	994	853	744	37	221	796	85.8	74.8	3. 7	22. 2	80. 1		
R1	1,024	877	782	36	242	801	85.6	76.4	3. 5	23.6	78. 2		
R2	1, 110	944	849	33	255	898	85.0	76.5	3.0	23.0	81. 0		
R3	1, 122	957	855	31	270	966	85.3	76. 2	2.8	24. 1	86. 1		
R4	1, 127	977	891	34	265	992	86. 7	79. 1	3.0	23.6	88. 0		
R5	1, 151	1,005	934	36	281	1,014	87.3	81.1	3. 1	24. 4	88. 1		
R6	1, 108	981	897	34	260	976	88.5	81.0	3. 1	23. 5	88. 1		

(3)世帯類型別世帯数

令和6年度の被保護世帯945世帯(停止世帯除く)のうち、高齢者世帯は531世帯となっており全体の56.1%を占めています。

被保護世帯の世帯類型別世帯数の推移(表 1.2-4)

(年平均値)

区	単	身 者 世	帯	1 1	人以」	上の世	带	被保護
分分	高齢者	傷病	その他	高齢者	母 子	傷病	その他	世帯数
年	世帯	障害者	の世帯	世帯	世帯	障害者	の世帯	(停止除
度		世帯				世帯		<)
H27	332	194	32	35	23	51	17	684
H28	341	191	36	38	17	47	22	692
H29	365	185	39	43	13	44	24	713
H30	391	192	48	46	15	37	30	758
R1	424	197	57	45	17	33	38	809
R2	450	189	72	43	18	35	44	851
R3	475	203	81	45	16	35	47	902
R4	484	233	78	41	17	35	43	931
R5	499	236	81	38	19	31	50	954
R6	496	229	87	35	18	10	45	945

※保護の停止世帯を除く

(4) 保護の申請状況

令和6年度における保護の申請は173件、開始は136世帯163人、廃止は158世帯175人で、廃止世帯が開始世帯を22世帯上回っています。

保護申請及び廃止等の状況 (表 1.2-5)

(各年度累計)

				決	定			
年	申請件数	带子	±n ==	開	始	廃	止	対開始比率
度		取下	却下	世帯	人員	世帯	人員	B/A
	(A)			(B)				
H27	78	3	6	67	93	90	128	85. 9
H28	115	4	9	99	136	77	103	86. 1
H29	114	5	11	101	129	96	116	89. 4
H30	217	7	35	167	214	100	121	76. 9
R1	210	8	36	168	226	130	170	80.0
R2	201	10	33	155	214	95	119	77. 1
R3	203	9	39	154	195	127	162	75.8
R4	221	12	33	176	212	156	174	79. 6
R5	214	7	40	171	216	158	187	80. 3
R6	173	7	33	136	163	158	175	78.6

[※]申請と決定が同一年度とは限らない(年度を跨いで決定となる場合がある)

(5) 保護の開始事由

令和6年度の保護開始の主な理由としては、「手持金等の減少」が82世帯、次いで「その他」が21世帯となっています。「その他」の21世帯のうち主な理由は、「施設入所」によるものが3世帯、「葬祭扶助」によるものが4世帯となっています。

保護開始事由の状況(表 1.2-6)

(各年度累計)

			保		護		Ī	荆			
年	世帯	7	世帯	世帯	,	働いてレ	ヽた者の		手持金	仕送り	
度	数数	人員	主の	員の	死	離別	収入	失職	等の	等の	その他
	奴	贝	傷病	傷病	亡	不在	減	大帆	減少	喪失	
H27	67	93	27	0	1	2	3	5	15	3	11
H28	99	136	40	0	0	4	8	4	22	8	13
H29	101	129	26	1	0	3	5	9	24	9	20
H30	167	214	41	1	1	7	5	15	53	11	33
R1	168	226	32	2	0	6	7	19	74	14	14
R2	155	214	24	2	1	2	2	28	53	17	26
R3	154	194	22	0	0	1	1	10	81	8	31
R4	176	212	26	0	0	1	8	7	92	11	31
R5	171	216	23	0	0	3	6	12	92	9	26
R6	136	163	13	0	0	1	4	7	82	8	21

(6) 保護の廃止事由

令和6年度の保護廃止の主な理由としては、「死亡」によるものが84世帯、「新規就労」によるものが8世帯となっています。「その他」の49世帯のうち主な理由は、「保護の辞退」によるものが7世帯、「転出」によるものが7世帯となっています。

保護廃止事由の状況 (表 1.2-7)

(各年度累計)

年			保		護	護 廃				止			
+	世	人	世帯	#	死	稼働収	入増	年金	仕送	引取	施	そ	
	帯		主の	員の		職継続	新	年金等の増加	り贈	引取り扶養	設	の	
度	数	員	世帯主の病状治癒	世帯員の病状治癒	亡	職)の収入増継続中(又は転	新規就労	増加 加	仕送り贈与の増加	養	入 所	他	
H27	90	128	0	0	32	9	20	3	0	3	3	23	
H28	77	103	0	0	33	8	7	5	0	1	2	21	
H29	96	116	0	0	45	9	3	2	0	3	0	30	
H30	100	121	0	0	47	0	14	3	1	0	2	27	
R1	130	170	0	0	51	3	7	3	0	5	2	59	
R2	95	119	0	0	44	7	8	3	0	1	4	28	
R3	127	162	0	0	50	2	23	6	0	3	8	35	
R4	156	174	0	0	65	8	19	5	0	7	6	46	
R5	158	187	0	0	66	7	14	4	0	1	5	61	
R6	158	175	0	0	84	4	8	5	0	5	3	49	

(7) 生活保護費扶助別支出状況 (表1.2-8)

(単位 千円)

区分	生活扶.	助費	住宅扶	助費	教育扶	助費	介護扶	助費	医療扶	助費	その他 扶 助		保護施 事 務		扶助費
年人度	金額	比率	金 額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金 額	比率	金 額	比率	総額
H27	466, 231	31. 3	176, 975	12. 0	4, 124	0.3	56, 978	3.8	748, 617	50. 3	4, 275	0.3	30, 063	2.0	1, 487, 263
H28	477, 338	31.8	179, 395	12. 0	4, 245	0.3	57, 180	3.8	749, 022	50.0	2, 499	0.2	28, 850	1. 9	1, 498, 529
H29	486, 119	31. 1	184, 075	11.8	4, 017	0.3	68, 331	4. 4	794, 904	50.8	3, 312	0. 2	24, 200	1. 5	1, 564, 958
Н30	502, 821	29.8	193, 317	11. 5	3, 681	0.2	101, 265	6. 0	855, 058	50.6	3, 632	0.2	28, 468	1. 7	1, 688, 242
R1	527, 657	29. 7	211, 020	11. 9	3, 284	0.2	92, 518	5. 2	910, 046	51.2	6, 613	0.4	27, 057	1. 5	1, 778, 195
R2	554, 340	30. 9	226, 083	12. 6	3, 046	0.2	93, 136	5. 2	883, 462	49. 2	4, 811	0.3	30, 480	1. 7	1, 795, 358
R3	583, 039	30.6	239, 709	12. 6	3, 151	0.2	103, 554	5. 4	937, 882	49. 3	6, 045	0.3	29, 799	1.6	1, 903, 179
R4	597, 872	30. 7	251, 809	12. 9	3, 099	0.2	101, 458	5. 2	953, 223	48. 9	5, 127	0.3	36, 639	1. 9	1, 949, 227
R5	611, 065	31.0	261, 058	13. 3	4, 065	0.2	83, 953	4. 3	964, 842	49.0	6, 574	0.3	37, 729	1. 9	1, 969, 286
R6	602, 416	31. 1	259, 673	13. 4	3, 069	0.2	79, 176	4. 1	946, 592	48. 9	4, 048	0. 2	40, 155	2. 1	1, 935, 129

3. 就労支援の概況

(1) 就労支援員による支援

平成23年度より福祉事務所内に配置した就労支援員を積極的に活用し、被保護者や生活困窮者に対して、就労意欲の喚起や求人情報の提供、職業相談、面接対策等、きめ細かな支援を行っています。就労した後も面談を通して定着に向けた支援を行い、自立を促します。

就労支援員による支援件数及び就労達成件数 (表 1.3-1)

年 度	支援件数	就労達成件数	達成率
H27	124	90	72.6%
H28	93	68	73.1%
H29	89	63	70.8%
Н30	84	46	54.7%
R1	98	55	56.1%
R2	109	65	59.6%
R3	74	54	73.0%
R4	60	45	75.0%
R5	55	32	58. 2%
R6	79	41	51.9%

(2) 生活保護受給者等就労自立促進事業

被保護者や生活困窮者の中で、稼働能力及び就労意欲がある方に対して、水戸公共職業安定所 (ハローワーク水戸)と連携しながら就労支援等を行う「生活保護受給者等就労自立促進事業」 を活用し、早期就労及び経済的自立に向けた取り組みを行っています。

生活保護受給者等就労自立促進事業への支援依頼件数及び就労達成件数 (表 1.3-2)

年 度	依頼件数	就労達成件数	達成率
H27	23	16	69.6%
H28	16	13	81.3%
H29	15	10	66.7%
Н30	31	22	71.0%
R1	27	20	74.1%
R2	24	19	79. 2%
R3	30	20	66.7%
R4	15	12	80.0%
R5	24	15	62.5%
R6	21	16	76. 2%

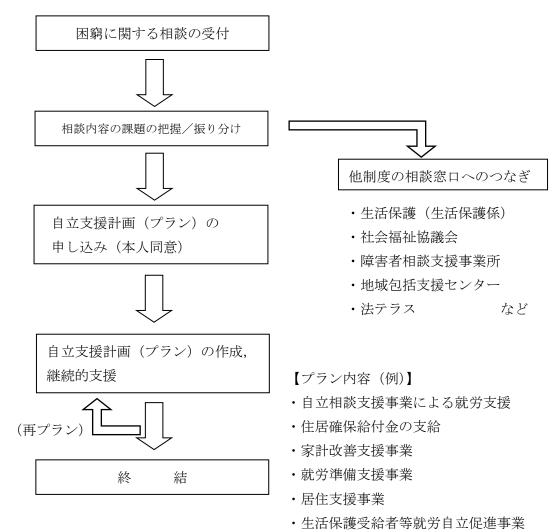
生活困窮者自立相談支援制度

生活保護に至る前の生活困窮者への支援を抜本的に強化するため、平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給などを行っています。

1. 自立相談支援事業

生活困窮者からの相談内容に応じ、自立相談支援員が各種情報提供や助言のほか、他制度 の相談窓口へのつなぎを行っています。

継続支援が望ましいと判断された場合には、自立相談支援員が相談者の状況に応じて自立 支援計画 (プラン) を作成し、必要なサービス (就労支援など) を提供するなど自立に向け た支援を行っています。



2. 住居確保給付金

(家賃の補助)

離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した方または住居を喪失するおそれのある方に対し、求職活動を行うことを条件に支給限度額を上限とする住居確保給付金を支給し、 住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

対象者

- ・離職等の方:申請日から2年以内に離職または自営業の廃業をされた方で、世帯の主たる生計維持者であった方
- ・休業等の方:やむを得ない休業等(個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が、本人の都合によらないで減少し、就労の状況が離職・廃業の場合と同等程度)の状況にある方で、主たる生計維持者であった方

主な支給要件

- ・収入と資産が(1)と(2)に当てはまること。
 - (1) 収入が収入要件以下であること
 - (2) 資産(預貯金・手持金)の合計が資産要件以下であること

世帯人数	(1) 収入要件(基準額+家賃額(上限あり))	(2) 資産要件
1人	78,000円+家賃額(上限34,000円)	468,000円
2人	1 1 5,000円+家賃額(上限41,000円)	690,000円
3人	140,000円+家賃額(上限44,000円)	840,000円
4 人	175,000円+家賃額(上限44,000円)	1,000,000円
5人	209,000円+家賃額(上限44,000円)	1,000,000円
6人	2 4 2,000円+家賃額(上限 48,000円)	1,000,000円
7人以上	275,000円+家賃額(上限53,000円)	1,000,000円

・ハローワークに求職申し込みを行い,誠実かつ熱心に安定的な雇用先への就職を目指した 求職活動を行うこと。経営再建を行う方は、よろず支援拠点、商工会議所、公的な経営相 談機関で経営相談を受けること。

支給限度額

1 人世帯 34,000 円以内 2 人世帯 41,000 円以内 3 人から 5 人世帯 44,000 円以内 6 人世帯 48,000 円以内 7 人世帯以上 53,000 円以内

支給期間及び支給方法

・支給期間:原則3ヶ月(最大9ヶ月まで延長可能)・支給方法:直接大家等に支給

(転居費用の補助)

離職等により収入が著しく減少し、転居により家賃負担等を軽減する必要がある生活困 窮者であって、支給要件を満たす者に、家賃の低廉な住宅への転居のための初期費用等を 補助します。

対象者

・住居喪失者又は住居喪失の恐れのある方で収入が著しく減少し、家計の改善のために家賃 が安い住居に転居する必要がある方

支給要件

・収入、資産の要件は家賃の補助と同様。また、転居により家計の改善が認められること。

支給限度額

1 人世帯 102,000 円以内 2 人世帯 123,000 円以内 3 人から 5 人世帯 132,000 円以内 6 人世帯 144,000 円以内 7 人世帯以上 159,000 円以内

注:補助対象外(敷金,前家賃,家財やエアコンの購入費など)

3. 家計改善支援事業

生活に困窮している方が、自ら家計の状況を把握し改善意欲を高められるように、家計状況の「見える化」を行い早期に生活再生できるよう支援します。具体的には、世帯全体の家計収支等に関する根本的な課題の評価・分析を行い、状況に応じた家計再生プランを作成し、関係機関へのつなぎ及び各種給付制度等の利用に向けた支援等を行います。

4. 就労準備支援事業

「社会に出ることに不安がある」、「他人とうまくコミュニケーションができない」、「生活 リズムが崩れている」などの理由ですぐに職に就くことが難しい方を対象として、最長1年 間、プログラムにそって一般就労に必要な基礎能力の形成に向けた集中的な支援(就労体験 等)を実施します。

5. 居住支援事業

一定の住居を持たない生活困窮者に対して,一定期間内に限り宿泊場所や食事の提供などを行います。その後の生活に向けて,日常生活を営むのに必要なサポートも行います。 注:収入が一定水準以下で,地域社会から孤立した状態にある方や路上生活等の不安定な居住状態にある方が対象です。

6. 新規相談, 支援決定 (プラン作成), 住居確保給付金支給世帯数等

4	丰 度	R2	R3	R4	R5	R6	
新規相	新規相談受付件数		616	547	571	527	
支援決定	(プラン作成)	47	42	53	36	59	
自立相	談支援事業	20	7	12	19	47	
による	就労支援	20	•	12	13	41	
家計改善	家計改善支援事業※1		0	4	2	5	
就労準備	請支援事業※2	0	0	1	0	0	
	護受給者等立促進事業 ※3	11	2	2	7	7	
住居確保	プラン件数	32	35	36	10	17	
給付金	支給世帯数	63 世帯	36 世帯	22 世帯	8 世帯	17 世帯	
₩11.7 四	支給金額	9, 236, 700 円	3,514,400円	3, 377, 000 円	1, 203, 700 円	1,549,000円	

※1:令和4年度から実施 ※2:令和2年度から実施 ※3:被保護者や生活困窮者の中で、稼働能力及び 就労意欲がある方に対して水戸公共職業安定所(ハローワーク水戸)と連携しながら就労支援等を行う。

児童福祉

児童福祉法第1条において、全ての児童は「適切に養育されること」「生活を保障されること」「愛され、保護されること」「心身の健やかな成長及び発達並びに自立が図られること」「その他の福祉を等しく保障されること」等の権利を有していると明記されております。

第2条においては、全ての国民は、児童が心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならないと規定され、その責任を保護者とともに、国及び地方公共団体に課しています。

1. 家庭児童相談

下記の相談件数の表は、ひたちなか市において令和2年度から令和6年度に受けた新たな相談の件数を計上したものです。

相談内容は、養護相談が全体の約90%と高い割合を占めています。養護相談の内訳としましては、虐待に関する相談が約68%を占め、虐待相談以外のその他の相談としましては、家族関係の悩み、保護者の疾患等に関する相談や経済不安となっており、これらの問題が複合化している相談も増えています。

新規相談対応件数(表1)

	 その他の相談 (2 (2 (3) (4) (4) (4) (4) (5) (6) (6) (7) (8) (8) (9) (10) (2) (2) (4) (4) (4) (4) (5) (6) (6) (7) (8) (9) (10) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (5) (6) (7) (7) (8) (9) (10) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (5) (6) (7) (7) (8) (9) (10) (10) (2) (3) (4) <l< th=""><th></th><th></th><th>新規村</th><th>目談対応</th><th>件数</th><th></th></l<>			新規村	目談対応	件数	
	作里方门		R2	R3	R4	R5	R6
養護相談	児童虐待相談	(1)	102	115	233	150	220
食暖怕飲	その他の相談	(2)	85	62	99	R5	104
保健相談	保健相談	(3)	0	1	1	0	3
	肢体不自由相談	(4)	0	0	0	0	0
	視聴覚障害相談	(5)	0	0	0	0	0
陪宝扣欽	言語発達障害等相談	(6)	1	0	1	0	0
障害相談	重症心身障害相談	(7)	0	0	0	0	0
	知的障害相談	(8)	0	0	0	1	0
	発達障害(自閉症等)相	談 (9)	3	11	7	R5 150 154 0 0 0 0 0 1 1 2 1 0 27 6 0 5 8	7
非行相談	ぐ犯行為等相談	(10)	0	0	0	1	0
プト117日政	触法行為等相談	(11)	0	0	0	R5 150 154 0 0 0 0 0 1 1 2 1 0 27 6 0 5 8	0
	性格行動等相談	(12)	10	9	3	0 1 7 2 0 1 0 0 3 27 3 6	8
育成相談	不登校相談	(13)	8	0 0 0 0 10 9 3 27	7		
月八代歌	適性相談	(14)	(9) 3 11 7 2 (10) 0 0 0 1 (11) 0 0 0 0 (12) 10 9 3 27 (13) 8 4 3 6 (14) 0 0 0 0	0			
	育児・しつけ相談	(15)	5	3	6	5	9
その他の相談	その他の相談	(16)	9	9	10	8	1
計	計	(17)	223	214	363	354	359

(参考)※全国の市町村における新規の児童相談受付件数(令和5年度):484,284件 ※児童相談所における児童虐待相談対応件数(令和5年度):225,509件

2. 子育て短期支援事業

ひたちなか市では、保護者の疾病等により、一時的に家庭で児童を養育することが困難となった場合に利用できる制度として、児童福祉施設等において短期間、児童の養育を行う子育て短期 支援事業を実施しています。

下の表は、ひたちなか市が子育て短期支援事業の養育施設として契約している施設等の一覧です。児童福祉法の改正により、子育て短期支援事業の受入れ先として里親への委託が可能となったことから、里親による短期養育も行っております。

(表2)

(令和7年4月1日現在)

	119 11				
区分	施 設 名 称	所 在 地			
乳児院	日本赤十字社	水戸市小吹町 2673-1			
	茨城県支部乳児院				
	同仁会乳児院	高萩市肥前町 1-80			
	さくらの森乳児院	つくば市高崎 802-1			
児童養護施設	チルドレンズ・ホーム	那珂市額田北郷 771-1			
	石崎学園	茨城町上石崎 4698-2			
	内原和敬寮	水戸市小林町 1186-84			
	つくば香風寮	つくば市高崎 802-1			
	臨海学園	高萩市肥前町 1-80			
	同仁会子どもホーム	高萩市秋山 712-1			
	みどり園	水戸市開江町 1069-7			
	誉田養徳園	常陸太田市瑞龍町 1425 番地			
	日照養徳園	日立市川尻町 4-20-12			
	樹学園	茨城町小幡 2765-4			
	若草園	那珂市鴻巣 1191			
里親	市内里親6家庭	ひたちなか市内			

3. 保育所

就学前の幼児及び乳児の保育にあたるべき保護者が、保育できない状況にあるとき、かわって 保育することを目的とした施設です。

入所にあたっては、当該世帯の市町村民税所得割額の課税額に応じて保育料が決定されます。 国の基準では、所得階層を段階に分けて徴収することになっていますが、当市では段階を細分 化するとともに、国基準よりも金額を低く設定するなど、保護者に対する軽減策を講じています。

(1) 市内の保育所の所在地及び定員等(表3)

別	保育所名	所 在 地	利用定員	保育児の年齢
	東石川保育所	東石川 1475	120	満3ヶ月から就学前の子ども
公	つだ保育所	津田 1950-1	140	満3ヶ月から就学前の子ども
立立	那珂湊第一保育所	西十三奉行 13214-2	90	満6ヶ月から就学前の子ども
	那珂湊第二保育所	平磯町 304	60	<i>II</i>
	高野いろは保育所	高野 216-1	19	満3ヶ月から2歳児の子ども
	勝田保育園	東石川 3-5-1	110	満8ヶ月から就学前の子ども
	前渡ふたば保育園	馬渡 674-2	75	産休明けから就学前の子ども
	つくし学園	馬渡 2895-20	135	II
	はなのわ保育園	西光地 1-6-3	90	IJ
	勝田すみれ保育園	枝川 2560	100	満6ヶ月から就学前の子ども
	たんぽぽ保育園	中根 4506-1	100	産休明けから就学前の子ども
	たかば保育園	高場 1615	340	<i>II</i>
私	なかや保育園	佐和 612-3	130	<i>II</i>
	勝田あすなろ保育園	武田 901-2	220	11
	清心保育園	高野 1782-5	270	<i>II</i>
	堀川保育園	八幡町 5-14	200	<i>II</i>
<u> </u>	平磯保育園	平磯町 5042	135	<i>II</i>
	湊保育園	湊中央 1-7-17	60	満3ヶ月から就学前の子ども
	柳沢保育園	柳沢 454-3	110	産休明けから就学前の子ども
	野いちご保育園	大成町 12-2	80	11
	金上保育園	金上 1235-1	90	11
	海の子保育園	磯崎町 4625-10	90	11
	お一くす佐野保育園	稲田 606-1	120	11
	あずみの森保育園	中根 3327-3	120	11
	合	計	3, 004	

※定員は令和7年4月現在の利用定員,産休明けは生後57日以降

(2) 保育料

令和7年度保育料基準額表

1. 1	十段休月作	144 1		保育料(月	額:円)
階層区分			世帯の定義	保育標準時間	保育短時間
				3歳未満児 3歳未満児 0 0 0 0 9,000 8,8 4,500 4,4 5,000 11,7 6,000 5,8 6,000 5,8 0 17,6 9,000 8,8 6,000 5,8 0 26,000 25,5 13,000 12,7 6,000 5,8 0 25,5 13,000 12,7 36,000 35,3 18,000 17,6 41,000 40,3 20,500 20,1 53,000 52,0 26,500 26,0 55,000 54,0 27,500 27,0 57,000 55,9	3 歳未満児
第1	生活保護世	帯等		0	0
	ア 市町村目	早税が	非課税の世帯	定義	0
第2		-			0
	イ アに該当	首する	世帯のうちひとり親世帯等		_
	ア 市町村目	民税の	額が均等割の額のみの世帯		
第3		-		· ·	*
	イ アに該当	イ アに該当する世帯のうちひとり親世帯等			
		7		3歳未満児 3歳未満児 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	ŭ .
		ア	48,600 円未満		
第4	イ アに該当する世帯のう 親世帯等 ア 48,600 円以上 62,000 円未満 イ アに該当する世帯のう	1	マルナルトフ川州のされている	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
		たに該当する世帯のからいどり 親世帯等			
	-	ア		でのうちひとり 6,000 5,800 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	
第5		1	イ アに該当する世帯のうちひとり		
			親世帯等	18,000 17,6 9,000 8,8 5ちひとり 6,000 5,8 0 26,000 25,5 13,000 12,7	0
		ア	62,000 円未満 アに該当する世帯のうちひとり 親世帯等 62,000 円以上 77,101 円未満	26,000	25,500
	市町村民税所得割		77,101 円未満	13,000	12,750
笠6		脱所得割 イ	アに該当する世帯のうちひとり	6,000	5,800
第6	課税額が 右の区分		親世帯等	ŭ	=
	のいずれ	ウ	77,101 円以上	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	
	かに該当する世帯		97,000 円未満	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	•
第7) OET		97,000 円以上	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	•
	-		136,000 円未満		
第8			136,000 円以上		
	- -				
第9			169,000 円以上 301,000 円未満		
	1			·	
第10			301,000 円以上 397,000 円未満		
	1		00.3000 12[NH]		5 5, 9 0 0
第11			397,000 円以上	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	27,950
ママいし か 切り				20,000	21,000

<ひとり親世帯等>

母子・父子世帯、同世帯に障害をお持ちの方がいる世帯をいいます。

<3~5歳児について>

国の制度により、3歳以上児の保育料は無料です。

<多子世帯への軽減措置>

・2人目:半額(階層区分により2人目のきょうだいの数え方が異なります。)

※第1~第8階層:同居の兄姉を上から順に1人目,2人目と数えます。

※第9~第11階層:小学校就学前の兄姉を上から順に1人目,2人目と数えます。

・3人目以降:無料(階層区分にかかわらず無料です。)

<副食費免除について(3歳以上児)>

・副食費(おかず代、おやつ代等)は保護者の所得によっては免除となる場合があります。

(3) 保育児童の推移

1)保育所定員及び施設数表(表4)

年 度	公立定員	私立定員	計	公立施設数	私立施設数	計
R1	350	2, 535	2, 885	4	19	23
R2	350	2, 545	2, 895	4	19	23
R3	369	2, 560	2, 929	5	19	24
R4	429	2, 560	2, 989	5	19	24
R5	429	2, 575	3, 004	5	19	24
R6	429	2, 575	3, 004	5	19	24
R7	429	2, 575	3, 004	5	19	24

2) 年齢別入所児童数(表5)

(各年4月1日現在)

年度年齢	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
3歳未満児	1, 086	1,066	1, 055	1,077	1, 120	1, 137	1,073
3 歳 児	559	558	574	554	545	576	583
4歳以上児	1, 140	1, 135	1, 163	1, 194	1, 167	1, 125	1, 128
計	2, 785	2, 759	2, 792	2,825	2,832	2,838	2, 784

保育所への入所希望児童数は、保護者の就労機会の増加や保育料無償化の影響などにより 一定の水準で推移しています。

市では、令和7年度から令和11年度までを期間とする「第3期子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保育の必要量と適正な供給量を見込み対応しています。

4. 幼稚園

3歳児(園により満3歳)から小学校就学までの幼児の教育を行い、年齢に相応しい適切な環境を整え、心身の発達を促すための教育施設です。保育料は無料です。

(1) 公立幼稚園

令和7年4月1日現在

44 国 夕	武士地	利用	園児数			
幼稚園名	所 在 地	定員	3 歳児	4 歳児	5歳児	合計
佐野幼稚園	稲田 25 番地	140	12	17	12	41
東石川幼稚園	東石川 1-1-3	140	8	7	11	26
那珂湊第三幼稚園 西十三奉行 13251-1		90	12	24	20	56
合	370	32	48	43	123	

(2) 私立幼稚園

令和7年4月1日現在

44 年 月	55 / 4h	利用			園児数		
幼稚園名	所 在 地	定員	満3歳児	3歳児	4 歳児	5 歳児	合計
勝田第一幼稚園	勝田本町 13-2	580	0	83	85	115	283
勝田第二幼稚園	津田 1929	230	0	42	41	41	124
明成幼稚園	高場 1135	240	0	33	42	52	127
明成田彦幼稚園	田彦 1400-5	180	0	33	30	31	94
栄光幼稚園	松戸町 1-16-10	450	0	105	101	121	327
はなのわ幼稚園 東石川 2759-		190	0	49	60	53	162
合	合計		0	345	359	413	1, 117

5. 児童館

屋内での活動を主とし、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、又は情操を豊かにすると共に、みらい子育てネット(旧母親クラブ)、子ども会等の地域組織活動の育成、助長を図る等、児童の育成に関する機能を有する児童厚生施設であり、その状況は次のとおりです。

(1) 名称 那珂湊児童館

(2) 所在地 海門町1丁目6番9号

(3)敷地面積501.44 m²(4)建築延面積338.42 m²

(5) 施設の部屋等

図書室,集会室,遊戯室,湯沸室,トイレ,事務室,その他

(6)職員

館長(子ども政策課長兼務)児童厚生員(会計年度任用職員)3名

(7) 利用状況(令和6年度)

月	利用児童数	一般利用	開館日数
4	79	129	25
5	114	122	24
6	146	149	25
7	174	145	26
8	102	85	26
9	171	140	23
1 0	154	149	26
1 1	143	136	24
1 2	185	169	24

1	159	128	23
2	165	126	22
3	131	127	25
計	1,723	1,605	293

6. 子育て支援拠点

近年の少子化や核家族化の進展に伴い、地域で支えあう意識が薄まっている現状を踏まえ、 保育所あるいは公的施設内に子育て支援拠点施設を開設し、担当の保育士を配置し、地域の子 育て家庭に対する育児支援を行い、子育てに対する不安を気軽に相談したり、親と子どもの交 流を広げる場を提供しています。

(設置箇所) 子育て支援センター14箇所(公立2箇所・民間12箇所)非常設型1箇所(民間1箇所)

7. 子育てサロン

子育で中の親子を中心とした地域住民が、気軽に・無理なく・楽しく・自由に集い、子育での相談や情報交換、趣味の活動等を通して子育でを楽しみ、仲間づくりを行うふれあい活動の場です。

(設置サロン数) 14サロン

8. ファミリー・サポート・センター

地域の子育てと高齢者の生活を支援するため、「援助をして欲しい方」と「お手伝いできる 方」を会員組織化して活動する相互援助組織で、以下のようなサポートを行っております。

◆サポート内容

[育児支援]

- ・保育所、幼稚園、学童クラブ等への送迎
- ・買い物,外出,病気回復期等の際の子どもの預かり
- ・産前産後における妊産婦のお世話、子どもの見守りまたは家事援助

[生活支援]

- ・食事づくり,洗濯,掃除等
- ・話し相手, 安否確認等
- ◆活動時間 午前7時から午後9時まで(12月28日~翌年1月5日は除く)
- ◆利 用 料 1時間あたり500円

(事務局) ひたちなか市社会福祉協議会 (委託先)

9. 母子福祉 (1) 母子・父子・寡婦福祉資金の概要(表8)

 (1) 母子・ 	『〒田『∐』 ◇子・寡婦福祉資金の概要(表8)				(令和6年4月)
貸付金の種類	貸 付 金 内 容	貸 付 の 対 象	貸 付 金 の 限 度	措 置 期 間・償 還 期 限	利子
事業開始資金	事業を始めるのに必要な費用 (店の設備,機械や材料,商品の購入等)	母子家庭の母・父子家庭の父 寡婦 母子福祉団体	(個 人) 3,470,000円 (団 体) 5,220,000円	貸付の日から1年間 措置期間経過後7年以内	保証人有:無利子 保証人無:年1%
事業継続資金	現在営んでいる事業を継続する費用 (商品, 材料購入, 店の改造, 拡張等)	母子家庭の母・父子家庭の父 寡婦 母子福祉団体	(個人) 1,740,000円 (団体) 1,740,000円	貸付の日から6ヵ月間 措置期間経過後7年以内	保証人有:無利子 保証人無:年1%
修 学 資 金 (月 額)	20歳未満の児童が高等学校、大学、大学院、高等専門学校又は専修学校で修学するために必要な費用 (授業料、書籍代、交通費等)	母子・父子家庭の児童 父母のない児童 寡婦が扶養している子	高校 序修 (高等) 公立 (自宅) 27,000円 專修 (高等) 私立 (自宅) 45,000円 水立 (自宅) 67,500円 私立 (自宅) 89,000円 板立 (自宅) 67,500円 私立 (自宅) 93,500円 大学 公立 (自宅) 71,000円 大学院 修士課程 132,000円 博士課程 183,000円 專修学校 (一般過程) 54,000円	(自宅外) 34,500円 (自宅外) 52,500円 (自宅外) 78,000円 (自宅外) 126,500円 (自宅外) 96,500円 (自宅外) 131,000円 (自宅外) 108,500円 (自宅外) 146,000円	無利子
技能習得資金 (月 額)	事業を始めたり、又は就職するために必要な知識技能を習得するための費用(訪問介護員、パソコン、 栄養士等)	寡婦	(一般月額) 68,000円 (特別一括) 816,000円 自動車運転免許の取得 460,000円	知識技能習得後 1 年 措置期間経過後 2 0 年以内	保証人有:無利子 保証人無:年1%
修業資金 (月額)	20歳未満の児童が事業を始めたり就職するため に必要な知識を習得するために必要な費用	母子・父子家庭の児童 父母のない児童 寡婦が扶養している子	(月額) 68,000円 自動車運転免許の取得 460,000円 (高校3年在学で就職を希望する者)	知識技能習得後1年 措置期間経過後20年以内	無利子
就職支度資金	父母又は20歳未満の児童が就職するのに必要な費用(被服費等)	24	(一般) 105,000円 (特別) 340,000円	貸付の日から1年間 措置期間経過後6年以内	保証人有:無利子 保証人無:年1% ※児童は保証人の 有無に保わらず無 利子
医療介護資金	1年以内の医療又は介護保険法に規定する保険給付 に係るサービスを受けるために必要な費用	母子家庭の母・父子家庭の父 母子・父子家庭の児童 寡婦	(医療) 340,000円 (特別) 480,000円 (介護) 500,000円	医療又は介護期間満了後 6 ヵ月 措置期間経過後 5 年以内	保証人有:無利子 保証人無:年1%
生活資金 (月額)	父母が①知識技能を習得している間②医療もしくは 介護を受けている間③母子家庭又は父子家庭になっ て7年未満④失業して1年以内の生活を安定・継続 するために必要な生活費⑤児童扶養手当制度におけ る所得制限未満の所得となって原則3か月以内の生 活を安定・継続するために必要な生活費 ③④については、おおむね6ヵ月以内に経済的自立 が見込める方。	寡婦	(一般月額) 108,000円 (技能習得月額) 141,000円 父母が生計中心者でないとき 69,000円 (月額) 69,000円 ⑤については、児童扶養手当に準拠した額(全部支給の額)の範囲内。	(①技能習得) 習得期間満了後6ヵ月を経過するまで 措置期間経過後20年以内 (②医療又は介護) 期間満了後6ヵ月を経過するまで 措置期間経過後5年以内 (③7年未満の者) 期間満了後6ヵ月を経過するまで 措置期間経過後8年以内 (④失業中の者) 貸付終了後6ヵ月を経過するまで 措置期間経過後5年以内 (⑤緊急生活安定) 習得期間満了後6ヵ月を経過するまで 措置期間経過後6ヵ月を経過するまで 措置期間経過後6ヵ月を経過するまで	保証人有:無利子 保証人無:年1%
住宅資金	住宅の建設,購入,補修,保全,改築,又は増築 するために必要な費用	母子家庭の母・父子家庭の父 寡婦	(通常時) 1,500,000円 (特別貸付) 2,000,000円	貸付の日から6ヵ月間 措置期間経過後6年以内(特別は7年以内)	保証人有:無利子 保証人無:年1%
転宅資金	住居を移転するため住宅の賃借に際し、必要な費 用(敷金等)	母子家庭の母・父子家庭の父 寡婦	260,000円	貸付の日から6ヵ月間 措置期間経過後3年以内	保証人有:無利子 保証人無:年1%
就学支度資金	20歳未満の児童が小学校,中学校,高校,大学 及び修業施設に入学,入所するのに必要な費用(被 服費等) ※他の機関と同種の資金との併用は不可	寡婦が扶養している子	小学校 64,300円 中学校 81,000円 国公立高校・専修(一般) 160,000円 私立高校・専修(高等) 420,000円 国立大学・国立専修(専門) 420,000円 私立大学・私立専修(専門) 590,000円 ※自宅通学の場合は10,000円差引いた額 国立大学院 380,000円 私立大学院 590,000円	就学終了後6ヵ月 (就 学) 措置期間経過後20年以内 (修 業) 措置期間経過後5年以内	無利子
結婚資金	母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童が婚姻に際し必要な費用	母子・父子家庭の児童	320,000円	貸付の日から6ヵ月間 措置期間経過後5年以内	保証人有:無利子 保証人無:年1%

[※]この資金の償還に当たり滞納があった場合、年3.0%の違約金が徴収されますので計画的に活用してください。

(2) ひとり親家庭相談

県は、ひとり親家庭の身の上相談・福祉の増進を図るため、母子・父子自立支援員を置いています。

区分	場所	電話
母子・父子自立支援員	福祉相談センター 地域福祉課	029(226)1513

10. 子育て支援センターふぁみりこ

子育て支援の拠点として子育て家庭が安心して集える場の提供のほか、子育て家庭に対する 育児不安等についての相談事業、子育てに関する情報の発信や地域の子育てサロンへの支援等 を行っています。

(1) あそびのひろば

火曜~日曜日 午前9時から11時30分,午後1時30分から4時

(月曜休館。月曜が祝日の場合は翌火曜が休館。)

令和6年度 開所日数 305日

利用登録者数 2,348人

利用者数 26,415人 (平均87人/日)

(2) 子育て相談(電話相談・来所相談・保育士による相談)

火曜~日曜日 午前9時から午後4時(月曜休館。月曜が祝日の場合は翌火曜が休館。)

令和6年度 相談件数 184件

(3) 所在地

ひたちなか市石川町11-1 (子育て支援・多世代交流施設内)

11. 子育て支援センターひまわり

子育て家庭の親と子どもが気軽に集い,相互に交流を深める場を提供しています。また,育児不安等についての相談事業を行っています。

(1) あそびのひろば

月曜~金曜日 午前10時から11時30分,午後2時から4時

令和6年度 開所日数 243日

利用登録者数 667人

利用者数 4,730人(平均19人/日)

(2) 子育て相談(電話相談・来所相談・保育士による相談)

月曜~金曜日 午前10時から午後4時

相談件数 62件

(3) 所在地

ひたちなか市津田1950-1 (ひたちなか市立つだ保育所内)

障害者の福祉

障害者基本法,障害者総合支援法,児童福祉法等の関係法令に基づき,福祉サービスや日常生活に関連する様々な施策を計画的に展開することにより,障害のある方々が暮らしやすい地域づくりを目指します。

1. 身体障害者の状況

身体に障害のある方に対しては、申請によりその障害の程度によって、1級から7級までの判定が行われ、6級までの方については身体障害者手帳が交付されます。

なお、この手帳は様々な支援を受ける基本となるものです。

現在,身体障害者手帳の所持者は4,102人で,内訳は18歳以上の方が3,992人, 18歳未満の方が110人となっています。障害別に見ると肢体不自由の方が全体の約42. 6%を占め、次いで内部機能障害の方が約39.9%となっています。

(1)身体障害者手帳所持状況

年 度	区 分	視 覚	聴覚・平衡	音声・言語 ・そしゃく	肢体	内 部	計
DO	児	3	31	1	76	17	128
R2	者	272	355	40	1,825	1, 598	4, 090
R3	児	3	29	1	73	16	122
СЛ	者	267	360	37	1,773	1,616	4, 053
R4	児	3	25	0	74	17	119
K4	者	272	358	42	1, 785	1,626	4, 083
DE	児	3	22	0	73	15	113
R5	者	275	351	37	1,723	1,622	4,008
	児	2	22	0	70	16	110
D.C.	者	299	360	37	1,676	1,620	3, 992
R6	計	301	382	37	1,746	1,636	4, 102
	割合	7. 3	9.3	0.9	42.6	39. 9	100.0

※児:18歳未満,者:18歳以上

(2) 新規身体障害者・児手帳所持状況

区分 年度	視覚	聴覚・平衡	音声・言語・そしゃく	肢体	内 部	=
R2	28	14	3	7	57	109
R3	11	20	1	51	146	229
R4	9	9	4	77	161	260
R5	21	14	0	63	148	246
R6	25	22	1	74	148	270

[※]児童も含む

(3) 等級別身体障害者・児手帳所持状況

	等級別									
障害別	障害別		1級	2級	3級	4級	5級	6級	計	
構成比(計/合	計)									
視覚障害		児	1	0	0	0	0	1	2	
		者	110	122	17	15	26	9	299	
7. 3	3%	計	111	122	17	15	26	10	301	
聴覚・平衡		児	0	7	3	3	0	9	22	
機能障害		者	3	126	34	65	2	130	360	
9.3	3%	計	3	133	37	68	2	139	382	
音声・言語・そし	トや	児	0	0	0	0			0	
く機能障害		者	0	1	25	11			37	
0.9	9%	計	0	1	25	11			37	
肢体不自由		児	42	8	6	5	9	0	70	
		者	340	371	304	422	160	79	1,676	
42.0	6%	計	382	379	310	427	169	79	1,746	
内部障害		児	8	0	3	5			16	
		者	944	14	268	394			1,620	
39.	9%	計	952	14	271	399			1,636	
		児	51	15	12	13	9	10	110	
合 計		者	1, 397	634	648	907	188	218	3, 992	
		計	1, 448	649	660	920	197	228	4, 102	
,										
合計構成比	児		46. 4	13.6	10.9	11.8	8. 1	9. 0	100.0	
(級/計) %	者		34. 9	15.8	16. 2	22. 7	4. 7	5. 5	100.0	
(//)%/ [1] / (0	計	-	35. 3	15.8	16. 1	22.4	4.8	5. 6	100.0	

2. 知的障害者の状況

知的障害のある方の福祉に関する様々な制度を利用しやすくするために, 療育手帳交付制度があります。

この手帳は、障害の程度により(A)(最重度)、(A)(最重度)、(A)(重度)、(B)(中度) ((B)(中度) ((B)

(1) 療育手帳所持状況

(各年度末現在福祉相談センター調)

			I		I	I
年 度	区分	(A)	A	В	С	計
R2	児	58 (1)	46 (6)	68 (10)	144 (22)	316 (39)
KΔ	者	223 (0)	214 (1)	251 (3)	242 (6)	930 (10)
R3	児	56 (1)	49 (4)	73 (10)	142 (25)	320 (40)
СЛ	者	232 (1)	223 (0)	262 (3)	253 (4)	970 (8)
R4	児	56 (2)	50 (4)	75 (13)	154 (36)	335 (55)
N4	者	240 (0)	227 (1)	272 (3)	260 (0)	999 (4)
R5	児	50 (2)	55 (6)	82 (13)	164 (30)	351 (51)
СЛ	者	244 (0)	230 (0)	270 (3)	269 (3)	1,013 (6)
	児	49 (4)	60 (4)	88 (16)	165 (30)	362 (54)
R6	者	255 (1)	229 (0)	286 (4)	286 (4)	1,056 (9)
	計	304 (5)	289 (4)	374 (20)	451 (34)	1,418 (63)

※() はうち新規交付者

3. 精神障害者の状況

精神障害のある方に対して、一定の精神障害の状態にあることを認定して精神保健福祉手帳が交付されます。手帳の交付を受けることにより、福祉に関する様々な制度を利用することができます。

(1) 精神保健福祉手帳所持状況

等級 年度	1 級	2 級	3 級	計
R2	82	572	433	1, 087
R3	83	625	444	1, 152
R4	77	670	459	1, 206
R5	80	751	491	1, 322
R6	82	825	526	1, 433

4. 主な福祉施策

- (1) 自立支援給付費(障害者総合支援法による福祉サービス)
- ア 障害福祉サービス (表1-1)
- ①介護給付 居宅介護, 重度訪問介護, 行動援護, 同行援護, 重度障害者等包括支援, 療養介護, 生活介護, 短期入所, 施設入所支援
- ②訓練等給付 共同生活援助,宿泊型自立訓練,自立訓練,就労移行支援,就労継続支援,自立生活援助,就労定着支援
- ③その他のサービス 特定障害者特別給付費,高額障害福祉サービス費,計画相談支援,地域移 行支援,地域定着支援
- イ 補装具費の支給(表2)
- ・身体障害者手帳の交付を受けている方に対し、身体上の障害を補うための装具購入、貸与及び修理の費用を支給します。
- ウ 自立支援医療(更生医療)(表3)
- ・障害の除去及び軽減のための手術等に係る医療費の一部を公費で負担します。
- 工 自立支援医療(育成医療)(表4)
- ・身体に障害のある児童に対し、障害の除去及び軽減のための手術等に係る医療費の一部を公費で負担します。
- 才 自立支援医療(精神通院)(表5)
- ・精神疾患の治療を受けている方が外来で保険診療を受けた際, 医療費の一部を公費で負担し, 自己負担の保険診療分を原則一割負担とします。
- (2) 障害児通所支援(児童福祉法による福祉サービス)(表1-2)

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、障害児 相談支援

- (3) 地域生活支援事業(障害者総合支援法による福祉サービス)等
- ア 相談支援事業
- ・福祉に関する情報の提供や相談など福祉サービスの利用支援や、社会資源の活用のための援助及び社会生活力を高めるための支援を行います。
- イ 日常生活用具の給付 (表6-1) (表6-2)
- ・障害のある方、難病を患っている方の日常生活に必要な用具を給付します。
- ・下肢障害等がある方の住宅の改修費を助成します。
- ウ 意思疎通支援事業(表7)
- ・聴覚、言語機能等の障害のために意思疎通を図ることが困難な障害のある方に、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
- 工 移動支援事業 (表8)
- ・障害があり屋外での移動が困難な人の外出の支援を行います。
- オ 地域活動支援センター事業
- ・創作活動や生産活動などの機会の提供や、地域社会との交流の促進、障害のある方や介護者からの相談に応じ必要な情報等の提供などを行い、自立した日常生活や社会生活を営むことが出来るよう支援します。
- カ 日中一時支援事業(表9)
- ・日中における活動の場所の確保及び障害のある方の家族の一時的な休息や就労の支援を目的としています。
- キ 訪問入浴サービス (表10)
- ・重度の肢体不自由等により居宅において単身では入浴が困難な方に移動浴槽車を派遣して入浴

サービスを提供します。

- ク 身体障害者自動車運転免許取得費助成 (表11)
- ・身体障害者手帳1~4級の人が自動車運転免許を取得する場合、その費用を助成します。
- ケ 身体障害者自動車改造費助成 (表12)
- ・上肢,下肢又は体幹機能に重度の障害のある方が運転する自動車を改造する場合,その費用を助成します。
- コ 重度心身障害者通院通所交通費助成 (表13)
- ・身体障害者手帳1,2級及び療育手帳A,A並びに精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方に対して、タクシー料金の一部を助成します。(ただし、自動車税種別割・軽自動車税種別割を減免されている人は除きます。)
- サ 障害者手帳交付申請用診断書料助成 (表14)
- ・市町村民税所得割非課税の方に対し、身体障害者手帳申請用並びに精神保健福祉手帳申請用の 診断料等を助成します。

(4) その他の福祉事業

- ア 生活福祉資金の貸付
- ・身体上障害のある方の更生をはかるため資金(生業費,技能習得費,就職支度金及び住宅増改築資金)を貸付けています。(窓口は社会福祉協議会)
- イ 視覚障害者用市報発行(窓口は社会福祉協議会)
- ・視覚障害のある方に対し、希望に沿って点字市報又は朗読テープを送ります。
- ウ 車いすの貸出し(窓口は社会福祉協議会)(表15)
- ・障害のある方, 高齢者や一時的に車いすの利用を必要とする方に対し, 車いすの貸出しを行います (原則として短期間)。
- エ 税金の控除,減免
- ・所得税、住民税、相続税、自動車税(環境性能割・種別割)の優遇措置があります。
- オ JR及びバス等の運賃割引
- ・身体障害者手帳又は療育手帳所持者及び同乗する介護者に対し、旅客運賃の割引をする制度です。
- カ ねたきり身体障害者等介護慰労金支給
- ・在宅のねたきり身体障害者等を常時介護している方に対し慰労金を支給します。
- キ 難病患者等見舞金(表16)
- ・難病患者(指定難病特定医療費受給者証,一般特定疾患医療受給者証,小児慢性特定疾病医療 受給者証又は先天性血液凝固因子障害等医療受給者証の交付を受けている方)又はその方を監護 (扶養)している方の労苦に報いるために見舞金を支給します。
- ・見舞金の額 年額20,000円
- ク ヘルプマーク・ヘルプカードの配布
- ・外見ではわからなくても援助や配慮を必要としている方が、そのことを周囲の人に知らせるためのヘルプマーク・ヘルプカードを配布しています。
- ケ 合理的配慮推進事業補助金
- ・民間事業者等が障害のある方に必要な合理的配慮を提供するための費用の一部を補助します。

(表1-1)①,②,③障害福祉サービス(令和6年3月~令和7年2月)

	区分	利用延べ件数	公費負担額(円)
	居宅介護	2, 215	113, 994, 033
	重度訪問介護	250	272, 561, 286
	行動援護	17	958, 346
介護給付	同行援護	304	11, 738, 138
月 喪和刊	療養介護	221	62, 001, 800
	生活介護	4, 879	1, 146, 861, 917
	短期入所	925	71, 006, 319
	施設入所支援	2,011	320, 925, 212
	共同生活援助	2, 767	486, 960, 094
	宿泊型自立訓練	18	1, 513, 776
	自立訓練 (機能訓練)	48	5, 561, 743
訓練等	自立訓練 (生活訓練)	124	13, 846, 316
給 付	就労移行支援	1,017	133, 494, 660
	就労継続支援A型	1, 137	156, 999, 088
	就労継続支援B型	5, 032	653, 302, 760
	就労定着支援	61	2, 279, 441
特定障害者	, 行特別給付費(補足給付)	4, 531	46, 566, 007
高額障害福	高額障害福祉サービス費		683, 351
地域定着支	泛援	12	39, 972
計画相談支	泛援	3, 931	65, 134, 613

(表1-2) 障害児通所支援サービス(令和6年3月~令和7年2月)

区分	利用延べ件数	公費負担額(円)
児童発達支援	2,678	348, 802, 333
放課後等デイサービス	8, 576	788, 898, 850
保育所等訪問支援	15	338, 572
居宅訪問型児童発達支援	0	0
障害児相談支援	2,061	40, 053, 782

(表2) 補装具交付・修理の状況

	年 度 R3				R4		R5			R6						
				件数			件数			件数			件数			
補業	表具》		分 /		交付	修理	 	交付	修理	計	交付	修理	計	交付	修理	計
盲	人戶	1 发	全	杖	5	0	5	7	0	7	12	0	12	13	0	13
義				眼	0	0	0	1	0	1	2	0	2	2	0	2
眼				鏡	10	0	10	8	1	9	12	0	12	9	0	9
補		聴		器	43	39	82	50	45	95	38	47	85	51	23	74
義				肢	6	11	17	9	10	19	2	16	18	12	7	19
装				具	87	28	115	59	25	84	79	15	94	77	12	89
車		椅		子	20	29	49	26	29	55	21	30	51	16	28	43
歩		行		器	1	0	1	3	0	3	2	1	3	3	0	3
歩	行	補	助	杖	4	0	4	0	0	0	3	0	3	4	0	4
電	動	車	椅	子	1	4	5	3	0	3	1	2	3	3	8	11
そ		\mathcal{O}		他	10	5	15	13	6	19	18	15	33	14	14	28
		計			187	116	303	179	116	295	190	126	316	204	92	296

(表3) 自立支援医療(更生医療) 給付状況

	年 度	R2	R3	R4	R5	R6
給付人員		38	43	45	49	48
障害区分	音声・言語・そしゃく	0	0	0	1	1
	心臓	1	1	1	1	1
	じん臓	32	35	37	40	39
	免疫	5	7	6	7	7

(表4) 自立支援医療(育成医療)給付状況

	年 度	R2	R3	R4	R5	R6	
給付人員		9	7	2	2	2	
障害区分	聴覚・平衡機能	0	1	0	0	0	
	音声・言語・そしゃく	9	6	2	2	2	
	肢体	0	0	0	0	0	
	心臓	0	0	0	0	0	
	その他	0	0	0	0	0	

(表5) 自立支援医療(精神通院)利用者数 (各年度末現在精神保健福祉センター調)

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
自立支援医療(精神通院)利用者	1,510	2,654	2,694	2, 787	2,886

(表6-1) 障害者日常生活用具給付状況

(表 6 - 1) 障害者日常生活用具給付状液	兀				
年 度	R2	R3	R4	R5	R6
日常生活用具名 便器	0	0	1	1	1
特殊便器	2	0	0	0	0
特殊マット	1	2	3	5	1
特殊寝台	1	5	3	4	1
体位変換器	2	0	0	0	0
移動・移乗支援用具	3	1	6	6	3
歩行支援用具	0	0	0	1	0
入浴補助用具	9	6	5	5	4
視覚障害者用ポータブルレコーダー	4	3	7	2	4
盲人用時計	4	4	5	6	3
点字タイプライター	0	1	0	0	1
電磁調理器	2	0	0	0	0
盲人用体温計	4	4	1	1	0
盲人用体重計	0	0	3	2	0
情報通信支援用具	3	3	3	2	0
視覚障害者用情報受信装置	0	1	1	0	0
視覚障害者用拡大読書器	6	5	4	4	2
視覚障害者用物品識別装置	0	0	0	1	0
視覚障害者用携帯型歩行支援装置	0	0	0	0	0
視覚障害者用血圧計	1	1	3	2	2
パルスオキシメーター	3	0	1	3	3
聴覚障害者用屋内信号装置	1	1	1	1	2
聴覚障害者用通信装置	4	4	3	2	2
聴覚障害者用情報受信装置	0	0	2	0	0
点字ディスプレイ	0	2	0	1	1
透析液加温器	0	1	1	0	1
ネブライザー	1	0	1	3	3
電気式たん吸引器	10	5	9	8	8
人工喉頭	6	0	3	5	13
頭部保護帽	8	8	7	5	4
歩行補助杖	1	1	0	0	2
点字器	0	0	0	0	1
収尿器	1	0	1	1	1
ストマ用装具	2, 407	2, 452	2, 486	2, 575	2, 501
紙おむつ	727	669	670	637	731
住宅改修費	8	8	9	2	3
携带用会話補助装置	1	0	0	0	0
	0	1	0	0	0
点字図書	O I				
点字凶書 人工內耳用電池	0	0	0	2	3

(表 6 - 2) 住宅改修費助成【表 6 - 1 住宅改修費 再掲】

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
助成件数(件)	8	8	9	2	3
1件当たり助成金額(円)	203, 623	222, 350	228, 978	190,000	234, 644

(表7) 意思疎通支援事業

事 業 名/年 度	R2	R3	R4	R5	R6
手話通訳者派遣 (件)	258	305	290	296	276
要約筆記者派遣 (件)	5	6	17	14	21
利用登録者(人)	66	63	65	68	68

(表8) 移動支援事業

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
実利用者数 (人)	43	48	47	57	54
延利用時間(h)	996	1, 179	1, 452	1,844	2,007

(表9) 日中一時支援事業

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
実利用者数 (人)	362	383	490	635	480
延利用回数(日)	19, 949	22, 593	21, 040	21, 327	23, 903

(表10) 訪問入浴サービス実施状況

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
実利用者数(人)	16	15	14	15	15
延実施回数(日)	1, 285	883	1, 055	919	1,067

(表11) 身体障害者自動車運転免許取得費助成

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
助成件数(件)	0	0	4	2	0
1件当たり助成金額(円)	_		100,000	100,000	

(表12)身体障害者自動車改造費助成

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
助成件数(件)	4	1	5	0	2
1件当たり助成金額(円)	100,000	100,000	97, 480	_	100,000

(表13) 重度心身障害者通院通所交通費助成

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
実利用人数(人)	206	205	159	175	172
助成金額(円)	1, 374, 840	1, 360, 290	1, 318, 830	1, 171, 650	1, 484, 000

(表14) 障害者手帳用診断書料助成状況

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
助成件数(件)	446	633	560	642	622
助成金額(円)	2, 923, 660	4, 140, 330	3, 649, 240	4, 298, 230	4, 377, 230

(表15) 車いす貸出事業の実施状況

事業名/年度	R2	R3	R4	R5	R6	備考
車いす貸出事業(件)	81	62	83	92	109	社協事業

(表16) 難病見舞金

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
支給件数(件)	1, 100	1,079	1,079	1,062	985
支給金額(円)	22, 000, 000	21, 580, 000	21, 580, 000	21, 240, 000	19, 700, 000

5. 心身障害者(児)スポーツ大会

障害のある方の健康増進と社会参加を促進するため、市内の障害福祉サービス事業所とボラン ティア等の協力により、スポーツ大会を開催しています。

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
開催回数	開催なし	開催なし	第 26 回	第 27 回	第 28 回
開催日	_		10月8日	10月14日	10月5日
団 体 数	_		10	11	12
参加者 (人)	_	_	116	204	185

[※]令和2~3年度は、新型コロナウィルス感染拡大のため、開催中止。

6. 相談員

障害のある方やその家族からの相談に応じるため、心身障害者相談員(身体障害者相談員,知 的障害者相談員,精神障害者相談員)を委嘱し、心身に障害のある方の日常生活の悩みをお聴き したり、同じ経験を有する立場から障害のある方への助言などを行っています。

7. 発達障害支援

子ども未来課みんなのみらい支援室を拠点として、保健、福祉、教育等の関係機関との連携の もと、子どもが持つ課題を早期に発見し、早期療育につなげるとともに、課題を持つ子どもの健 全な育成や保護者の育児に係る不安の軽減、保護者、学校及び保育所等の支援者の支援能力の向 上を図るため、相談支援業務及び講習会等を実施しています。

(1)巡回相談

発達に課題を持つ児童・生徒の早期支援として臨床発達心理士又は相談員が学校等を計画 的に訪問して保育士や教諭等に適切な支援について助言する相談事業を実施しています。

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
巡回件数(件)	68	94	101	110	108

(2) 個別相談

児童・生徒やその保護者,支援する教職員からの相談を受け,人との接し方や配慮の方法 など具体的な対応方法を助言する相談事業を実施しています。

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
個別面談 (件)	1, 326	897	952	663	672
電話相談 (件)	243	372	304	230	240

(3) 各種講座等の開催

ア SST教室

児童・生徒のコミュニケーション力向上を目的に,小学生(又は義務教育学校前期課程)以上を対象に少人数のグループ制でソーシャルスキルトレーニングを行う教室です。

イ スマイルペアレンティング講座 (子ども政策課実施事業)

保護者が子どもに対し大声で怒鳴ったり手を出したりしない上手な子育ての方法や子ど もとのコミュニケーションの取り方などを学ぶ講座です。

ウ 親子教室

発達に課題のある幼児とその親を対象に、作業療法士等と一緒に運動遊びなどを通して、親子で楽しく交流できる教室です。

エ スキルアップ講習会

子どもの支援に関わる保育士,幼稚園教諭,教職員等が,発達支援に関する基礎知識や 実践的な取り組みについて学び,現場での対応力を高める講習会です。

オ 理解啓発のための講習会

地域や学校からの依頼により発達障害についての入門的な講習会です。

カ 発達支援出前講座

小学校就学時健康診断の待ち時間を利用して行うもので、次年度就学予定の児童を持つ 保護者向けの講座です。

(4) 発達支援会議

発達に関する悩みを持つ児童・生徒の総合的な支援について、関係機関が集まり対応を協議する会議を実施しています。

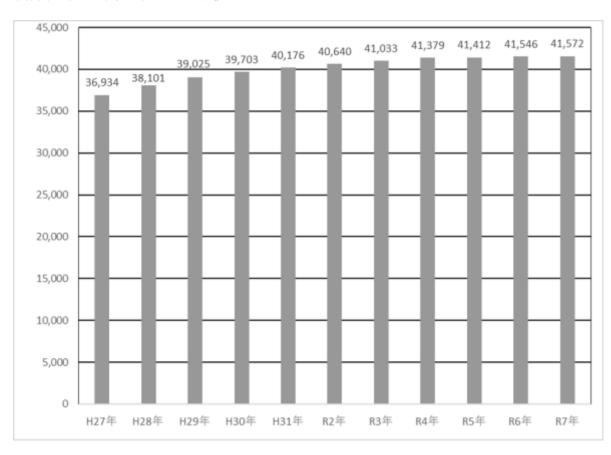
高齢者の福祉

現在,わが国では,本格的な高齢社会を迎え,今後もますます高齢者人口の増加が見込まれています。このような中,高齢者の方々が,住み慣れた地域で安心して暮らすために市民と行政が連携,協働を図りながら自らの健康づくりに取り組み,助け合いの精神を持ち,思いやりのある福祉のまちづくりを目指して行くことが大切です。

本市においては、「ひたちなか しあわせプラン21」に基づいて、介護サービス基盤の整備や 運動機能向上や栄養改善などを進める介護予防事業を実施するとともに、地域においても、地域 包括支援センターの活用によりきめ細かな福祉や保健サービスの提供に努め、高齢者をはじめ、 誰もが生きがいをもって安心して暮らせる地域社会の実現に努めています。

1. 高齢者の状況

高齢者(65歳以上)の人口推移



※各年3月31日現在 ※住基人口

(1) 人口構成 (各年3月31日現在)

単位:人(%)

年度 \ 区分	総人口	65歳以上	75歳以上
H28	159, 188	38, 101 (23. 9)	17, 548 (11.0)
H29	159, 326	39, 025 (24. 5)	18, 512 (11. 6)
Н30	159, 053	39, 703 (25. 0)	19, 306 (12. 1)
Н31	158, 675	40, 176 (25. 3)	20, 272 (12. 8)
R2	158, 225	40,640 (25.7)	20, 863 (13. 2)
R3	157, 672	41, 033 (26. 0)	21, 133 (13.4)
R4	156, 779	41, 379 (26. 4)	21, 764 (13. 9)
R5	156, 144	41, 412 (26. 5)	22, 674 (14. 5)
R6	155, 188	41, 546 (26. 8)	23, 396 (15. 1)
R7	154, 185	41,572 (27.0)	24, 129 (15. 6)

(2) 年齢別人口

単位:人

区分	男	女	計 (A)	比率(A)/(B) (%)
65 歳~69 歳	4, 087	4, 248	8, 335	5. 4
$70 \sim 74$	4, 250	4, 858	9, 108	5.9
$75 \sim 79$	4, 029	5, 151	9, 180	6.0
80 ~ 84	3, 381	4, 256	7,637	5.0
85 ~ 89	1, 971	2,670	4, 641	3.0
90 歳以上	805	1,866	2,671	1.7
計	18, 523	23, 049	41,572	27. 0
総人口	77, 793	76, 392	(B) 154, 185	

(3) ひとり暮らし・ねたきり高齢者等の推移

単位:人

区分 \ 年度	R2	R3	R4	R5	R6
ひとり暮らし	4, 925	5, 165	5, 332	5, 490	5, 761
ねたきり	1, 102	1, 102	1, 223	1, 216	1, 202

ひとり暮らし・・・民生委員の協力による実態調査

ねたきり・・・・要介護3以上で在宅の方(介護保険事業状況報告3月分より)

2. 高齢者福祉対策

(1) 高齢者クラブの組織状況

会員数,加入率については、年々低下している状況です。高齢者の豊かな経験と知識を 活かしながら健康づくりや仲間づくりを行っています。

区分\年度	R2	R3	R4	R5	R6
単位クラブ数	65	65	63	61	62
会員数 (人)	3, 481	3, 294	3, 082	2, 767	2,624
加入率(%)	7. 0	6. 5	6. 1	5. 4	5. 1
60 歳以上人口	49, 681	50, 123	50, 412	50, 685	51, 026

(2) 小地域ネットワーク事業

ひとり暮らし高齢者等に対し、ご近所の方々に協力員となってもらい、日常的な見守りや 声かけ等を行うことで、地域で孤立することなく安心して生活できるような地域づくりを推 進することを目的として実施しています。

区分 \ 年度	R2	R3	R4	R5	R6
新規ネット数	82	76	32	67	44
解除ネット数	97	127	53	152	82
組織ネット数	843	792	771	686	648

(3) 緊急通報システム事業

70歳以上のひとり暮らし高齢者の自宅に、事業者が運営するコールセンターに通報できる専用の端末機を設置し、緊急ボタンやペンダントを押すことで急病など緊急時に素早く助けを受けられる仕組みです。

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
設置台数	253	285	325	365	401

(4) 愛の定期便事業(ひとり暮らし高齢者)

安否確認の必要な70歳以上のひとり暮らしの高齢者等に、乳製品を隔日配達し、安否確認を行っています。

年度	41田之粉	配達延べ本数		
年 度	利用者数	ヤクルト	牛 乳	
R2	631 人	121, 302 本	30, 146 本	
R3	639 人	119,612本	29,707本	
R4	602 人	120,893 本	29,629 本	
R5	593 人	111,723本	28,095 本	
R6	558 人	107, 224 本	26, 983 本	

(5) ひとり暮らしの高齢者などの配食サービス事業

70歳以上のひとり暮らし高齢者と高齢者夫妻の方に、栄養のバランスの取れた食事(夕食のみ)を月曜から金曜日までのうち、申請者の希望で週3~5日配達しています。

○利用状況

年 度	内訳	配食日数	利用人数	配達食数
DO.	合 計	241 日	148 人	20,851 食
R2	月平均	20.1 日	_	1,738食
R3	合 計	242 日	151 人	19,410 食
СЛ	月平均	20.2 日	_	1,618食
R4	合 計	241 日	145 人	19,068 食
K4	月平均	20.1 日	_	1,589食
R5	合 計	241 日	167 人	19,537食
СЛ	月平均	20.1 日	1	1,628食
R6	合 計	243 日	126 人	22,033 食
NO	月平均	20.3 日	_	1,836食

(6) 在宅ねたきり高齢者等介護慰労金支給事業

昭和61年度から、在宅のねたきり高齢者、認知症高齢者、身体障害者及び知的障害者等を常時介護している人に対し、介護慰労金を支給しています。

1) 介護慰労金の額

支給対象者	支給額
①介護保険の要介護認定が3,4,5に該当する人のうち,	年額 24,000円
高齢者及び介護者が市民税非課税世帯の介護者	(下記②に該当する者は除く)
②介護保険の要介護認定が4,5 (相当を含む) に該当する	
人のうち、高齢者及び介護者が市民税非課税世帯であ	年額100,000円
り、かつ1年間介護サービスを受けない人の介護者	
③65歳未満のねたきりの障害者の介護者	年額 36,000円

2) 介護慰労金の支給状況

年 度	-	支 給 者 数	(
十 及	ねたきり等高齢者	ねたきり等障害者	計
R2	46 人	10 人	56 人
R3	42 人	9人	51 人
R4	44 人	8人	52 人
R5	43 人	11 人	54 人
R6	40 人	13 人	53 人

(7) 福祉電話の活用

ひとり暮らしの高齢者等及び身体障害者で、電話を個人で設置できない世帯に貸与するとともに、安否の確認、相談に応じています。

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
利用台数	15 台	12 台	11 台	12 台	8台

(8) 高齢者住宅改修補助事業(平成28年度開始事業)

介護予防・生活支援サービス事業対象者で,市税を滞納していない方を対象に,介護予防及び住宅環境整備のため行う小規模な住宅改修に対して,補助対象経費(限度額10万円)の一部(4分の3,3分の2または2分の1)を補助しています。

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
件数	2 件	6件	11 件	5件	3 件
補助額	113,000円	409,000 円	662,000円	375,000円	194,000 円

(9) 敬老会

多年にわたり社会に尽くしてきた高齢者を敬愛し、長寿を祝い、あわせて高齢者福祉の増進を図るため、敬老祝金及び敬老祝品を交付するとともに、敬老会を実施している地域の自治組織等に対し、補助金を交付しています。

1) 敬老祝金支給状況

いこりに並入が中かりに							
年齢·祝金	77歳	88歳	100歳	Δ <u>₹</u> L			
年 度	10,000円	20,000円	50,000円	合 計			
DO	1,987人	724 人	49 人	2,760 人			
R2	19,870,000円	14, 480, 000 円	2,450,000円	36,800,000円			
R3	1,628 人	751 人	41 人	2,420 人			
CA	16, 280, 000 円	15,020,000円	2,050,000円	33, 350, 000 円			
R4	1,352人	821 人	51 人	2,224 人			
K4	13,520,000円	16, 420, 000 円	2,550,000円	32, 490, 000 円			
R5	1,723 人	891 人	47 人	2,661 人			
KO	17, 230, 000 円	17,820,000円	2,350,000円	37, 400, 000 円			
年齢·祝金	77歳	88歳	100歳	合 計			
年 度	5,000円	10,000 円	50,000 円				
R6	2,103人	820 人	38 人	2,961 人			
VO	10,515,000円	8,200,000円	1,900,000円	20,615,000円			

2) 敬老祝品配付状況(令和6年度より敬老会補助金より分離)

年 度	人数	金額
R6	15,764 人	15, 764, 000 円

3) 敬老会補助金支給状況

年 度	人 数	金額
R2	20,127 人	57, 397, 042 円
R3	20,017 人	31, 207, 380 円
R4	20,793 人	32, 955, 545 円
R5	21,009 人	36, 981, 222 円
R6	2,220 人	10, 466, 193 円

※R6 年度から80歳以上の敬老会出席者数に応じた補助金にしたため

(10) 在宅高齢者短期保護事業 (ショートステイ)

介護保険法に規定する短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用することができない とき、市単独事業として緊急で必要がある高齢者に対しサービスの提供を行っています。利

用できる日数は、6月間に21日以内です。(表 4.2-10)

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
実利用人数	0人	0人	0人	0人	2 人
延利用日数	0 日	0 日	0 日	0 日	38 日

(11) 地域包括支援センター (おとしより相談センター)

高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点として、平成18年4月に地域包括支援センターが設置されました。平成19年度に2か所、平成27年9月に1か所、令和2年4月に1か所、令和6年10月に1か所を増設し、社会福祉法人及び医療法人(6法人)に運営を委託しています。

地域包括支援センターでは、主に①総合相談支援業務②権利擁護業務③包括的・継続的ケアマネジメント業務の包括的支援事業及び予防給付・総合事業のケアマネジメント業務を行っています。

○総合相談支援業務の実績

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
総合相談支援件数	8, 889	10, 057	10, 734	12, 639	12, 534

(12)介護予防・日常生活支援総合事業(新総合事業・平成27年10月開始)

介護予防・日常生活支援総合事業のうち、「介護予防・生活支援サービス事業」は、要支援者および介護予防・生活支援サービス事業対象者を対象に、「一般介護予防事業」は、65歳以上の方を対象に実施しています。

1) 介護予防・生活支援サービス事業対象者数

*支援が必要だと市の介護保険課や高齢福祉課の窓口や地域包括支援センターに相談に来た者に対して、要支援認定ではなく、基本チェックリストを実施し、判定で該当した者。

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
介護予防・生活支援サービス事業対象者	226 人	235 人	235 人	222 人	208 人

2) 介護予防・生活支援サービス事業

○ 通所型サービス (延べ件数)

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
健康向上通所型サービス	5,132件	5,777件	6,063件	5,594件	5,938件
健康維持通所型サービス	1,298件	1,176件	1,065件	978 件	816 件
短期集中通所型サービス	409 件	493 件	408 件	312 件	234 件

* 健康向上通所型サービス:従前の介護予防通所介護相当

健康維持通所型サービス: 市独自のサービス (緩和した基準によるサービス: ミニデイ等) 短期集中通所型サービス: 市独自のサービス ($3\sim6$ か月間の短期集中サービス)

○ 訪問型サービス(延べ件数)

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
自立援助訪問型サービス	2,830件	2,788件	2,924件	2,784件	2,803件
家事援助訪問型サービス	217 件	233 件	217 件	204 件	184 件
短期集中訪問型サービス	3 件	0 件	4件	8 件	0 件

* 自立援助訪問型サービス:従前の介護予防訪問介護相当

家事援助訪問型サービス:市独自のサービス(緩和した基準によるサービス:家事援助等) 短期集中訪問型サービス:市独自のサービス(3~6か月間の短期集中サービス)

○ その他の生活支援サービス (配食サービス)

年 度	内訳	配食日数	利用人数	配達食数
DO.	合 計	241 日	41 人	6,198食
R2	月平均	20.1 日		517 食
R3	合 計	242 日	49 人	7,201食
КЭ	月平均	20.2 日		600 食
R4	合計	241 日	30 人	5,265食
K4	月平均	20.1 日		439 食
R5	合計	241 日	39 人	6,185食
СЯ	月平均	20.1 日		515 食
R6	合計	243 日	35 人	5,407食
	月平均	20.3 日		451 食

^{* 70}歳以上のひとり暮らし、または高齢者のみの世帯で、低栄養状態等の改善が必要な場合に、月曜日から金曜日までの夕食を配達しています。

○ 介護予防ケアマネジメント (延べ件数)

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
ケアマネジメントA	4,678件	4,891件	5,090件	4,383件	4,455件
ケアマネジメントB	1,273件	1,085件	1,061件	968 件	777 件
ケアマネジメントC	29 件	97 件	74 件	44 件	30 件

* ケアマネジメントA:原則的な介護予防ケアマネジメント

ケアマネジメントB:簡略化した介護予防ケアマネジメント

ケアマネジメントC:初回のみの介護予防ケアマネジメント

* 介護予防・生活支援サービス事業等のサービスが適切に提供できるよう,ケアプランの作成を行っています。

3) 一般介護予防事業

○ 通所型予防サービス(地域実施分含む)

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
教室数	24	32	32	36	40
参加者数(実/延)	264/2, 317	453/3, 252	445/4, 181	496/4,610	669/6, 511

* 65歳以上の生活機能低下のみられる方を対象に「運動機能維持向上をはかるコース」,「認知機能低下を予防するコース」等を実施しています。

○ シルバーリハビリ体操教室

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
教室数	11 教室	11 教室	13 教室	13 教室	13 教室
参加者数 (延べ)	524 人	1,931人	4,738人	6,079人	7,649 人

* 講習を受けたシルバーリハビリ体操指導士が、腹筋や腕の力・足の力など老化により衰え

やすい筋力を無理なく強化していく体操を分かりやすく講話をまじえ、実施しています。

- * 令和3年度はコロナウイルス感染拡大防止のため、8~9月、2~3月は中止。
- * 令和4年度より元気アップ体操教室(2教室)がシルバーリハビリ体操教室へ移行

・シルバーリハビリ体操3級指導士の養成

県立健康プラザで実施していたシルバーリハビリ体操指導士3級養成は、令和5年度より 市町村の役割となったため、ひたちなか市で実施しています。

年 度	R5	R6
修了者数	18 人	18 人

○ 元気アップ事業(令和3年度より健康推進課から高齢福祉課へ移管)

元気アップ体操を中心に、栄養、歯の健康、生活習慣病予防について学び、健康寿命を延ばすことを目的に実施しています。「元気アップサポーター育成コース」を修了した保健推進員等を中心に、ときめき元気塾、元気アップ体操を市内全域に広げていきます。

・元気アップサポーター育成コース

保健推進員を対象に1コース6回(元気アップ体操理論と実技・生活習慣病予防・介護予防・栄養・歯の健康)を実施しています。

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
修了者数	14 人	15 人	12 人	0 人 隔年開催	12 人

・ときめき元気塾

元気アップサポーターが所属する自治会で元気アップ体操を普及し、介護予防を推進する ため実施しています。高齢者が身近な場所に集まり、運動を中心に栄養や歯の健康等の介護 予防の知識を得る機会となっています。また、地域の身近な人と交流することで、仲間づく りや見守りのきっかけにもなっています。

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
実施自治会数	33	33	36	38	37
参加者数 (延べ)	3,328 人	6,407 人	9, 169 人	9,506人	10,075 人

- * コロナウイルス感染拡大防止のため、令和 2 年度は $7\sim12$ 月のみ実施。令和 3 年度は $8\sim9$ 月、 $2\sim3$ 月は中止。
- * 令和4年度はコロナウイルス感染拡大防止のため、3自治会が中止。

・地域リハビリテーション活動支援事業

ときめき元気塾及びシルバーリハビリ体操教室に理学療法士及び作業療法士の派遣を行い, 専門的立場からの助言や運動指導を行い,介護予防の充実を図っています。

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
実施回数	0	21	48	51	50

* 令和2年度はコロナウイルス感染拡大防止のため、中止。

○ つるかめポイント事業(令和6年度開始)

市や、市が委託し実施した介護予防事業やその事業にてボランティア活動を実施した者

に、褒賞品と交換することのできるポイントを付与することにより、介護予防の推進と地域交流を図ることを目的として実施しています。

つるポイント (対象ボランティア) のポイント到達交換者:延べ617名 かめポイント (対象の活動・教室参加) のポイント到達交換者:延べ1032名

(13) 生活管理指導短期宿泊事業

おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者で、介護保険制度において「自立」と判定され、 基本的生活習慣が欠如している方を養護老人ホームで短期間保護して日常生活に対する指導 および支援を行っています。保護の期間はおおむね7日以内としています。ただし、やむを 得ない事情がある時は、必要最小限の範囲で延長することができます。(表 4.2-13)

年 度	R1	R2	R3	R4	R5	R6
実利用人数	9人	6 人	5 人	13 人	13 人	8人
延利用日数	97 日	86 日	117 日	323 日	452 日	209 日

(14) 在宅ねたきり高齢者等おむつ助成

要介護 3, 4, 5 に該当し,在宅でおむつを必要としている者に,おむつ購入助成券(1 枚 1, 0 0 0 円, 1 月あたり 2 枚)を発行し,おむつ購入費用の一部を助成しています。

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
発行人数	1,045人	462 人	439 人	448 人	383 人
延利用枚数	7,740枚	8,357枚	7,645 枚	8, 138 枚	7,000 枚

(15) 寝具洗濯乾燥消毒サービス

要介護3,4,5に該当し在宅で暮らす高齢者に対し、寝具洗濯乾燥消毒サービス事業利用券(年1回,3品目まで無料)を発行し、利用している寝具のクリーニング費用を助成しています。

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
利用者数	110 人	85 人	75 人	96 人	72 人

(16)養護老人ホーム等

6 5 歳以上で、家庭環境及び経済的理由により家庭で生活が困難な方を入所させる施設です。(表 4.2-16)

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
入所者数	47 人	43 人	48 人	56 人	40 人

(17) 高齢者等位置探索機器

徘徊のおそれのある認知症等の高齢者が安全に生活を送ることが出来るように、GPSを 使った位置を探索する機器を貸出しています。

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
利用者数	13 人	15 人	22 人	24 人	29 人

(18) おかえりマーク

徘徊のおそれのある認知症等の高齢者が、行方不明時に早期発見及び警察で身元確認を容易にするために、登録された番号のアイロンプリントと反射材シールを交付しています。

年 度 R2	R3	R4	R5	R6
--------	----	----	----	----

交付人数	28 人	31 人	41 人	34 人	34 人
------	------	------	------	------	------

※平成29年度から令和3年度末までについては、市町村の実施体制の整備期間として、 県主体により事業が行われ、令和4年度から市において事業を引き継ぎ実施していま す。

(19) 老人福祉施設

1) 老人福祉センター

原則として,市内に住所を有する60歳以上の高齢者が,健康の増進,教養の向上及びレクリエーション等に利用できる施設です。

○施設利用人数

区分	年度	R2	R3	R4	R5	R6
	市内	2,466 人	4,348 人	6,632 人	6,777 人	7,190人
大島荘	市外	12 人	91 人	171 人	141 人	252 人
八面江	合計	2,478 人	4,439 人	6,803 人	6,918人	7,442 人
	一日平均	20 人	21 人	28 人	29 人	31 人
	市内	1,280人	1, 199 人	1,719人	3,559人	4, 154 人
高場荘	市外	8人	24 人	29 人	30 人	23 人
向场壮	合計	1,288人	1,413人	1,748 人	3,589人	4,177 人
	一日平均	14 人	6人	8人	15 人	17 人
	市内	1,345人	802 人	1,754人	2,362 人	3,508人
みなと荘	市外	0人	2 人	0人	10 人	0人
みなこ江	合計	1,345人	804 人	1,754人	2,372 人	3,508人
	一日平均	14 人	3 人	7人	10 人	14 人
	市内	8,882人	9,016人	14,588 人	12,698 人	14,852 人
合 計	市外	57 人	121 人	216 人	181 人	275 人
	合計	8,939人	9,137人	14,804人	12,879人	15, 127人
	一日平均	77人	44人	62人	54人	62人

^{*} 新型コロナウイルス感染症蔓延防止のため, 令和3年度はR3.8.6からR3.9.12まで臨時休館。

(20) 市毛ハーモニーセンター

もみじが丘アパートの住民及びその周囲の地域住民に相互交流及び活動の場を提供することで, コミュニティの形成を図るとともに,地域福祉の推進に寄与することを目的とした施設です。

○主催事業

年度区分	R3	R4	R5	R6
講座数	11 講座	15 講座	13 講座	14 講座
実施回数	109 回	193 回	159 回	151 回
受講者数	1,825 人	2,554 人	2,305 人	2,046 人

(21) 高齢者生きがい対策事業

文化的教養やスポーツ等をとおして、健康かつ生きがいをもって社会活動ができるよう実

施しています。

1) 高齢者大学

区 分	R2	R3	R4	R5	R6
講義回数	0 回	2 回	5 回	4 回	5 回
修了者	0人	54 人	42 人	41 人	98 人

* 新型コロナウイルス感染症蔓延防止のため、令和2年度は中止。

2) 市長杯高齢者スポーツ大会

年 度	R2	R3
参加人員	0人	546 人

年度 地区	R4	R5	R6
一中	174 人	160 人	160 人
二中	150 人	120 人	105 人
三中	230 人	270 人	250 人
佐野中	99 人	100 人	95 人
大島・田彦中	0 人	150 人	119 人
那珂湊中	117 人	159 人	86 人
美乃浜学園	48 人	50 人	24 人
合計	818 人	1,009人	839 人

- * 新型コロナウイルス感染症蔓延防止のため、令和2年度は中止。
- * 令和4年度以降は各地区で開催

(22) ワイワイふれあい館

地域住民の健康づくりや生きがいづくり、高齢者や児童等との世代間のふれあい交流活動を提供する場として地域住民が運営するワイワイふれあい館を支援しています。

○利用実績

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
利用人数	2,041 人	2,680 人	3,430 人	3,771 人	4,238 人

* 令和5年度より、旧津田老人いこいの家へ移設。

(23) 地域包括ケアシステム推進事業

平成25年度より,高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる地域の体制作り(地域包括ケアシステム)を推進しています。

具体的には、以下の3つの会議により双方向の連携を図りながら開催し、検討結果等をひたちなか市高齢者福祉計画推進会議(※)に報告していく構成となっています。

1) 個別支援会議 (地域包括支援センター主催)

民生委員や介護サービス事業者等,多職種が協働して支援方策を検討することにより,関係者間の連携がとれた有効な支援と高齢者の課題解決機能を強化することを目的に,主に支援困難な個別ケースに対して必要に応じ開催しています。

2) 小地域ケア会議 (地域包括支援センター主催)

8か所の日常生活圏域ごと(勝田一中,勝田二中,勝田三中,大島中,田彦中,佐野中,那 珂湊中,美乃浜学園)に,医療・介護・保健・福祉等の専門職による多職種協働の個別事例検 討等を行うことにより,高齢者が地域において日常生活を営むために必要な支援体制に関す る検討を行います。

3)地域ケア会議 (市主催)

地域包括支援センター,社会福祉協議会,市の関係各課の職員で構成し,小地域ケア会議 で提起された課題等に対して,必要な取組の検討や関係機関の連携強化などを目的に開催し ています。

* ひたちなか市高齢者福祉計画推進会議は、医師、学識経験者、介護保険施設、民生委員、 自治会等の代表者等で構成され、高齢者福祉計画・介護保険事業計画の検討、進行状況等の 把握等のほか、地域ケア会議等の結果報告を受け、報告に対して出た意見などを各会議にフィードバックさせていくとともに、高齢者福祉計画等に反映するよう努めています。

(24) 認知症高齢者支援事業

1) 認知症サポーター養成講座

認知症への正しい理解の普及・啓発の取組として、認知症を正しく理解し、認知症高齢者等の在宅生活を温かく見守ることができる地域づくりを目的に、「認知症サポーター養成講座」の開催を支援しています。また、平成25年度からは「認知症キッズサポーター養成講座」を市主催で開催し、さらに平成30年度からは市内小中学校への講座普及活動を行い、子どもから大人まで認知症サポーターの輪を広げることで、高齢者福祉の向上を図っています。○実施状況

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
開催回数	14 回	14 回	17 回	23 回	28 回
うちキッズサポータ 一養成講座開催回数 (学校開催含む)	7 回	1 回	7 回	11 回	15 回
サポーター養成数	639 人	248 人	670 人	1,275 人	1,477人
うちキッズサポータ 一養成数	523 人	89 人	485 人	1,026人	1,213人

2) 認知症サポーターステップアップ講座(平成28年度開始)

認知症サポーターが、さらに高度な認知症についての正しい知識を習得し、各地域において認知症の人やその家族を支援する活動に役立てられるよう、認知症サポーターステップアップ講座(認知症サポーター上級者養成講座)を開催しています。

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
受講者数	13 人	14 人	21 人	21 人	37 人

3) 認知症地域支援推進員(平成27年度開始)

認知症になっても安心して暮らせるよう,認知症地域支援推進員が,認知症に関する相談や支援などに取り組んでいます。

主な業務として、認知症の人とその家族の相談、支援、地域で支える仕組みづくり、病院や介護施設、地域にある様々な支援団体との連携推進や、認知症の知識・理解、普及啓発を目的とした認知症サポーター養成講座の開催などを行っています。

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
相談実人数	204 人	331 人	326 人	340 人	282 人
支援件数	1,788件	2,036件	2,139件	2,194件	1,882件

4) 認知症初期集中支援チーム (平成28年度開始)

保健師や介護福祉士等のチーム員が認知症またはその疑いのある方の自宅を訪問して、本人や家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行います。 具体的には、認知症に関する情報の提供や医療機関の受診方法、介護保険サービスの利用の仕方やサービス利用による効果に関する説明等を行っています。

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
支援件数	26 件	21 件	22 件	16 件	11 件

5) 認知症カフェ (オレンジカフェ) (平成28年度開始)

認知症の診断を受けサービスを利用するまでの空白の期間のケアを行うとともに,地域住民が認知症とともに暮らす基盤づくりを目的とし,認知症本人や家族,専門職等誰もが気軽に立ち寄れるカフェを開催しています。

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
開催場所	9 か所	9 か所	9 か所	10 か所	10 か所
開催回数	35 回	61 回	79 回	98 回	103 回
参加者数	282 人	523 人	745 人	1,292 人	1,661人

6) 本人ミーティング(令和4年度開始)

認知症の当事者同士が体験や希望,困り事などの思いを語り合い,楽しく共有・発信する場として開催しています。

年 度	R4	R5	R6
開催場所	1か所	1か所	1 か所
開催回数	7 回	12 回	11 回
参加者数	20 人	31 人	37 人

7) 認知症家族のつどい (平成28年度開始)

認知症の人の家族が集まり、介護者同士の情報交換や専門職への相談の場として開催しています。

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
開催場所	2 か所	2 か所	1か所	1 か所	1か所
開催回数	10 回	13 回	12 回	12 回	11 回
参加者数	25 人	43 人	92 人	73 人	98 人

8) チームオレンジ(令和4年度開始)

認知症サポーターを中心とした地域住民によるメンバーが、認知症の方とその家族の悩み や生活支援ニーズを把握し、住み慣れた場所で早期から支援していく仕組みとして、主に傾 聴活動、認知症の啓発、イベント企画を実施しています。

年 度	R4	R5	R6
活動回数	10 回	18 回	17 回
参加者数	39 人	61 人	48 人

9) 見守り・声かけ訓練(令和4年度開始)

認知症サポーターや地域住民,関係機関を対象に、帰宅が困難になった高齢者の早期発見及び適切な関係機関に繋ぐことができるよう、認知症の理解や声かけの方法を学ぶ模擬訓練を実施しています。

年 度	R4	R5	R6
開催回数	3 回	3 回	3 回
参加者数	100 人	39 人	58 人

10) 成年後見支援事業

認知症,知的障害,精神障害などの理由から判断能力がない人の財産や権利を守るため, 令和4年1月に市社会福祉協議会に設置された成年後見中核機関を中心として,成年後見制 度の普及啓発や利用支援を実施しています。

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
制度利用者数	92 人	97 人	109 人	100 人	107 人

(25) 在宅医療・介護連携推進事業(平成27年度開始)

医療と介護が必要となった高齢者が、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供し、切れ目ない在宅医療と介護の提供体制の構築を推進しています。

市では、医療・介護関係者等を構成員とする「在宅医療・介護連携推進協議会」、下部組織「在宅医療・介護連携推進ワーキング部会」を設置し、現状や課題の共有・整理、課題解決に向けた検討・実施を行っています。

1) 在宅医療・介護連携に関する相談支援

在宅医療・介護連携を支援する相談窓口として「在宅医療・介護連携推進センター」を設置し、関係者からの相談の受付を行うとともに、退院の際の医療関係者と介護関係者の連携を支援しています。

2) 地域住民への普及啓発

在宅医療や介護、ACP(アドバンス・ケア・プランニング)に関する出前講座、講演会の 開催、市報への掲載、パンフレットの作成・配布等により市民の在宅医療・介護連携の理解 を促進しています。

○出前講座

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
開催回数	6 回	12 回	13 回	13 回	11 回
参加人数	107 人	410 人	158 人	352 人	163 人

○普及啓発イベント

令和4年度:ひたちなか市産業交流フェアにてブース出展

令和5年度:ファッションクルーズ1階メインホールにて実施

令和6年度:ワークプラザにて実施

年 度	R4	R5	R6
開催回数	1回	1回	1回
参加人数	1,400人	1,033 人	460 人

3) 医療・介護関係者の情報共有の支援(平成30年5月開始)

医療・介護関係者間の情報共有ツールとして導入運用している「電子@連絡帳」や「ささえ愛シート」の更なる普及・活用を図り、地域の医療・介護関係者間の効率的・効果的な情報共有を支援しています。

○電子@連絡帳登録状況

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
事業所数	202 か所	218 か所	254 か所	284 か所	309 か所
関係者数	495 人	565 人	637 人	699 人	857 人

4) 医療・介護関係者の研修

事業への理解と相互の理解を深め、医療・介護関係者の連携を実現するために、多職種でのクループワーク等の協働・連携に関する研修会等を開催しています。

○多職種協働のための研修会等

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
開催回数	2 回	3 回	4 回	4 回	4 回
参加人数	239 人	474 人	265 人	205 人	322 人

(26) 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施事業(令和3年度開始)

人生100年時代を見据え、高齢者一人ひとりに対して、高齢者の特性を踏まえたきめ細かな保健事業と介護予防等を実施することで、高齢者の健康増進を図り、生涯にわたり健やかに暮らし続けられるように支援しています。

○高齢者宅を訪問する個別支援(ハイリスクアプローチ)

年 度	R3	R4	R5	R6
訪問人数	637 人	769 人	358 人	307 人
		• 健康状態不明者	• 健康状態不明者	• 健康状態不明者
₹	訪問理由健康状態不明者	・閉じこもり高齢者	・閉じこもり高齢者	・閉じこもり高齢者
- 初间理田		• 生活習慣病等	• 糖尿病性腎症	• 糖尿病性腎症重症
		重症化予防	重症化予防	化予防

○低栄養該当者への個別支援 (ハイリスクアプローチ)

年 度	R3	R4	R5	R6
開催回数	20 回	10 回	6 回	25 回
参加人数	78 人	49 人	20 人	7人

○個別健康相談 (ハイリスクアプローチ)

年 度	R6
開催回数	5 回
参加人数	10 人

○通いの場等への積極的な関与等(ポピュレーションアプローチ)

※通いの場:シルバーリハビリ体操教室・ときめき元気塾・元気サポート金上・高場等

年 度	R3	R4	R5	R6
開催回数	82 回	155 回	163 回	196 回
参加人数	1,248 人	2,526 人	2,304 人	2,857 人

○フレイル予防の普及・啓発活動 (ポピュレーションアプローチ)

※令和3年度:ジョイフル本田・ファッションクルーズにてイベント実施

※令和4年度:ジョイフル本田・ファッションクルーズにてイベント実施

ヘルス・ケア・センター、那珂湊コミュニティセンター等でフレイル

予防教室を実施

※令和5年度:ファッションクルーズにてイベント実施

ヘルス・ケア・センター、那珂湊コミュニティセンターでフレイル

予防教室を実施

※令和6年度:ファッションクルーズ、カスミFSひたちなか笹野店にてイベント実施

ヘルス・ケア・センター, コミュニティセンター (那珂湊, 佐野, 市毛)

枝川転作推進センターでフレイル予防教室を実施

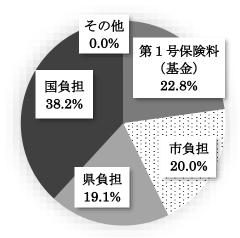
年 度	R3	R4	R5	R6
開催回数	2 回	14 回	21 回	21 回
参加人数	114 人	463 人	1,063 人	827 人

地域支援事業費の財源内訳

(介護予防·日常生活支援総合事業)

その他 0.4% 第1号保険料 (基金) 16.1% 国負担 31.7% 第2号 保険料 a111 27.0% 県負担 市負担 12.4% 12.5%

(包括的支援事業)



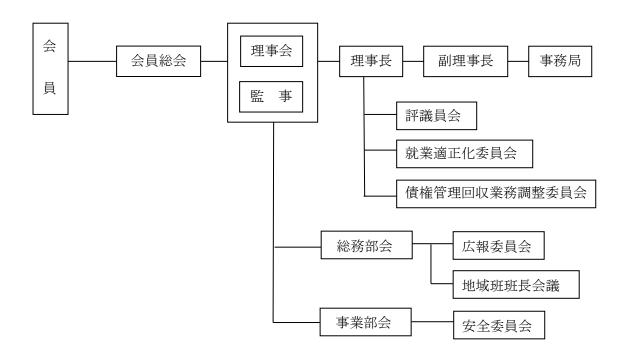
(任意事業)



※ 財源内訳は、令和6年 度予算ベースの割合で 掲示しています。

3. ひたちなか市シルバー人材センター

(1)組織〔図〕



(2) 事業目的及び活動

①事業目的

定年退職者等の高齢者の希望、知識及び経験に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係わる就業の機会を確保し、組織的に提供することなどにより、その能力を活かした就業その他の多様な社会参加活動を援助して、勤労意欲のある者に対する就労支援と高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与すること。

②事業活動

- 1) 臨時的かつ短期的,又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高年齢者に対する希望と能力に応じた就業機会の開拓及び提供
- 2) 高年齢者の就業に関する調査研究
- 3) 高年齢者の就業に関する相談
- 4) 高年齢者の就業に関する情報の収集及び提供
- 5) 高年齢者に対する簡易な仕事に対する知識,技能の付与を目的とした講習等の実施
- 6) 臨時的かつ短期的,又はその他の軽易な業務に係る雇用による就業を希望する高年齢者 のための有料職業紹介事業の実施

(3) 仕事のしくみ

- ①会員⇒希望する仕事の登録⇒仕事の引受⇒就業⇒配分金受け取り
- ②発注者〔公共機関,企業,一般家庭等〕⇒仕事の依頼⇒契約⇒仕事の完成⇒契約金支払い
- ③センターは、会員の希望と発注者の条件が一致した時、会員に仕事を提供します。
- ④センターは、会員の就業した仕事に応じて、会員に配分金を支払います。

(4) 入会

①入会の条件

自己の労働力を活用し、臨時的かつ短期的な就業を通じて、自らの生きがいの充実や社会 参加等を希望する人で、ひたちなか市に居住する60歳以上の人です。

②入会手続

毎月第2木曜日に入会説明会を開催し、第3木曜日に入会手続きを行います。いずれも午後1時30分から、勝田事務所(西大島3-16-1)において開催。所定の入会申込書に記入し、年会費3,000円(含互助会会費)を添えて申し込みます。

(5) 事業の概況

①事業実績(請負·委任)

年度項目	R2	R3	R4	R5	R6
会 員 数(人)	900	900	855	867	896
就業件数(件)	3, 956	3, 865	3, 742	3, 723	3, 671
契約金額(円)	317, 619, 096	320, 396, 984	265, 237, 655	237, 159, 810	236, 501, 370
配分金額(円)	263, 217, 904	261, 029, 754	212, 731, 587	188, 168, 261	185, 254, 604
就業延人員(人日)	61, 432	59, 383	49, 599	44, 173	42, 757
就業実人員(人)	630	618	558	524	520

②事業実績 (派遣)

年度項目	R2	R3	R4	R5	R6
就業件数(件)	73	45	80	97	140
契約金額(円)	57, 670, 984	53, 544, 643	90, 671, 118	95, 168, 542	107, 548, 547
会員賃金(円)	44, 406, 018	41, 487, 559	69, 731, 594	73, 387, 602	82, 640, 778
就業延人員(人日)	9, 952	8, 744	16, 273	16, 618	17, 853
就業実人員(人)	102	93	163	168	183

③独自(自主)事業

1) ふれあいショップ

【ふれあいショップ】を開設し、会員が作った野菜、手芸品の展示販売を平成24年10月から開始しました。

※平成29年11月1日にいきがいプラザ(田彦1351-1)へ移転しました。

年度項目	R2	R3	R4	R5	R6
事業収入(円)	2, 066, 667	1, 899, 032	2, 537, 895	3, 142, 645	4, 243, 160
就業延人員(人)	159	363	411	429	450

4. ひたちなか市社会福祉協議会(高齢者福祉事業)

(1) 事業目標

- 1) 高齢者の社会参加に関する調査研究,情報の提供
- 2) 高齢者クラブ育成と生きがい活動の推進
- 3) 趣味, 教養活動の促進と健康の増進活動助長
- 4) 奉仕活動の促進
- 5) 高齢者相談及び健康管理
- 6) 老人福祉センター管理運営
- 7) 福祉バスの運行
- 8) 小地域ネットワーク事業の推進

(2) 主な事業 (令和6年度)

高齢者サービス推進事業

主力	な事	業			
高齢者相談事業					
高齢者ふたり世帯新規調査訪問]		163 件		
高齢者ふたり世帯宅巡回訪問		1,	925 件		
日中独居者宅巡回訪問			15 件		
高齢者ふたり世帯防火診断訪問]		0 件		
\\(\frac{1}{2} \rightarrow \frac{1}{2} \rightarrow \fr	- I I	3 F F 451	/ 1 1/	40 111 ##	

※訪問対象者:高齢者ふたり世帯(二人とも75歳以上) 449世帯

趣味・教養活動 (カルチャー) 健康増進

大島荘 教養講座 (健康体操 18 回) 304 人 (終活講座) 12 人 高場荘 教養講座 (健康体操 17 回) 165 人 みなと荘 みなと荘 のおまます (健康体操 17 回) 252 人 のおまます (健康体操 17 回) 252 人 のおまます (健康体操 17 回) 252 人	主 な 事 業	市からの委託事業
教養講座 (健康体操 17 回) 353 人	大島荘 教養講座 (健康体操 18 回) 304 人 (終活講座) 12 人 高場荘 教養講座 (健康体操 17 回) 165 人 みなと荘 教養講座 (健康体操 17 回) 353 人	 ・高齢者大学 受講者 106 人 ・高ク連会長杯スポーツ大会 参加者 469 人 ・市長杯高齢者スポーツ大会 各地区で開催 ー中地区 参加者 160 人 二中地区 参加者 105 人

(3) 地域老人福祉システムづくり事業

①日常生活用具貸与事業(車いす貸出)

在宅の高齢者で介護保険制度の要介護認定に該当しない人及び心身に障害を有する人を対象に日常生活用具を貸出しています。 (平成元年3月1日から実施) 貸出状況

品 目 年間貸出件数		保有台数
車いす	109	28

- ②ひとり暮らし高齢者「小地域ネットワーク」づくり
 - ◎ひとり暮らしの高齢者「小地域ネットワーク」活動

だれにもやってくる老後を、みんなの助け合いで豊かにして行くこと、これが「小地域ネットワーク」づくりの目的です。地域での日常的な思いやりのある活動として進めています。

○ひとり暮らし高齢者のまわりの方々に、見守りの協力員となっていただき、日常生活の安全の確認や話し相手としてお力添えを願うというものです。

対象:市内の70歳以上のひとり暮らし高齢者

65歳以上の病弱者や重度の要介護者(原則要介護3以上)や,重度障がい者 (障害手帳1・2級、療育手帳A・A)と同居しているふたり暮らし世帯

◎ひとり暮らし高齢者の小地域ネットワークづくり組織状況

	R2	R3	R4	R5	R6
組織ネット数	843	792	771	686	648

国民健康保険

1. 国民健康保険の制度

国民健康保険制度(以下,国保)は、相互扶助共済の精神にのっとり、国保の被保険者を対象として、病気、けが、出産及び死亡の場合に保険給付を行う社会保険制度です。

平成30年4月から都道府県が財政運営の責任主体を担うこととなり、市町村は県が 決定した「国保事業費納付金」を県に納付し、県はこの納付金をもとに県内国保の医療費 全額を各市町村に交付する仕組みとなりました。

【現状と課題】

国保は近年、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行や、令和4・6年に改正された 社会保険の適用範囲の拡大などにより被保険者数は年々減少しております。社会保険の 適用範囲については、「賃金要件」や「企業規模要件」の撤廃など、今後も更に拡大され る見通しとなっており、被保険者数は減少傾向が続くものと見込まれています。

また、保険給付費は被保険者数に比例して減少傾向にありますが、1人当たりの医療費は医療の高度化等により増加しております。加えて、団塊の世代が後期高齢者医療制度に移行したことで、後期高齢者の医療を支えるために現役世代が支援している「後期高齢者支援金」も増加しております。このため、県に納める納付金は税収では賄えきれない高額な状態が続いておりますが、一般会計から基金積立を行ったことにより、納付金の財源は何とか確保することができている状況です。

こうした中、国の新たな少子化対策である「子ども・子育て支援金制度」の創設により、 令和8年度から国保税に「子ども・子育て支援金」が段階的に上乗せされる予定となって おります。

さらには、国から都道府県ごとの国保税率統一について、目標年限を令和15年度(遅くとも令和17年度)までと具体的に示されました。このため、必要な税率よりも低く抑えていた市町村は、完全統一時に大幅な増税となってしまうことから、完全統一までには、本来必要とする税率に近づけて行く必要があります。

こうした様々な理由から、将来に渡って国保を安定的に運営していけるよう、令和7年度から令和9年度の3年間にかけて、被保険者の負担軽減を図りながら、段階的に税率改正を行っていく予定です。

2. 国保税の決まり方

国保税の総額を次の項目に割り振り、これらを組み合わせて世帯ごとの国保税額が決められます。なお、国保税は、世帯課税ですので、世帯主に課税されます。

所得割	世帯の加入者の所得に応じて計算
均等割	世帯の加入者数に応じて計算

- ●国保税は、医療分、後期高齢者支援金等分、介護分(40~64歳のみ)の合計です。
- ●所得の低い世帯については、所得に応じて均等割を7割・5割・2割軽減します。
- ●未就学児の被保険者については、均等割を5割軽減します。
- ●小学生から高校生世代以下の被保険者については、均等割を5割減免します。 (令和4年度から開始した市独自の特例措置)

●国保被保険者で出産予定日または出産日が令和5年11月以降の方は、申請により産 前産後期間の国保税(所得割および均等割)を免除します。

3. 国保税の税率(令和7年度)

	医療分	後期高齢者支援金等分	介護分
所得割額 * 1	7.16%	2.50%	2.11%
均等割額*2	41,700円	14,800円	14,800円
限度額	660,000円	260,000円	170,000円

- *1 課税対象額×税率
- *2 被保険者1人あたりの額

4. 被保険者の状況

(単位:世帯,人)

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
世帯数	18, 803	18, 542	17, 694	17, 457	16, 657
被保険者数	29, 004	28, 228	26, 537	25, 906	24, 295
(一般)	(29, 004)	(28, 228)	(26, 537)	(25,906)	(24, 295)
(退 職)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)

※各年度とも3月分月報より

5. 保険給付

病気やケガをしたとき,または、出産および死亡した場合に定められた各種の給付を 行います。

(1)診療を受けるとき

医療機関等の窓口にマイナ保険証等を提示すれば、医療費の一部を支払うだけで次 のような医療を受けることができます。

- ●診察・検査 ●治療 ●薬や注射などの処置 ●入院および看護
- ●在宅療養(かかりつけ医師による訪問診療) ●訪問看護

(2) 自己負担割合

義務教育就学前 義務教育就学後70歳未満		70歳以上75歳未満	
2 割	3 割	*	2割(現役並み所得者3割)

*現役並み所得者:同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳以上75歳未満の被保険者がいる方。ただし,70歳以上75歳未満の被保険者の収入合計が,2人以上で520万円未満,1人で383万円未満の場合は,2割負担となります。

なお,70歳以上の被保険者がいる世帯に属する,70歳以上75歳未満の被保険者の基礎控除後の総所得金額等の合計額が210万円以下である場合においても,2割負担となります。

(3) 医療費が高額になったとき

同じ月内に支払った医療費の自己負担額が高額になったとき、申請により、自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。70歳未満の方と70歳以上75歳未満の方では、限度額が異なります。また、月の途中で75歳になり、後期高齢者医療制度に加入した方は、誕生月の自己負担限度額が通常の2分の1になります。

なお、特定疾病の方の自己負担限度額は10,000円です。ただし、慢性腎不全で 人工透析を要する70歳未満で上位所得者の方は20,000円となります。

◎70歳未満の方の自己負担限度額(月額,所得は基礎控除後の総所得金額等)

区 分	3回目まで	4回目以降	
所得901万円超	252,600円 *1	140,100円	
所得600万円超901万円以下	167,400円 *2	93,000円	
所得210万円超600万円以下	80,100円 *3	44,400円	
所得210万円以下	57,600円	44,400円	
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円	

◎70歳以上75歳未満の方の自己負担限度額(月額,所得は課税所得)

区 分		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)	
	前側600万円以上	252,600円 *1		
現役	所得690万円以上	(4回目以降の限度額は140,100円)		
並	所得380万円以上	167,400円 *2		
現役並み所得者	別待りのリカロ以上	(4回目以降の限度額は93,000円)		
得 者	所得145万円以上	80,100円 *3		
	別待143万円以上	(4回目以降の限度額は44,400円)		
	般	18,000円	57,600円	
—		(年間上限 144,000 円)	(4回目以降44,400円)	
低所得者Ⅱ *4		8,000円	24,600円	
低所得者 I *5		8,000円	15,000円	

- ***1** 医療費が842,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算
- *2 医療費が558,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算
- ***3** 医療費が267,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算
- *4 同一世帯の世帯主及び国保被保険者が住民税非課税の世帯に属する方。 (低所得者 I を除く)
- *5 同一世帯の世帯主及び国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が 必要経費・控除(年金収入は80万円(令和7年8月1日以降80.67万円),給 与所得は10万円を控除額として計算)を差し引いたときに0円となる方

(4) 出産育児一時金

被保険者が出産(妊娠12週以降)したときに支給されます。

1児 500,000円 (産科医療補償制度対象外の出産は488,000円)

(5) 葬祭費

被保険者が亡くなったとき、葬祭を行った方に支給されます。

1人 50,000円

6. 特定健康診查·特定保健指導

生活習慣病の早期発見や重症化予防を目的に「特定健康診査」を実施し、メタボリックシンドロームによる生活習慣病の発症リスクが高い結果となった場合は「特定保健指導」を行います。

(1) 特定健康診査

実施年度中に40歳から74歳となる被保険者を対象に、年1回健康診査を行います。服薬歴や喫煙習慣などの問診、内臓脂肪の蓄積を調べる腹囲測定、血圧測定、肝機能・血中脂肪・血糖・尿検査などの基本的な健診項目のほか、医師の判断により貧血・心電図・眼底・血清クレアチニン検査についての詳細な健診項目を実施します。(血清クレアチニン検査は市独自の追加項目として全ての対象者に実施)

(2) 特定保健指導

特定健康診査の結果に基づき、生活習慣病の発症リスクに応じて保健指導のレベルを 「積極的支援」「動機付け支援」「情報提供」の3つに階層化して、それぞれに合わせた 保健指導を行い、生活習慣の改善を支援します。

7. 人間ドック・脳ドック受診補助事業

受診年度の初日において35歳以上の被保険者を対象に、人間ドックまたは脳ドックのいずれかを受診する際の健診費用の5割を補助します。

(人間ドック補助と特定健康診査は重複不可)

8. 東日本大震災の被災者に対する保険税減免等の状況

(1) 国保税の減免概要及び実績

東日本大震災により被災した被保険者に係る平成23年度及び平成24年9月までの 国保税を減免しました。また、福島第一原子力発電所事故に伴い国より避難又は退避の 指定を受けた地域に平成23年3月11日時点で居住していた方で、ひたちなか市に住 所を有する被保険者に係る平成23年度から令和6年度までの各年度の国保税(全額又 は4月~9月分)を免除しました。

平成 2 3 年度: 503 件(内訳:全壊 64 件,半壊・大規模半壊 431 件,死亡 1 件, 原発被災被保険者 6 件)

平成24年度:478件(内訳:全壊52件,半壊・大規模半壊422件,死亡1件,

原発被災被保険者 3件)

平成 2 5 年度: 7 件 (內訳:原発被災被保険者 7 件) 平成 2 6 年度: 10 件 (內訳:原発被災被保険者 10 件) 平成 2 7 年度: 10 件 (內訳:原発被災被保険者 10 件) 平成 2 8 年度: 12 件 (內訳:原発被災被保険者 12 件)

平成 2 9 年度: 15 件 (内訳:原発被災被保険者 15 件) 平成 3 0 年度: 17 件 (内訳:原発被災被保険者 17 件) 令和 元 年度: 19 件 (内訳:原発被災被保険者 19 件) 令和 2 年度: 28 件 (内訳:原発被災被保険者 28 件) 令和 3 年度: 23 件 (内訳:原発被災被保険者 23 件) 令和 4 年度: 22 件 (内訳:原発被災被保険者 22 件) 令和 5 年度: 23 件 (内訳:原発被災被保険者 23 件) 令和 6 年度: 17 件 (内訳:原発被災被保険者 17 件)

(2) 医療費の自己負担金の免除概要及び実績

東日本大震災により被災した被保険者に係る平成23年3月11日から平成24年9 月までの医療費自己負担金を免除しました。また、福島第一原子力発電所事故に伴い国より避難又は退避の指定を受けた地域に平成23年3月11日時点で居住していた方で、ひたちなか市に住所を有する被保険者に係る平成23年度から令和6年度までの各年度の医療費自己負担金を免除しました。

平成23年度:698名(内訳:全半壊672名,死亡1名,失職13名,

原発被災被保険者 12 名)

平成24年度:773名(内訳:全半壊746名,死亡1名,失職13名,

原発被災被保険者 13 名)

平成 2 5 年度: 14 名 (内訳:原発被災被保険者 14 名) 平成 2 6 年度: 27 名 (内訳:原発被災被保険者 27 名) 平成 2 7 年度: 28 名 (内訳:原発被災被保険者 28 名) 平成 2 8 年度: 20 名 (内訳:原発被災被保険者 20 名) 平成 2 9 年度: 35 名 (内訳:原発被災被保険者 35 名) 平成 3 0 年度: 30 名 (内訳:原発被災被保険者 30 名) 令和 元 年度: 35 名 (内訳:原発被災被保険者 35 名) 令和 2 年度: 39 名 (内訳:原発被災被保険者 39 名) 令和 3 年度: 33 名 (内訳:原発被災被保険者 33 名) 令和 4 年度: 30 名 (内訳:原発被災被保険者 30 名) 令和 5 年度: 42 名 (内訳:原発被災被保険者 42 名)

令和 6 年度: 32 名(内訳:原発被災被保険者32 名)

後期高齢者医療

1. 後期高齢者医療制度

老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改正されたことに伴い、平成20年4月から老人保健制度が廃止され、75歳以上の人全てが加入する後期高齢者医療制度が創設されました。各都道府県に設けられた後期高齢者医療広域連合が保険者となって医療給付を行い、市町村は保険料の徴収、資格確認書の交付など窓口業務を行っています。

2. 被保険者となる方

- (1) 75歳以上の方(75歳の誕生日から)
- (2) 65歳以上75歳未満で一定の障害があると認定された方(認定を受けた日から) (申請が必要です。障害認定基準は、下記のとおりとなります。)
 - ・障害年金1級または2級の受給者
 - ・身体障害者手帳1級~3級の該当者
 - ・身体障害者手帳4級の音声または言語機能障害,下肢障害の1号,3号または4号 該当者
 - ·精神障害者保健福祉手帳1級,2級該当者
 - ・療育手帳AまたはA該当者

など

3. 被保険者の状況

区分 \ 年度	R2	R3	R4	R5	R6
男性	9,349 人	9,550人	9,824 人	10,054人	10,326人
77 15	(361人)	(331人)	(312人)	(280人)	(265 人)
女性	12,085 人	12,465 人	13,077 人	13,474 人	13,904人
女性	(275 人)	(259人)	(250人)	(237 人)	(221人)
合 計	21,434 人	22,015 人	22,901 人	23,528 人	24,230 人
	(636人)	(590人)	(562人)	(517人)	(486 人)

^()内の数値は障害者であり内数。

4. 保険料の決まり方

○保険料は、被保険者全員が個人ごとに保険料を納付します。全員が負担する「均等割額」 と所得に応じて負担する「所得割額」を合計して計算されます。保険料を計算するための 保険料率は、後期高齢者医療広域連合が2年ごとに見直しを行っています。 (茨城県内は均一の保険料率となります。)

・令和6・7年度の保険料率

区分		均等割額	所得割率	
令 和 6	賦課のもととなる 金額 [※] が58万円以下の方	47,500円	9.00%	
年度	賦課のもととなる 金額 [※] が58万円超の方	47, 500	9.66%	

※賦課のもととなる金額=総所得金額等-基礎控除額

令和7年度	47,500円	9.66%
-------	---------	-------

保険料額の賦課限度額は、令和6年度は73万円(令和6年度に新たに75歳に 到達した方は80万円)、令和7年度は80万円です。

[参考]

区分	均等割額	所得割率	
令和4・5年度	46,000円	8.50%	

保険料額の賦課限度額は, 66万円です。

・保険料=均等割額+所得割額(賦課のもととなる金額×所得割率)

5. 保険給付

- (1)保険給付等の内容
- ○高額療養費…同じ月内に支払った医療費の自己負担額が高額になった場合は、申請により自己負担限度額を超えた分が支給されます。

自己負担限度額(月額)

	区 分	外来	外来+入院		
	丛 刀	(個人単位)	(世帯単位)		
現	Ⅲ 課税所得	252,600円+(医療物	費-842,000円)×1%		
役	690万円以上	(4回目以降の限度額	(4回目以降の限度額は140,100円)		
並み	Ⅱ 課税所得	167,400円+(医療物	費-558,000円)×1%		
が所	380万円以上	(4回目以降の限度額は93,000円)			
得	I 課税所得	80,100円+(医療療	費-267,000円)×1%		
者	145万円以上	(4回目以降の限度額は44,400円)			
	般Ⅱ	18,000円または			
		(6,000円+(医療費-			
_		30,000円)×10%)	5.7. 6.0.0 H		
		の低い方を適用	57,600円		
		(年間上限144,000円)	(4回目以降は44,400円)		
	般 I	18,000円			
		(年間上限144,000円)			
低月	所得者Ⅱ *1	8 000M	24,600円		
低所得者 I * 2		8,000円	15,000円		

- *1 世帯の全員が住民税非課税(低所得者 I 以外)の被保険者
- *2 世帯の全員が住民税非課税で、その世帯全員の一人ひとりの所得(公的年金収入がある場合は、公的年金収入金額から80万円(令和7年8月1日以降80.67万円)を控除した額、給与所得がある場合は、給与所得の金額から10万円を控除した額)が0円となる被保険者
 - ※ 月の途中で75歳になり、後期高齢者医療制度に加入した方は、誕生月の自己負担限 度額が通常の2分の1になります。
 - ※ 特定疾病の方の自己負担限度額は1つの医療機関等(入院・外来別)につき 10,000円です。

【自己負担割合が2割となる被保険者への配慮措置】

令和4年10月1日から、一定以上の所得のある被保険者及びその被保険者と同一世帯にいる被保険者は、現役並み所得者を除き自己負担割合が2割となりました。

これに伴い、2割負担となる被保険者については、令和4年10月1日から令和7年9月30日までの3年間は、負担割合の引き上げに伴う1か月の外来の医療費の負担増加額を3、000円までに抑える「配慮措置」が適用となります(入院の医療費は対象外)。

なお、配慮措置による払い戻しがある場合は、高額療養費として支給されます。

○葬祭費…被保険者が亡くなったとき,葬祭を行った方に支給されます。

1人 50,000円

(2) 自己負担割合

(2) 自己負担割合	1
所得区分	割合
【現役並み所得者】	
住民税課税所得(扶養控除の見直しに伴う調整控除後の金額)が145万円以上の被	3割
保険者及びその被保険者と同一世帯にいる被保険者	3 割
ただし、次のAまたはBに該当する方は、負担割合が2割もしくは1割となります。	
A. 現役並み所得者のうち、昭和20年1月2日以降生まれの被保険者がいる世	-
帯で、被保険者全員の旧ただし書き所得の合計額が210万円以下の被保険者	
【一般Ⅱ】	
①被保険者が世帯に1人の場合	
・年金収入+その他の合計所得金額が200万円以上	2割
②被保険者が世帯に2人以上の場合	
・年金収入+その他の合計所得金額の合計が320万円以上	
【一般Ⅰ】	
③被保険者が世帯に1人の場合	
・年金収入+その他の合計所得金額が200万円未満	1割
④被保険者が世帯に2人以上の場合	
・年金収入+その他の合計所得金額の合計が320万円未満	
B. 現役並み所得者のうち、基準収入額が適用される被保険者	
※市で収入の額を把握できない場合は、基準収入額適用申請が必要です。	
【一般Ⅱ】	
⑤被保険者が世帯に1人の場合	
・総収入の額が383万円未満であり、年金収入+その他の合計所得金額	į
が200万円以上	
⑥被保険者が世帯に2人以上の場合	
・総収入の合計額が520万円未満であり、年金収入+その他の合計所得	2割
金額の合計が320万円以上	
⑦被保険者が世帯に1人で、同一世帯に70歳以上75歳未満の世帯員がし	`
る場合	
・総収入の合計額が520万円未満であり、被保険者の年金収入+その他	Ţ.
の合計所得金額が200万円以上	
【一般 I 】	
⑧被保険者が世帯に1人の場合	
・総収入の額が383万円未満であり、年金収入+その他の合計所得金額	Į
が200万円未満	
②被保険者が世帯に2人以上の場合	
・総収入の合計額が520万円未満であり、年金収入+その他の合計所得	1割
金額の合計が320万円未満	
⑩被保険者が世帯に1人で、同一世帯に70歳以上75歳未満の世帯員がい	`
る場合	
・総収入の合計額が520万円未満であり、被保険者の年金収入+その他	Ţ
の合計所得金額が200万円未満	

【一般Ⅱ】

現役並み所得者を除く,一定以上の所得のある被保険者及びその被保険者と同一世帯にいる被保険者

- ① 被保険者が世帯に1人の場合
 - ・住民税課税所得が28万円以上であり、年金収入+その他の合計所得金額が200万円以上

2割

- ②被保険者が世帯に2人以上の場合
 - ・住民税課税所得が28万円以上であり、年金収入+その他の合計所得金額の合計が320万円以上

【一般 I 】

現役並み所得者,一般Ⅱ,低所得者Ⅱ,低所得者Ⅰ以外の被保険者

【低所得者Ⅱ】

世帯の全員が住民税非課税(低所得者Ⅰ以外)の被保険者

【低所得者I】

1割

世帯の全員が住民税非課税で、その世帯全員の一人ひとりの所得(公的年金収入がある場合は、公的年金収入金額から80万円(令和7年8月1日以降80.67万円)を控除した額、給与所得がある場合は、給与所得の金額から10万円を控除した額)が0円となる被保険者

6. 東日本大震災の被災者に対する保険料減免等の状況

(1) 保険料の減免の概要及び実績

東日本大震災により被災した被保険者に係る平成23年度及び平成24年9月までの後期 高齢者医療保険料を減免しました。また、福島第一原子力発電所事故に伴い国より避難また は退避の指定を受けた地域に平成23年3月11日時点で居住していた方で、ひたちなか市 に住所を有する被保険者に係る平成23年度から令和6年度までの各年度の後期高齢者医療 保険料(全額又は4月~9月分)を免除しました。

平成23年度:346名(内訳:全壊39名,半壊·大規模半壊305名,原発被災被保険者2名) 平成24年度:339名(内訳:全壊35名,半壊·大規模半壊302名,原発被災被保険者2名) 平成25年度:2名(内訳:原発被災被保険者2名) 平成26年度:3名(内訳:原発被災被保険者3名) 平成27年度:1名(内訳:原発被災被保険者1名) 平成28年度:1名(内訳:原発被災被保険者1名) 平成29年度:2名(内訳:原発被災被保険者2名) 平成30年度:1名(内訳:原発被災被保険者1名) 令和 元年度:2名(内訳:原発被災被保険者2名) 令和 2年度:2名(内訳:原発被災被保険者2名) 令和 3年度:3名(内訳:原発被災被保険者2名) 令和 4年度:5名(内訳:原発被災被保険者3名) 令和 4年度:5名(内訳:原発被災被保険者5名) 令和 5年度:6名(内訳:原発被災被保険者6名) 令和 6年度:8名(内訳:原発被災被保険者8名)

(2) 医療費の一部負担金免除の概要及び実績

東日本大震災により被災した被保険者に係る平成23年3月11日から平成24年9月までの医療費の一部負担金を免除しました。また、福島第一原子力発電所事故に伴い国より避難または退避の指定を受けた地域に平成23年3月11日時点で居住していた方で、ひたちなか市に住所を有する被保険者に係る平成23年度から令和6年度までの各年度の医療費の一部負担金を免除しました。

平成23年度:346名(内訳:全半壊344名,原発被災被保険者2名) 平成24年度:339名(内訳:全半壊337名,原発被災被保険者2名) 平成25年度:2名(内訳:原発被災被保険者2名) 平成26年度:3名(内訳:原発被災被保険者3名) 平成27年度:1名(内訳:原発被災被保険者1名) 平成28年度:1名(内訳:原発被災被保険者1名) 平成29年度:2名(内訳:原発被災被保険者2名) 平成30年度:1名(内訳:原発被災被保険者1名) 令和 元年度:2名(内訳:原発被災被保険者2名) 令和 2年度:2名(内訳:原発被災被保険者2名) 令和 3年度:3名(内訳:原発被災被保険者2名) 令和 3年度:3名(内訳:原発被災被保険者3名) 令和 4年度:5名(内訳:原発被災被保険者5名) 令和 5年度:6名(内訳:原発被災被保険者6名) ※ 東日本大震災の被災者に対する保険料減免及び一部負担金免除の措置は、令和5年度より段階的に見直しが実施されています。このことから、令和6年度以降、一部負担金免除のみ対象となる方がいるため、(1)保険料の減免の概要及び実績、(2)医療費の一部負担金免除の概要及び実績の人数に差が生じています。

医療福祉

1. 医療福祉費支給制度

医療福祉費支給制度(マル福)は、妊産婦、小児、ひとり親家庭、心身に重度の障害をお持ちの 方の生活や子育てを支援するため、保険診療分の医療費の一部負担金を助成する制度です。

※所得制限があります(小児を除く)

(1) 対象者

- ①好産婦 母子健康手帳の交付を受けた方
- ②小児 18歳(高校3年生相当)までの方
- ③ひとり親家庭の親子(母子家庭の母子及び父子家庭の父子)
 - ・次に掲げる児童を現に監護しているひとり親家庭の親及びその子
 - (ア) 18歳未満の児童
 - (イ) 20歳未満の児童で一定の障害がある児童
 - (ウ) 20歳未満の児童で高校等在学中の児童
 - ・父母のない児童のうち上記(ア),(イ)及び(ウ)に掲げる児童
 - ・父母のない児童を現に養育している配偶者のない方又は婚姻したことのない方
 - ・配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている方及びその児童

④重度心身障害者

- (ア) 身体障害者手帳1級・2級の方
- (イ)身体障害者手帳3級でかつ内部障害(心臓,腎臓,呼吸器,膀胱,直腸,小腸,ヒト 免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能障害)の等級が3級の方
- (ウ)療育手帳A・Aの方(知能指数35以下の方)
- (エ) 身体障害者手帳3級又は4級かつ知能指数50以下の方
- (オ)特別児童扶養手当1級の支給対象となった児童
- (カ) 障害年金1級を受給している方
- (キ) 精神障害者保健福祉手帳1級の方
- (ク) 精神障害者保健福祉手帳2級かつ身体障害者手帳3級又は4級の方
- (ケ)精神障害者保健福祉手帳2級かつ知能指数50以下の方
- ※65歳以上75歳未満の方のうち下記の障害の方については、後期高齢者医療制度への加入が要件となります。
 - ・身体障害者手帳1級~3級の方
 - ・療育手帳A・Aの方
 - ・身体障害者手帳4級の音声又は言語機能障害,下肢障害1号,3号又は4号の方
 - ・障害年金1級を受給している方
 - ・精神障害者保健福祉手帳1級又は2級の方

(2) 自己負担金

- ・外来 1日600円(1医療機関ごとに月2回まで)※3回目以降は無料
- ・入院 1日300円(1医療機関ごとに月3,000円まで)
- •調剤薬局 無料
- ※重度心身障害者については、自己負担金なし

(3) 市独自の医療費助成

- ・妊産婦に対する外来・入院自己負担金助成
- ・妊産婦に対する県助成対象外疾病に係る医療費の一部負担金助成
- ・13歳から18歳(中学生~高校生3年生相当)に対する外来医療費の助成
- ・県助成対象外の小児(所得制限を超えた非該当者)に対する外来・入院医療費の助成

(4) 所得基準額

○妊産婦

扶養親族者 の数	妊産婦:本人又	は配偶者の所得基 うち老人扶着	扶養義務者 の所得基準額	
· / / / / / / / / / / / / / / / / / / /		1人	2人	V/// 付盔华領
0人	6,220 千円			
1人	6,600 千円	6,660 千円		10,000 千円
2 人	6,980 千円	7,040 千円	7,100 千円	

^{*} 扶養親族1人につき380千円を加算し、うち老人扶養親族は1人につき440千円を加算

○ひとり親家庭の親子

计美细探 学	父又に	は母,子の所得基	準額*	扶養義務者
扶養親族者 の数		うち老人扶着	(祖父母等)	
V グダX		1人	2人	の所得基準額
0人	3,016 千円			
1人	3,396 千円	3,496 千円		10,000 千円
2 人	3,776 千円	3,876 千円	3,976 千円	

^{*}扶養親族1人につき380千円を加算し、うち老人扶養親族は1人につき480千円を加算

○重度心身障害者

扶養親族者	Z	人の所得基準額	配偶者又は	
伏食税族名 の数		うち老人扶養親族者の数		扶養義務者の
♥ノダ X		1人	2人	所得基準額
0 人	5,129 千円			6,287 千円
1人	5,509 千円	5,609 千円		6,536 千円
2 人	5,889 千円	5,989 千円	6,089 千円	6,749 千円

^{*}扶養親族1人につき380千円を加算し、うち老人扶養親族は1人につき480千円を加算

※所得から控除される主なものとして,定額控除(8万円),医療費控除,障害者控除,特別障害者控除,寡婦控除,ひとり親控除などがあります。

(5) 受給該当者数の状況(各年度7月末現在)

区分 \ 年度	R2	R3	R4	R5	R6
妊産婦	769 人	761 人	705 人	677 人	622 人
小児*1*2	20,946 人	20,422 人	20,129 人	19,658 人	22,084 人
ひとり親家庭	2,380 人	2,359人	2,224 人	2,165人	2,143 人
重度障害*3	1,103人	1,095人	1,096人	1,051人	1,061人
重度障害(65歳以上)	1,568人	1,557人	1,517人	1,481人	1,441 人
合 計	26,766 人	26, 194 人	25,671 人	25,032 人	27, 351 人

- *1 令和3年10月から外来医療費助成を18歳(高校3年生相当)まで対象拡大
- *2 令和5年10月から小児の所得制限を撤廃
- *3 令和6年4月から対象者に下記①~③の2つ以上該当している方を追加
 - ①身体障害者手帳3級又は4級
 - ②知能指数 50 以下
 - ③精神障害者保健福祉手帳2級

2. 未熟児養育医療の給付

未熟児養育医療給付は、身体の発育が未熟なまま生まれ養育を必要とする乳児が、指定養育医療機関において入院治療を受ける際に、治療に要する医療費の一部を助成する制度です。

(1) 対象者

医師が入院養育を必要と認めた次のいずれかの症状のある乳児

- ①出生時の体重が 2,000 グラム以下
- ②生命力が特に薄弱であり、運動不安、体温が 34°C以下、強度のチアノーゼ、生後 24 時間以上 排便なし、黄疸等の症状がある場合

(2) 給付の内容

指定養育医療機関における次の処置

- ①診察
- ②薬剤又は治療材料の支給
- ③医学的処置,手術及びその他の治療
- ④病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- ⑤移送(特定の場合に限ります)

(3)保険給付と自己負担の関係

医療機関の窓口での医療費の支払いはありませんが、後日、市から保護者に対し世帯の住民税額等に応じた徴収金を請求します。ただし、徴収金の一部がマル福の対象となるため、保護者の負担は入院自己負担金の金額(1日300円、月3,000円まで)となります。

(4) 給付の状況(各年度3月診療分から翌年2月診療分までの実績)

区分 \ 年度	R2	R3	R4	R5	R6
給付実人数	17 人	19 人	18 人	15 人	27 人
給付延件数	49 件	44 件	47 件	33 件	76 件
給付日数	1,021 日	845 日	1,021 日	567 日	1,494 日
食事回数	2,846 回	2,410 回	2,867 回	1,592 回	3,989 回

国民年金

1. 国民年金制度

国民年金制度は、老齢、障害、死亡によって国民生活の安定がそこなわれることを防ぎ、健全な国民生活の維持、向上に役立つことを目的としています。そのため、国民の老齢、障害、死亡といった事由に際して必要な基礎年金等の支給を行うものです。

(1) 国民年金の被保険者

日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満のすべての方が国民年金の被保険者となります。

①被保険者種別

第1号被保険者 日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の方で第2,第3号被保 険者に該当しない自営業者等(学生も含む)

第2号被保険者 厚生年金の被保険者 (会社員・公務員)

第3号被保険者 第2号被保険者に扶養されている配偶者(20歳以上60歳未満)

そのほか以下の方は、申出により国民年金に加入することができます。(任意加入制度)

- ・国外に住む20歳以上65歳未満の日本国籍を有する方
- ・厚生年金に加入していない60歳以上65歳未満の方で、保険料の納付期間が480月未 満の方
- ・昭和40年4月1日以前に生まれた方で、年金の受給資格を満たしていない65歳以上70歳未満の方

②保険料

定額保険料 月額 17,510円(令和7年度)

付加保険料 月額 400円

※ 第1号被保険者ならびに任意加入被保険者は、申出により定額保険料を納付する際にあわせて付加保険料を納めると、老齢基礎年金に付加年金が上乗せされます。

付加年金の年金額は、200 円×付加保険料納付月数となります。ただし、国民年金基金の加入者は、国民年金基金が付加保険料を取り入れた制度となっているため、付加保険料を納めることはできません。

③納付方法別の割引額比較

納付方法		割引額		口座振替,クレジット
	口座振替	クレシ゛ットカート゛	現金納付	カード前納
通常の納付(翌月末振替・納付)	0 円	0 円	0 円	_
早割(当月末振替)	60 円			1
6ヶ月前納(4月~9月)	1 100 ⊞	850 円	850 円	振替(立替)開始時月か
6ヶ月前納(10月~翌年3月)	1,190円	890 円	690円	ら年度末(又は翌年度
1年前納(4月~翌年3月)	4,400円	3,730円	3,730 円	末)までの保険料をま
2年前納(4月~翌々年3月)	17,010円	15,670円	15,670 円	とめて振替(立替)でき
2 10/11/11/11 37 (0/1)	11,010 1	10,010 1	10, 010 1	ます。

※口座振替・クレジット納付の振替開始月は金融機関との調整等により異なります。

※決裁アプリを使用した電子(キャッシュレス)決済で納めることもできます。

(2) 保険料の免除・猶予制度

経済的に保険料を納めるのが困難な場合のために「法定免除」と「申請免除」の 2 種類 の免除制度があります。

法定免除

生活保護法による生活扶助及び障害年金等を受けている第1号被保険者は、届出により 保険料が全額免除されます。免除を受けた期間の老齢基礎年金は、国庫負担分だけになり、 本来の基礎年金額の2分の1になります。

法定免除に該当した場合でも将来受け取る年金の確保のため、保険料の納付や前納をすることができます。

② 申請免除(一般免除)

第1号被保険者の方で、本人・配偶者・世帯主の前年所得(1月から6月までに申請する場合は前々年所得)が一定額以下の場合や失業した場合などにより保険料を納めることが困難な場合は、申請をし、承認されると保険料の納付が免除になります。

免除される額は、「全額」、「4分の3」、「半額」、「4分の1」の4種類があります。 免除された期間は、全額納付と比較し、全額免除の場合は、受け取る年金額が2分の1、 4分の3免除の場合は、受け取る年金額が8分の5、半額免除の場合は、受け取る年金額 が4分の3、4分の1免除の場合は、受け取る年金額が8分の7として計算されます。

免除の	免除の対象となる所得基準等 (前年の所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること)				
区分	親族扶養なし	親族扶養あり			
全 額	67万円	(扶養親族数+1) ×35 万円+32 万円			
4分の3	88万円	88 万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等			
半額	128万円	128 万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等			
4分の1	168万円	168 万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等			

③ 納付猶予制度

50歳未満の第1号被保険者(学生を除く)の方で、本人と配偶者の前年所得(1月から6月までに申請する場合は前々年所得)が一定額以下の場合、申請(納付猶予)をし、承認されると保険料の納付が猶予されます。

猶予の対象とな	親族扶養なし	親族扶養あり
る所得基準等	67万円	(扶養親族数+1) ×35 万円+32 万円

④ 学生納付特例

20歳以上の大学(大学院)や専門学校等に通う学生(夜間,定時制を含む)の方で,本人の前年所得が一定額以下のとき,申請(学生納付特例)をし,承認されると保険料の納付が猶予されます。

対象者	所得基準
20歳以上の学生	本人の前年中の所得が128万円以下
(一部対象外の学校があります)	(本人に扶養親族がいない場合)

⑤ 臨時特例

震災・風水害・火災その他これに類する災害を受けた被災者は、被保険者の所有する住宅、家財、その他の財産につき被害金額がその価格の概ね2分の1以上の損害を受けたときは、申請に基づき国民年金保険料が免除になります。

【受付件数】

免除申請受付年度	災害
令和 2年度	4
令和 3年度	3
令和 4年度	2
令和 5年度	1
令和 6年度	5

⑥ 産前産後期間の免除

第1号被保険者の方で、出産日が平成31年2月1日以降の方は、申請すると、出産予定日または出産日が属する月の前月から4ヶ月間(多胎妊娠の場合は、3ヶ月前から6ヶ月間)の保険料が免除されます。

- ・出産とは、妊娠85日(4ヶ月)以上の出産をいいます。(死産、流産、早産を含みます)
- ・出産予定日の6ヶ月前から届出可能です。
- ・産前産後免除が承認された期間は、保険料の納付済期間としてみなされます。また、保 険料が既に納付されている場合は、未納月へ充当または還付されます。
- ・産前産後免除が承認された期間も、申請により付加保険料を納付することができます。 ※産前産後免除は、遡って申請することができます。

※②~⑤共通

申請月より2年1ヶ月前までの期間について、遡って申請することができます。また、 免除等を受けた期間は年金受給資格期間として計算されます。なお、過去10年以内であ れば免除等承認期間の保険料を後から納めること(追納)もできます。ただし、過去3年 度以前の保険料を追納する場合、当時の保険料額に一定額が加算されます。

※③, ④及び⑤の納付猶予・学生納付特例共通

受給資格期間として計算されますが、免除と違い、追納しないと年金額には反映されません。

(3) 年金受給額

①拠出年金

(令和7年4月1日現在)

区	支給対象者	年金の	納付期間	年金額(年額)	備考
分	(※届出が必要)	種類	納付要件等	T 32 11 (T 11)	(金額はすべて年額)
	10年以上加入・ 納付して65歳		10年~40年 未満の場合 40年	831,700 円× A 加入可能年数×12月 831,700 円	年金を受けるために必要な 期間は10年以上です。 Aとは(保険料を納めた月 数)+{保険料を免除した 月数(全額免除は2分の
本人が受け	になったとき	付加年金	第1号被保険者 期間 (月額400円)	200 円×納付月数	7級(生観光除は2分の 1,4分の3免除は8分の 5,半額免除は4分の3, 4分の1免除は8分7)} を乗じた月数
る年金額	重いケガや病気 で障害者になっ たとき	障害基礎 年金	初診日の属する 月の前々月ま間 の被保険者期間 のうち①未納期間が3分の1未 満であること② または直近1年間に未納がない こと	1級 1,039,625円 2級 831,700円	受給者に生計を維持されている子(※)がいる場合 子の加算額 2人目まで (1人につき) 239,300円 3人目以降 (1人につき) 79,800円
遺族が受ける年金質	被保険者又は老齢基礎年金の受給資格期間(25年以上)を大力が死亡したとき、て生力が死亡したよっなおされている。配偶者または、※)のいる。配偶者をは、※)のいる。配偶者をは、※)のいるのでは、※)のいるのでは、※)のいるのでは、※)のいるのでは、※)のいるのでは、※)のいるのでは、※)のいるのでは、※)のでは、 「は、**のでは、	遺族基礎年金	亡	配偶者が受ける年金の額831,700円+子の加算額子が1人のとき1,071,000円子が2人のとき1,310,300円子が3人のとき1,390,100円4人以上のとき1人増すごとに79,800円を加算	子が受ける年金の額 子が1人のとき 831,700円 子が2人のとき 1,071,000円 子が3人のとき 1,150,800円 4人以上のとき 1人増すごとに 79,800円を加算 ※上記の金額を子の数で 割った額が1人あたりの 額
額	夫の死亡当時生 計維持関係にあ り,かつ,10 年以上継続した 婚姻期間がある 妻(事実上の婚 姻関係も含む)	寡婦年金	第1号被保険者 としての保険料 納付済期間(免 除期間を含む) が10年以上あ る夫が死亡した 場合	夫が受けるはずの老齢基礎 年金額の4分の3 (60歳から65歳に達 するまで支給)	死亡した夫が老齢基礎年 金・障害基礎年金を受け たことがあるとき,また は 死亡当時,妻が老齢 基礎年金の繰上げ支給を 受けているときは支給不 可

区分	支給対象者 (※届出が必要)	年金の 種類	納付期間 納付要件等	年金額(年額)	備考 (金額はすべて年額)
遺族が受ける年金額	死亡者の遺族 (生計を同一に していた配偶 者,子,父母, 孫,祖父母また は兄弟姉妹)	死亡一時 金	第1号被保険者 としてが期間等の保険等が 3年以上が、主に が、大きにない。 が、大きにない。 をまたはでいいますが、 ではいいではいいますが、 とき	死亡月の前月までの第1 号被保険者(任意加入被保険者を含む)としての保険料納付済期間に応じて120,000円~320,000円を支給(付加保険料納付済期間が3年以上ある場合には8,500円を加算)	死亡により遺族基礎年金を受けられる遺族がいるときは支給不可 寡婦年金の受給資格もあるときは、いずれかを選択

※年金制度の「子」とは、18歳になる年度末までの子、もしくは20歳未満で1級・2級の障害のある子のことをいいます。

② 年金生活者支援給付金

所得額が一定の基準以下の年金受給者に対して、生活支援を目的として支払われる給付金です。年金生活者支援給付金の給付基準額は、物価の変動に応じて、毎年度改定を行う仕組みとなっています。

給付金の種類	基準額(月額)
老齢年金生活者支援給付金	5,450円(※1)
障害年金生活者支援給付金	1級6,813円
	2級 5,450円
遺族年金生活者支援給付金	5,450円(※2)

- (※1) 実際の金額は、保険料納付済期間や保険料免除期間等に応じて算出されます。
- (※2) 2 人以上の子が遺族基礎年金を受給している場合,この基準額を子の数で割った金額が それぞれに支払われます。

(4) 障害年金の受給制限

障害基礎年金の所得による支給停止限度額

(令和7年4月1日現在)

区分		養親族等の数	0人	1人	2人	3人	4人
障	本人	(全額停止)	円 4,721,000	円 5, 101, 000	円 5, 481, 000	円 5,861,000	円 6, 241, 000
害	所得額	(一部停 止)	3, 704, 000	4, 084, 000	4, 464, 000	4, 844, 000	5, 224, 000

※扶養親族1人につき380,000円が加算されます。

対象となる扶養親族が、老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるときは1人につき480,000円が加算され、特定扶養親族であるときは1人につき630,000円が加算されます。

(5) 国民年金被保険者

①国民年金被保険者の推移

年度区分	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
被保険者数(人)	28, 107	27, 223	26, 110	25, 532	24, 205
月額保険料(円)	16, 410	16, 540	16, 590	16, 520	16, 980

②保険料免除者の推移

年度区分	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
法定免除(人)	1, 164	1, 171	1, 195	1, 240	1, 244
申請免除(人)	5, 427	5, 459	5, 167	4, 960	4, 704
計	6, 591	6, 630	6, 362	6, 200	5, 948

【令和7年4月分から(令和7年度)の年金額改定について】

令和7年度の年金額は、<u>名目手取り賃金変動率※1</u> (2.3%) を用いて改定します。また、令和7年度の<u>マクロ経済スライド※2</u>による調整(▲0.4%)が行われます。よって、令和7年度の年金額の改定率は、1.9%となります。

(参考)

※1「名目手取り賃金変動率」とは

2年度前から4年度前までの3年度平均の実質賃金変動率に前年の物価変動率と3年度前の可処分所得割合変化率(0.0%)を乗じたものです。

※2「マクロ経済スライド」とは

公的年金被保険者の変動と平均余命の伸びに基づいて、スライド調整率が設定され、その分を賃金と物価の変動がプラスとなる場合に改定率から控除するものです。この仕組みは、平成16年の年金制度改正において導入されたもので、マクロ経済スライドによる調整を計画的に実施することは、将来世代の年金の給付水準を確保することにつながります。

福祉関係各種手当制度

1. 児童手当

児童手当は、児童を養育する人に手当を支給することにより、家庭等における生活の安定と、 次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的としています。

児童手当受給者の状況

年 度	受給児童数	支給総額	備考
R1	延 235,483人	2,481,825,000円	
R2	延 229,706人	2, 408, 535, 000 円	
R3	延 224,672 人	2,352,070,000 円	
R4	延 212,223 人	2,248,770,000 円	
R5	延 202,478人	2, 158, 750, 000 円	
R6	延 214,250人	2,449,680,000 円	

2. ひたちなか市遺児手当

児童保護の立場から市が独自に定めたもので,父母の一方又は両方が死亡した児童に対し, 父母の一方又は父母にかわって児童を養育している保護者に支給するものです。

① 受給の要件

父母の一方又は両方が死亡した満5歳から義務教育修了前の児童を養育している人で, ひたちなか市の住民基本台帳に記載されている保護者。

② 手当の額

イ 中学生

1人月額 4,000円

口 満5歳~小学生 1人月額 3,000円

③ 支給月

9月及び3月

受給者の状況

年 度	受給者数	受給児童数	士公公安百	備	考
平 及	文和有级	文和汽里剱	支給総額	7月	与
R1	87 人	119 人	4,422,000円		
R2	83 人	118 人	4,276,000 円		
R3	79 人	116 人	4,548,000円		
R4	84 人	122 人	4,562,000 円		
R5	81 人	117 人	4, 482, 000 円		
R6	78 人	121 人	4,547,000円		•

3. ひたちなか市特別児童福祉手当

心身に障害のある児童と市内で同居されている保護者に対して、障害のある児童の健全な 育成と福祉の増進を図ることを目的として支給するものです。

① 受給の要件

次のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している人。(ただし、児童福祉施設 等に入所している場合は除かれます。)

イ 身体障害の程度が身体障害者手帳の3級程度(4級の一部を含む)のもの。

- ロ 知能指数 (IQ) おおむね50以下,又は同程度の精神障害のもの。
- ハ 身体障害や精神障害が特別児童扶養手当1級又は2級に該当するもの。

② 手当の額

月 額 5,000円(令和7年4月現在)

③ 支給月

3月,7月,11月(各期月に4ヶ月分をまとめて支給)

受給者の状況

年 度	受給児童数	支給総額	備考
R2	234 人	13, 980, 000 円	
R3	239 人	14, 280, 000 円	
R4	245 人	14,735,000 円	
R5	252 人	15,600,000 円	
R6	273 人	15, 975, 000 円	

4. 特別障害者手当

精神又は身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする程度の状態にある20歳以上の人に対して手当を支給するものです。

① 受給の要件

次のいずれかに該当する人(ただし,施設等に入所している場合,病院等に3ヶ月を越えて入院している場合は除かれます)

イ 重度の障害が重複するもの。

- ロ 重度の障害を有し、かつ障害基礎年金2級相当の障害を重複するもの。
- ハ 重度の障害があり、日常生活において絶対安静や常時特別の介護を必要とするもの。
- ② 手当の額

月 額 29,590円(令和7年4月現在)

③ 支給月

2月,5月,8月,11月(各期月に3ヶ月分をまとめて支給)

受給者の状況

年 度	受給者数	支給総額	備考
R2	145 人	45, 498, 000 円	
R3	152 人	47, 506, 950 円	
R4	150 人	48, 745, 100 円	
R5	144 人	50, 190, 020 円	
R6	135 人	47, 945, 680 円	

5. 障害児福祉手当

日常生活において常時介護を必要とする程度の状態にある重度の障害のある児童 (20歳未満)に対して手当を支給するものです。

① 受給の要件

次のいずれかに該当する人(ただし、児童福祉施設等に入所している人は除かれます。)

- イ 身体障害の程度が身体障害者手帳の1級程度(2級の一部を含む)のもの。
- ロ 知能指数 (IQ) おおむね20以下,又は同程度の精神障害のもの。
- ハ 身体障害の程度が身体障害者手帳の2級程度で知能指数(IQ)がおおむね35 以下(又は同程度の精神障害)のもの〈重複した障害〉。

② 手当の額

月 額 16,100円(令和7年4月現在)

③ 支給月

2月,5月,8月,11月(各期月に3ヶ月分をまとめて支給)受給者の状況

年 度	受給児童数	支給総額	備考
R2	81 人	15, 250, 680 円	
R3	76 人	14,061,600 円	
R4	80 人	14, 126, 910 円	
R5	75 人	13, 472, 860 円	
R6	74 人	14, 317, 230 円	

6. (経過的) 福祉手当

20歳以上の障害者に対する福祉手当は、障害基礎年金及び特別障害者手当の創設に伴い廃止されましたが、改正法施行日の前日(昭和61年3月31日)において福祉手当の受給資格を有する20歳以上の人で特別障害者手当の支給要件に該当せず、かつ障害基礎年金を支給されない人に、経過措置として引き続き従来の福祉手当を支給するものです。

① 手当の額

月額 16,100円(令和7年4月現在)

② 支給月

2月, 5月, 8月, 11月(各期月に3ヶ月分をまとめて支給) 受給者の状況

_					
	年 度	受給者数	支給総額	備	考
	R2	1人	356, 760 円		
	R3	1人	178, 560 円		
	R4	1人	178, 260 円		
	R5	1人	181,900 円		
	R6	1人	187, 340 円		

7. 特別児童扶養手当

障害のある20歳未満の児童を養育している父母等の養育者に対して,障害のある児童の 福祉の増進を図ることを目的として手当を支給するものです。

① 受給の要件

次のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している人(所得制限あり)。ただし、 障害のある児童が児童福祉施設等に入所している場合は除かれます。

1) 1級(重度障害)

- イ 身体障害の程度が身体障害者手帳の1級又は2級程度のもの(内部的疾患は例外あり)。
- ロ 知能指数 (IQ) がおおむね35以下のもの又は同程度の精神障害のもの。
- ハ 身体障害の程度が身体障害者手帳の3級程度で知能指数(IQ)がおおむね50以下(又は同程度の精神障害)のもの〈重複した障害〉。

2) 2級 (中度障害)

- イ 身体障害の程度が身体障害者手帳の3級程度(下肢障害については4級の一部を含 tr)のもの(内部的疾患は例外あり)。
- ロ 知能指数(IQ)がおおむね50以下のもの又は同程度の精神障害のもの。
- ハ 身体障害の程度が身体障害者手帳の4級程度で知能指数(IQ)がおおむね60以下(又は同程度の精神障害)のもの〈重複した障害〉。

② 手当の額

イ 1級

児童1人につき 月額 56,800円(令和7年4月現在)

口 2級

児童1人につき 月額 37,830円(令和7年4月現在)

③ 支給月

4月,8月,11月(各期月に4ヶ月分をまとめて支給)

受給者の状況

年 度	受給児童数	備考
R2	238 人	
R3	241 人	
R4	247 人	
R5	245 人	
R6	242 人	

8. 児童扶養手当

父母の離婚や死亡、その他の理由により父または母と生計をともにしていない児童を養育 しているご家庭に対し、家庭の生活の安定と自立の促進を目的として支給される手当です。

① 受給の要件

- 18歳に達する日以後最初の3月31日(18歳の年度末)までの間にある児童,又は20歳未満の中度以上の障害のある児童を養育している父または母及びその養育者。
- ② 手当の額(令和7年4月現在)「所得制限あり」 児童1人のとき 月額 46,690円(最高額)
 - 2人目以降は児童1人につき月額11,030円を加算します。
- ③ 支給月

5月, 7月, 9月, 11月, 1月, 3月

受給者の状況

年 度	受給児童数	受給者数	備考
R1	1,546人	1,056人	
R2	1,497 人	1,029 人	
R3	1,383 人	953 人	
R4	1,390人	907 人	
R5	1,390人	905 人	
R6	1,281 人	883 人	

9. 茨城県心身障害者扶養共済制度

心身障害者(児)の将来について保護者が持たれる不安を軽くするために、保護者が死亡 し、又は身体に著しい障害を有することになった場合、心身障害者(児)に年金を支給する ものです。

① 加入の要件

現に心身障害者(児)を扶養している65歳未満の保護者で、特別の疾病又は障害を持っていないこと。心身障害者とは下記に該当する人

- (一) 知的障害者
- (二) 1~3級までの身体障害者

(三) 精神又は身体に永続的な障害を有する人で(一),(二)と同程度と認められる人

② 掛金の額

保護者(契約者の)加入時の年齢によって決まります。

区分	掛金月額(1口あたり)
35歳未満	月額 5,600円(9,300円)
35歳以上~40歳未満	月額 6,900円(11,400円)
40歳以上~45歳未満	月額 8,700円(14,300円)
45歳以上~50歳未満	月額10,600円(17,300円)
50歳以上~55歳未満	月額11,600円(18,800円)
55歳以上~60歳未満	月額12,800円(20,700円)
60歳以上~65歳未満	月額14,500円(23,300円)

- ※1 () 内は、平成20年4月1日以降加入の場合の掛金の額
- ※2 加入してから継続20年(一部25年)以上で,満65歳以上になった時は, 掛金納入を必要としません。

③ 給付金

月 額 20,000円 (加入者が死亡又は重度障害となった時) 弔慰金 30,000円~250,000円 (加入条件等により異なります。)

- ④ 2口まで加入申込みができます。
- ⑤ 低所得者及び被災等があった場合は掛金の減免が受けられます。
- ⑥ 脱退した場合は、脱退一時金が支給されます。

加入の状況

年 度	加入者	受給者数	年間総支給額
R2	延 49人	30 人	8,800,000円
R3	延 56人	34 人	8,860,000円
R4	延 54人	37 人	9,020,000円
R5	延 53人	36 人	8,740,000円
R6	延 51人	36 人	8,700,000円

〔対象者(児)を基にして〕

×=不可

区分	児童扶養手当	特別児童 扶養手当	特別障害者 手 当	障 害 児 福祉手当	経 過 的 福祉手当	遺児手当(市)	市特別児童 福祉手当	児童手当
児 童 扶 養 手 当		0	_	0	_	0	0	0
特別児童扶養手当	0		_	0	_	0	0	0
特別障害者手当	_	_		_	×	_	_	_
障害児福祉手当	0	0	_		_	0	×	0
経過的福祉手当	_	_	×	_		_	_	_
遺児手当(市)	0	0	_	0	_		0	0
市特別児童福祉手当	0	0	_	×	_	0		0
児 童 手 当	0	0	_	0	_	0	0	
老 齢 年 金	_	_	0		0	_	_	_
通算老齢年金	_	_	0	_	0	_	_	_
老齢基礎年金	_	_	0	_	0	_	_	_
障害年金(児童加算)	_	_	0	_	×	0	0	0
障害基礎年金(〃)	0	_	0	_	×	0	0	0
遺族基礎年金	_	_	0	_	0	0	0	0
寡 婦 年 金	_	_	0	_	0	_	_	_

介護保険制度

1. 介護保険制度の概要

介護保険制度は、40歳以上の方が被保険者となって介護保険料を納め、介護や支援が必要となったときにサービスが利用できる支えあいの制度です。

(1) 保険者 ひたちなか市

(2)被保険者(受給資格者)

被保険者及びサービスの受給資格者は次のとおりです。

区 分	被保険者	受給資格者	
第1号被保険者	65歳以上の人	要介護等の状態にある人全員	
第2号被保険者	40歳以上65歳未満 の医療保険加入者	脳卒中,初老期認知症等の加齢に伴う疾病(特定疾病),がん末期により生じた要介護等の状態にある人	

(3) 要介護認定区分

要介護認定区分は次のとおりです。

要支援1	加齢や疾病などにより、入浴や排泄、食事などの日常生活に支障があると 見込まれる状態、あるいは悪化防止のために支援を要すると見込まれる状
要支援2	死込まれる状態、めるいは悪化例止のために叉後を奏りると免込まれる状 態にある人
要介護1	
要介護2	tntの広岸かりにより、130の批准、本東かりの口帯上江に土陸ぶもり入
要介護3	加齢や疾病などにより、入浴や排泄、食事などの日常生活に支障があり介養を必要とする状態にある人
要介護4	咬て心女し テ 切外心にの切り
要介護 5	

(4) 介護サービスの種類

要支援と認定された人は「介護予防サービス」または「介護予防・生活支援サービス」が、要介護と認定された人は「介護サービス」がケアプランに基づき提供されます。

○居宅介護サービス

サービスの種類	内容
訪問介護 ※	ホームヘルパーが居宅を訪問し、食事、入浴、排泄などの身体
〈ホームヘルプ〉	介護・日常生活上の援助などを行います。
通所介護 ※	通所介護施設で、食事、入浴、排泄などの日常生活上の援助や
〈デイサービス〉	機能訓練などを日帰りで行います。
訪問入浴介護	移動入浴車などで、居宅を訪問し、入浴の介助を行います。
訪問リハビリテーション	理学療法士、作業療法士など、リハビリテーションの専門家が
	居宅を訪問し、リハビリテーションを行います。

」 訪問看護	看護師などが居宅を訪問し、療養の世話、診療の補助などを行
W/1F1/ELIX	います。
居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療
占七烷 食 目垤拍等	養上の管理,指導を行います。
通所リハビリテーション〈デ	介護老人保健施設や医療施設などで、リハビリテーションを日
イケア〉	帰りで行います。
短期入所生活介護〈ショート	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) などに短期間入所し,
	食事、入浴、排泄などの日常生活上の援助や機能訓練などを行
ステイ〉	います。
短期入所療養介護〈医療型シ	介護老人保健施設,介護医療院などに短期間入所し,医学的な
ョートステイ〉	管理のもとでの医療,看護,介護を行います。
特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどに入居している人へ,日常生活上の世話や
· 付足施設八佔有主佔月 逶	機能訓練などを行います。
福祉用具貸与	日常生活を支援する福祉用具の貸出しを行います。
特定福祉用具購入	入浴や排泄などに使用する福祉用具を購入した場合,購入費が
· 付足佃租用兵購入	一部支給されます。
	手すりの取付け、段差解消などの住宅改修を行った場合,改修
居宅介護住宅改修	費が一部支給されます(事前の申請が必要です)。
民字介護古怪	在宅の(要支援)要介護者に対して、サービス計画(ケアプラ
居宅介護支援	ン)を作成します。全額介護保険から給付されます。

[※]は介護サービスのみ

○地域密着型サービス

地域密着型サービスは、要支援または要介護の人が住みなれた地域で受けることができる介護サービスで、原則、本市が指定した事業所は本市の住民のみが利用します。

ただし、本市が指定した場合、市外の施設についても利用できます。

サービスの種類	内容
地域密着型介護老人福祉施	定員が29名以下の小規模な介護老人福祉施設で、食事や入浴
設入所者生活介護 ※	などの介護,日常生活上の世話及び機能訓練などを行います。
	認知症の人が共同生活の中で食事、入浴、排泄などの日常生活
認知症対応型共同生活介護	上の援助や機能訓練などを行います。
	(原則,要支援2以上の人が対象)
	小規模な居住型の施設で, 「通い」を中心に, 利用者の選択に
小規模多機能型居宅介護	応じて、「訪問」や「泊まり」を組み合わせてサービスを提供
	することで、居宅での生活が継続できるよう支援します。
看護小規模多機能型居宅介	医療ニーズの高い要介護者に対し、「小規模多機能型居宅介護」
護 ※	と「訪問看護」を組み合わせてサービスを提供します。
	デイサービスセンターなどで,認知症の人が食事や入浴などの
認知症対応型通所介護	介護サービスや機能訓練を日帰りで行います。
	定員が18名以下の小規模な通所介護施設で、食事、入浴、排
地域密着型通所介護 ※	泄などの日常生活上の援助や機能訓練などを日帰りで行いま
	す。

定期巡回·随時対応型訪問	重度者を始めとした要介護に対し、日中・夜間を通じて、「訪問
介護看護 ※	介護」と「訪問看護」を密接に連携させ、短時間の定期巡回訪
月 设 目 设 一 次	問と随時の対応を行うサービスです。

※は介護サービスのみ

○施設サービス

サービスの種類	内容
介護老人福祉施設	常時介護を必要とし、居宅での生活が困難な人が入所する施設
	で,介護や日常生活上の世話などを提供する施設です。
(特別養護老人ホーム)	(原則,要介護3以上の人が対象)
介護老人保健施設	状態が安定している人が在宅に復帰できるように, リハビリテ
(老人保健施設)	ーションや介護などを提供する施設です。
	長期間の療養を必要とする人が入所する施設で、医療のほか、
介護医療院	生活の場としての機能も兼ね備え,日常生活上の介護などを提
	供する施設です。

※介護保険のサービスの種類と内容は上記のとおりですが、介護サービスと介護予防サービス では、提供される内容や種類等が一部異なります。

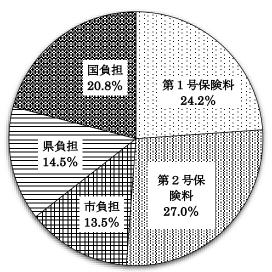
(5) 財源の内訳

公費負担は、利用者負担額を除き、原則として給付費の2分の1です。(事業等によって 負担割合の増減があります。)

残りの2分の1を保険料でまかないます。(構成人員の割合に応じて, 第1号被保険者が原則として23%, 第2号被保険者が27%を負担します。ただし, 国が負担する分のうち5%相当分については, 要介護者等となる可能性の高い後期高齢者の割合,保険料の所得段階基準の分布状況により交付割合が補正されています。)

※ 以下の財源内訳は、令和6年度予算ベースの割合で掲示しています。

介護保険給付費の財源内訳



(6) 利用者負担

利用者負担は、1割、2割または3割となっております。令和3年8月からは現役並み所得者相当の方について、医療保険の高額療養費制度における限度額に合わせ、新たに3つの区分が分けられました。なお、施設での食費及び居住費は、利用者負担です。

また,世帯全体の1か月の負担額が下記の区分の上限額を超えた場合に,高額介護サービス費が支給され,年間の負担額が限度額を超えた場合に,高額医療合算介護サービス費が支給されます。

○利用者負担割合

負担割合	該当 (①②の両方に該当する場合)
3割負担	① 本人の「合計所得金額※1」が220万円以上
	② 同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入とその他の合計所得金額※2」の合計が、
	・1人の場合340万円以上
	・2人以上の場合463万円以上
2割負担	① 本人の「合計所得金額※1」が160万円以上
	② 同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入とその他の合計所得金額※2」の合計が、
	・1人の場合280万円以上
	③ ・2人以上の場合346万円以上
1割負担	上記以外の方

※1「合計所得金額」は、収入から、公的年金等控除・給与所得控除など必要経費を控除した金額のことで、扶養控除・医療費控除などの所得控除や損失の繰越控除をする前の金額です。

なお、土地売却等に係る長期譲渡所得及び短期譲渡所得の特別控除がある場合には、特別控除額を控除した金額を用います。

合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額から 10 万円を控除した金額を用います (控除後の額が 0 円を下回る場合は 0 円とします)。

※2「その他の合計所得金額」は、合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した金額です。その他の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は当該給与所得の金額(所得金額調整控除の適用がある場合は控除前の金額)から10万円を控除します(控除後の額が0円を下回る場合は0円とします)。

○高額介護サービス費・利用者負担の上限額(1か月)

所 得 区 分	世帯の上限額
(i) 年収約1,160万円以上の方	140,100円
(ii)年収約770万円以上約1,160万円未満の方	93,000円
(iii) 年収約383万円以上約770万円未満の方	44,400円
(iv) 上記以外の市町村民税課税世帯の方	44,400円
(v) 世帯全員が市町村民税非課税	24,600円
①老齢福祉年金受給者の方 ②前年の合計所得金額と課税年金収入額の合 計が <u>80万円※</u> 以下の方 外	24,600円 (世帯) 15,000円 (個人)
(vi) 生活保護の受給者の方 外	15,000円

^{※(}v)②前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計は、令和7年8月以降80万9千円に変更

(7) 訪問介護·訪問入浴介護利用負担低所得障害者助成

平成12年度の介護保険制度実施に伴う利用者負担額の激変緩和策として,障害低所得者のサービス利用(訪問介護及び訪問入浴介護)の利用者負担額を軽減してきました。

平成18年に障害者自立支援法が施行されたことに伴い、障害者においても原則1割の利用者負担となったことから、制度間の均衡を図るため、平成20年6月をもって国の施策としての軽減措置は廃止されましたが、市では制度改正による不利益が生じないよう、国の施策で実施してきた軽減措置を市独自の施策に組み込み、引き続き実施しています。

<市独自の施策>

①対象者

生計中心者が所得税非課税である世帯の利用者(平成18年3月末日において市から利用者負担減額の認定を受けていた方のみ)で、次のいずれかに該当する人。

- ・65歳となる前に障害者施策等のホームヘルプサービスを利用していた人
- ・特定疾病により要介護・要支援の状態となった人(第2号被保険者)
- ・65歳となる前に障害者手帳の交付を受けた第1号被保険者

②対象サービス

・訪問介護, 夜間対応型訪問介護, 訪問入浴介護, 介護予防訪問入浴介護, 自立援助訪問型サービス (総合支援事業)

③内容

・自己負担額(サービス費用の10%)のうち、4%を減額助成する。

(8) 社会福祉法人等利用者負担額軽減制度

社会福祉法人または市町村が経営する社会福祉事業体が、その社会的役割の一環として都 道府県知事に申し出て、生計困難者の負担軽減に取り組んでいます。

①対象者

市町村民税非課税世帯かつ次の要件の全てを満たす者

- ア)年間収入が、単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した 額以下であること
- イ) 預貯金等の額が単身世帯で350万円,世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること
- ウ) 日常生活に供する必要な資産以外に利用できる資産がないこと
- エ) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと
- オ)介護保険料を滞納していないこと

②内容

生計困難者は、利用者負担(給付費、食費、居住費)の4分の1(老齢福祉年金受給者は2分の1)が軽減されます。生活保護受給者は、個室の居住費の全額が軽減されます。

市は、社会福祉法人等の行った軽減の総額が本来受領すべき利用者負担(対象でない者を含む利用者全体からの利用料収入)のおおむね1%を超えた場合、その2分の1の範囲内で事業所または施設に助成を行います。ただし、介護老人福祉施設については、利用者負担の10%を超えた部分の全額を助成します。

(9) 境界層該当者訪問介護等利用者負担額減額制度

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の規定によるホームへルプサービスの利用において,境界層該当として利用料負担額がなかった人が,介護保険法の規定による訪問介護等を利用する場合,利用者負担額が全額免除されます。

(10) 保険料

<徴収方法>

①第1号被保険者(65歳以上の方)

老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金を受給し、年金額が年額18万円以上の人は、年金から天引き(特別徴収)を行い、それ以外の人については、納付書による納入(普通徴収)により徴収します。

- ※65歳到達等により年度途中で介護保険の資格取得した場合は、特別徴収が開始になるまでは納付書で納入します。
- ②第2号被保険者(40歳以上65歳未満の医療保険加入者)

医療保険者が医療保険料と一緒に徴収し,市町村の給付に占める割合が全国一律(27%)になるように配分します。

<保険料額>

令和6年度の第1号被保険者の保険料は、国の標準的な設定段階と同様に13段階設定とし、併せて低所得者層等への対策として第1段階から第3段階に公費を投入し保険料を継続して軽減し、それぞれの負担能力に応じたきめ細かい段階設定となっております。

【基準額に対する各段階の割合】(令和6年度)

		所得!	没階区分	算定基準	年額	
第1段階		世帯全員が	生活保護の受給者の方 老齢福祉年金の受給者の方 本人のその他の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額×0.285	20, 520 円	
第2段階	本人が市町	人が	市町村民税非課税	本人のその他の合計所得金額と課 税年金収入額の合計が80万円を超 え120万円以下の方	基準額×0.485	34, 920 円
第3段階	村民税非課		本人のその他の合計所得金額と課 税年金収入額の合計が 120 万円を 超える方	基準額×0.685	49, 320 円	
第4段階	税	世帯に市町	本人のその他の合計所得金額と課 税年金収入額の合計が80万円以下 の方	基準額×0.9	64, 800 円	
第5段階		村民税課税者がいる	本人のその他の合計所得金額と課 税年金収入額の合計が80万円を超 える方	基準額×1.0	72,000円	
第6段階		合計所得金額	が 120 万円未満 の方	基準額×1.2	86, 400 円	
第7段階		合計所得金額	が 120 万円以上 210 万円未満 の方	基準額×1.3	93,600円	
第8段階	本人が	合計所得金額	が 210 万円以上 320 万円未満 の方	基準額×1.5	108,000円	
第9段階	市町町	合計所得金額	が 320 円万以上 420 万円未満 の方	基準額×1.7	122, 400 円	
第10段階	村民	合計所得金額	iが 420 万円以上 520 万円未満 の方	基準額×1.9	136,800 円	
第11段階	税課税	合計所得金額	iが 520 万円以上 620 万円未満 の方	基準額×2.1	151, 200 円	
第12段階	化儿	合計所得金額	iが 620 万円以上 720 万円未満 の方	基準額×2.3	165,600円	
第13段階		合計所得金額	iが 720 万円以上 の方	基準額×2.4	172,800 円	

- ※ 「老齢福祉年金」は、明治44年4月1日以前に生まれた人で一定の所得がない人や他の年金を受給できない人に支給される年金です。
- ※ 「合計所得金額」は、収入から、公的年金等控除・給与所得控除など必要経費を控除した金額のことで、扶養控除・医療費控除などの所得控除や損失の繰越控除をする前の金額です。 なお、土地売却等に係る長期譲渡所得及び短期譲渡所得の特別控除がある場合には、特別控除額を控除した金額を用います。
- ※ 「その他の合計所得金額」は、合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した金額です。その他の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は当該給与所得の金額(所得金額調整控除の適用がある場合は控除前の金額)から10万円を控除します(控除後の額が0円を下回る場合は0円とします)。
- ※ 「課税年金収入額」は、国民年金、厚生年金など課税対象となる年金の収入額になります。
- ※ 第2号被保険者の保険料は、加入している医療保険の保険料の算出方法に準じて決められます。
- ※ 令和7年4月以降, 所得段階区分の第1・2・4・5段階において, 所得基準の一部が, 8

0万円から80万9千円に変更になります

(11)給付限度額

<令和6年度 居宅サービス限度額>

それぞれの要介護度に応じて利用限度額の範囲内で,訪問介護や通所介護,短期入所等のサービスを受けることができます。

要介護度区分	利用限度額 (月額)
要支援 1	50,320円
要支援 2	105,310円
要介護 1	167,650円
要介護 2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護 5	362,170円

- ・特定(介護予防)福祉用具購入 1年間 100,00円
- ・居宅介護(介護予防)住宅改修 1人につき 200,000円
- ・(介護予防) 居宅療養管理指導 (医師・歯科医師が行う場合) 月2回まで

<令和6年度 施設サービス>

施設の種類、要介護認定区分により、利用者負担額が定められています。

令和6年度報酬改定により、利用者負担額が変更になりました。

種	類	利用者負	担額	〔(1割) の目	安(月	額)
介護老人	福祉施設	22,	2 6	8円~	29,	0 5 2	円
介護老人	保健施設	21,	8 1	2円~	30,	9 6 8	円
介護医	療院	21,	9 3	3円~	42,	3 4 5	円

- ※ 上記の利用者負担額は、施設ごとに部屋などの条件によって異なります。
- ※ 介護老人福祉施設の利用者負担額は、要介護3~要介護5の方の月額になります。
- ※ 1か月を30日で換算しています。
- ※ 施設サービスは、上記の利用者負担額以外に食費、居住費、日常生活費がかかりますが、 低所得者の方は、食費と居住費の一部が軽減される制度があります。

2. 介護保険実施状況

(1)審査会開催状況(令和6年4月から令和7年3月まで)

申請受付者数 5,690人

(新規2, 497人, 更新2, 526人, 区分変更605人,

転入60人,継続1人,適用除外施設退所1人)

認定審査会回数 207回 (審査判定数) 5,466人

(2) 認定審査実績

(単位:件)

		自立等	支援 1	支援2	要介1	要介2	要介3	要介4	要介5	合 計
R	在宅	21	461	853	887	910	629	574	376	4, 711
к 4	施設	0	1	1	14	24	67	113	93	313
4	計	21	462	854	901	934	696	687	469	5,024
D	在宅	23	585	854	963	1,005	613	600	391	5,034
R 5	施設	0	0	0	28	57	123	207	99	514
υ	計	23	585	854	991	1,062	736	807	490	5, 548
D	在宅	36	569	937	956	944	594	555	425	5,016
R 6	施設	0	3	2	19	39	120	180	87	450
0	計	36	572	939	975	983	714	735	512	5, 466

(3)要介護(要支援)認定者数(年度末)

(単位:人)

年度	支援1	支援 2	要介 1	要介 2	要介3	要介4	要介5	合計	認定率
R4	625	1, 104	1, 297	1,380	998	864	462	6, 730	16. 24%
R5	717	1, 134	1, 352	1, 435	988	893	438	6, 957	16.73%
R6	742	1, 219	1, 432	1, 421	1,022	890	454	7, 180	16.90%*

^{*}認定率は、令和6年度より第2号被保険者を除いて算出

(4) 介護保険受給者数 (介護保険事業状況報告 令和7年3月分)

①居宅介護 (介護予防) サービス受給者数

(単位:人)

年度	支援 1	支援 2	要介 1	要介 2	要介3	要介4	要介5	合 計
R4	201	561	950	1,058	623	403	197	3, 993
R5	276	621	993	1,081	620	416	180	4, 187
R6	303	678	1,067	1, 138	611	393	198	4, 388

②地域密着型 (介護予防) サービス受給者数

(単位:人)

年度	支援1	支援 2	要介1	要介2	要介3	要介4	要介5	合 計
R4	2	9	300	309	260	166	81	1, 127
R5	3	8	327	300	253	201	72	1, 164
R6	5	6	334	334	253	174	81	1, 187

③施設介護サービス受給者数

(単位:人)

年度	老人福祉施設	老人保健施設	療養型医療施設※	介護医療院	合	計
R4	428	551	1	21		1,001
R5	470	535	0	15		1,018
R6	524	569	0	16		1, 103

[※]療養型医療施設は、令和6年3月で廃止

(5) 訪問介護·訪問入浴介護利用負担低所得障害者助成実績

年 度		R4		R5		R6
区分	件数	金額(円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)
訪問介護 (市単独分)	0	0	0	0	0	0
訪問入浴 (市単独分)	12	26, 037	9	19, 614	0	0
対象者数		3 人		2 人		0人

(6) 社会福祉法人等利用者負担額軽減制度実績

年度	適用法人数	対象者	市助成額
R4	3法人	3人	0円:該当なし
R5	4法人	5人	0円:該当なし
R6	4法人	6人	0円:該当なし

(7) 主なサービスの給付額

	年度	R4(決算額)	R5(決算額)	R6(決算見込額)	
	区分	給付額(円)	給付額(円)	給付額(円)	
	訪問サービス	1, 097, 967, 453	1, 145, 220, 748	1, 142, 458, 074	
	通所サービス	1, 625, 374, 586	1, 752, 279, 367	1, 773, 377, 138	
	短期入所サービス	440, 198, 989	469, 487, 438	498, 772, 968	
	福祉用具・住宅改修 サービス	368, 988, 070	403, 947, 000	425, 781, 332	
	特定施設入居者生 活介護	225, 568, 233	266, 613, 553	328, 173, 048	
	居宅介護支援	524, 263, 298	548, 017, 026	564, 276, 809	
厄	言宅サービス	4, 282, 360, 629	4, 585, 565, 132	4, 732, 839, 369	
坩	地域密着型サービス	2, 282, 848, 187	2, 433, 518, 634	2, 516, 504, 414	
旅	面設介護サービス	3, 376, 441, 560	3, 390, 800, 801	3, 674, 797, 065	
凊	高額介護サービス	248, 182, 891	261, 699, 409	286, 207, 256	
	特定入所者介護 ナービス	168, 474, 224	164, 732, 956	165, 690, 303	
	高額医療合算介護 サービス	34, 158, 125	32, 801, 830	41, 284, 381	

(8) 調定及び賦課状況

イ 資格者数

(単位:人)

年度 区分	R 4	R 5	R 6
1号被保険者数	41, 430	41, 577	41,602
住所地特例者数	177	192	215

口 調定件数調定額

年 度	区 分	調定件数(件)	調定額(円)		
	特別徴収	38, 942	2, 499, 192, 050		
R 4	普通徴収	5, 039	224, 907, 840		
	合 計	43, 981	2, 724, 099, 890		
	特別徴収	39, 008	2, 492, 356, 680		
R 5	普通徴収	5, 348	237, 537, 240		
	合 計	44, 356	2, 729, 893, 920		
	特別徴収	39, 025	2, 796, 857, 170		
R 6	普通徴収	5, 473	283, 319, 630		
	合 計	44, 498	3, 080, 176, 800		

(9) 相談窓口

介護保険に関する相談は下記の窓口で受け付けています。

- · 市介護保険課
- ◎那珂湊中学校区地域包括支援センター (グループホーム恵苑内)
- ◎美乃浜学園区地域包括支援センター (いくり苑短期入所生活介護事業所内)
- ・西部地域包括支援センター(特別養護老人ホーム北勝園内)
- ・北部地域包括支援センター(フロイデ総合在宅サポートセンターひたちなか内)
- ・勝田第一中学校区地域包括支援センター(金上ふれあいセンター内)
- ・大島中学校区地域包括支援センター(特別養護老人ホームグリーンハウスひたちなか内)
- ※東部地域包括支援センターは、令和6年10月1日から上記◎2つに分かれました。

3. 東日本大震災に係る保険料及び利用料等の減免状況

(1) 保険料の減免概要及び実績

<保険料の減免概要>

東日本大震災により被災した第1号被保険者に係る平成23年度及び平成24年9月までの 介護保険料を減免しました。

また、福島第1原子力発電所事故により避難または退避している第1号被保険者に係る平成23年度から令和6年度までの各年度分の介護保険料を免除(全額または4月~9月分)しました。

<保険料の減免実績>

平成 2 3 年度: 8 2 6 名 (内訳: 全壊 71 名, 半壊·大規模半壊 751 名, 原発被災被保険者 4 名) 平成 2 4 年度: 8 0 2 名 (内訳: 全壊 67 名, 半壊·大規模半壊 734 名, 原発被災被保険者 1 名)

平成 2 5 年度: 2 名 (原発被災被保険者 2 名) 平成 2 6 年度: 5 名 (原発被災被保険者 5 名) 平成 2 7 年度: 4 名 (原発被災被保険者 4 名) 平成 2 8 年度: 4 名 (原発被災被保険者 4 名) 平成 2 9 年度: 5 名 (原発被災被保険者 5 名) 平成 3 0 年度: 5 名 (原発被災被保険者 5 名) 令和元年度: 7 名 (原発被災被保険者 7 名) 令和 2 年度: 9 名 (原発被災被保険者 9 名) 令和 3 年度: 9 名 (原発被災被保険者 9 名) 令和 4 年度: 1 1 名 (原発被災被保険者 9 名) 令和 5 年度: 1 2 名 (原発被災被保険者 1 2 名) 令和 5 年度: 1 0 名 (原発被災被保険者 1 0 名)

(2) 利用料等の免除概要及び実績

<利用料等の免除概要>

東日本大震災により被災した要介護者または要支援者の平成23年3月11日から平成24年9月までの利用料及び、平成24年2月までの介護保険施設等における食費・居住費の支払いを免除しました。

また、福島第1原子力発電所事故により避難または退避している要介護者または居宅要支援者の平成23年3月11日から令和6年3月までの利用料を免除しました。

<利用料等の免除実績>

平成23年度:107名(うち食費・居住費等免除該当者43名)

平成24年度:103名 平成25年度:該当者なし

平成26年度:1名

平成27年度:該当者なし平成28年度:該当者なし

平成29年度:1名 平成30年度:2名 令和元年度:2名 令和2年度:2名 令和3年度:2名 令和4年度:2名 令和4年度:2名 令和6年度:1名

4.介護人材の確保

(1) 現状と課題

全国的に高齢化が進む中、介護を担う人材不足が課題になっています。茨城県でも 2040 年度に介護職員が約1万2千人不足するとの推計を公表しており、市においても、令和5年8月に市内事業所に介護人材実態調査を実施したところ、人材不足を感じている事業所が7割以上あることが分かりました。調査では、介護職員の高齢化が進んでいることや離職に伴う人材確保に苦慮している状況がみられたことから、市では重要な課題と認識し、令和6年度より、介護人材育成事業を開始しました。

(2) 人材確保に対する具体的な取組み(令和6年度)

① 介護助手養成講座の開催

介護福祉士の資格を必要としない業務を補うために、幅広い年齢層を対象に、介護について知識と理解を深め、講座終了後は介護助手として就労やボランティアに繋げている。

日 時 令和6年9月6日,10月4日,10月11日

場 所 市毛コミュニティセンター 外2か所

参加者 64名

実績 介護助手として4名が事業所へ就労,1名がボランティアとして活動

② ひたちなか市介護事業所・留学生交流会

外国人材の雇用促進事業として,介護事業所と介護人材(日本語学校に通う留学生)の交流 会を開催し,介護事業所の雇用に繋げている。

日 時 令和7年2月21日

場 所 市役所 防災会議室 2, 3

参加者 日本語学校に通う留学生 13名

介護福祉士養成校の関係者 7名

介護事業所 3事業所

内 容 介護事業所の説明,本市の紹介及び魅力発信,社会福祉協議会・国際交流協会 からイベントの紹介 等

③ 介護職員研修

介護職員のスキルアップや離職防止を図るための研修を実施

日 時 令和6年12月20日

場 所 ワークプラザ勝田 大会議室

参加者 37名

内 容 「事例から学ぶクレーム対応強化研修」

講師:あいおいニッセイ同和損害保険(株)

④ 介護職の魅力発信

介護職の仕事内容や、やりがい等の魅力発信するため、令和7年2月10日号の市報へ 特集「地域の力を介護の現場へ」を表紙を含め5ページ掲載。

掲載内容 ・仕事内容の紹介,介護福祉士やケアマネジャーへのインタビュー

・介護サービス利用者へのインタビューなど

保健

1. 生涯保健センター (ヘルス・ケア・センター)

(1) 施設の概要

○名 称 ひたちなか市生涯保健センター

○所 在 地 ひたちなか市松戸町1丁目14番1号

○供用開始 平成3年4月1日

○敷 地 面 積 5,398 m²

○建築面積 建築面積 1,454.33 m²

延床面積 3,734.97㎡

(うちみんなのみらい支援室 336.43㎡)

○建物の構造 鉄筋コンクリート造3階建

○駐 車 場 駐車場36台

駐輪場30台

(2) 施設主要設備

電 気 設 備 電灯設備,動力設備,受電設備,自家発電設備,電話設備,火災報知設備,

防犯設備等

機 械 設 備 空気調和設備, 換気設備, 排煙設備, 給湯設備, 衛生器具設備, ガス設備,

消火栓設備, 給排水設備, エレベーター設備

緊急呼出設備 身障者用トイレ内,みんなのみらい支援室トイレ内(男,女)警報盤,

ランプ,ブザー表示

(3) 建設事業費及び財源内訳

(単位:円)

事 業	費内訳	財源 内訳		
建築工事費	714, 150, 500	国庫補助金	40, 986, 000	
電気設備工事費	128, 750, 000	施設整備	40, 386, 000	
機械設備工事費	169, 950, 000	設備整備	600,000	
昇降機設備工事費	15, 244, 000	県補助金	55, 537, 000	
外構工事費	42, 745, 000	施設整備	52, 306, 000	
造園工事費	9, 270, 000	設備整備	3, 231, 000	
機器備品費	29, 752, 082			
監理委託料	7, 313, 000			
		市債	580, 000, 000	
		基金繰入金	111, 111, 988	
		一般財源	329, 539, 594	
合 計	1, 117, 174, 582	合 計	1, 117, 174, 582	

(4)建設面積

1 階 床 面 積 1,274.43㎡ (うちみんなのみらい支援室336.43㎡)

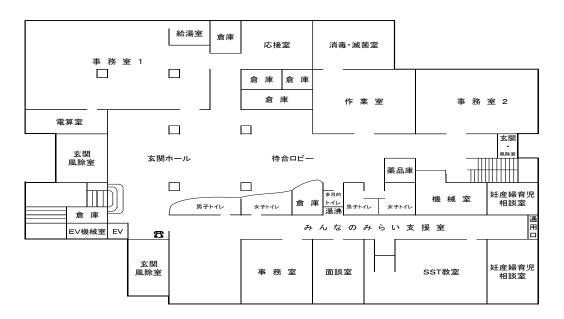
2 階床面積 1, 230. 27㎡

3 階床面積 1,230.27㎡

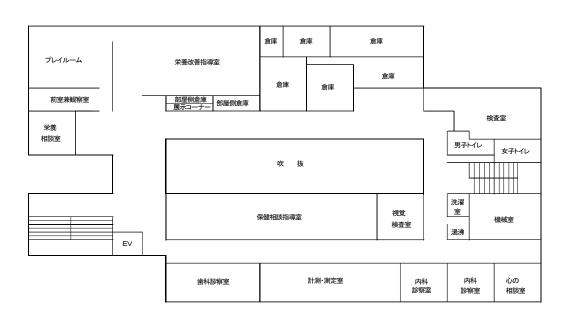
延床面積 3,734.97㎡

(5) 平面図

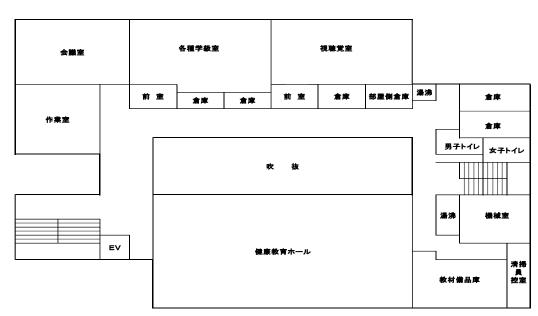
1 階



2 階



3 階



2. 那珂湊保健相談センター

(1) 施設の概要

○名 称 ひたちなか市那珂湊保健相談センター

○所 在 地 ひたちなか市和田町2丁目11番21号

○供用開始 昭和62年3月30日

○敷 地 面 積 1, 479. 40 m²

延床面積 1,294.16㎡ (別棟防疫倉庫9.56㎡)

○建物の構造 鉄筋コンクリート造2階建

○駐車場 40台

(2) 施設主要設備

冷暖房空調設備,給湯設備,給排水設備,消防設備,ガス設備,太陽光発電設備, 受変電設備,電話設備,機能訓練設備

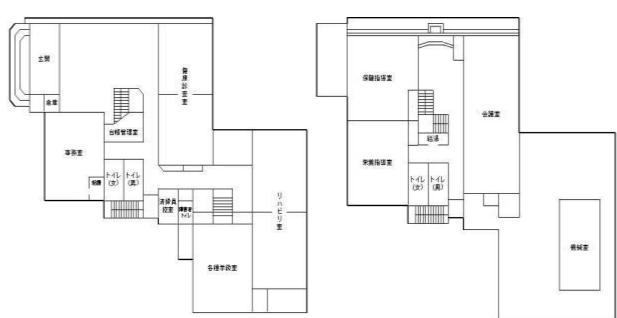
(3)建設事業費及び財源内訳

(単位:円)

事業費内訳	財 源 内 訳
工事費 291,000,000	国庫補助金 153,404,000
	地方債 106,000,000
	一般財源 31,596,000
合 計 291,000,000	合 計 291,000,000

(4) 平面図

1階 2階



3. ひたちなか市休日夜間診療所

(1) 施設の概要

○名 称 ひたちなか市休日夜間診療所

○所 在 地 ひたちなか市石川町20番32号

○供用開始 平成22年12月18日

○敷 地 面 積 1,709.94 m²

○建築面積 1階床面積 456.50 m²

2階床面積 414.27㎡

延床面積 870.77㎡

○建物の構造 鉄骨造2階建

○駐 車 場 株式会社日立製作所ひたちなか総合病院 西駐車場

(2) 施設主要設備

電 気 設 備 電灯設備,動力設備,受電設備,自家発電設備,電話設備,火災報知設

備, 防犯設備

機 械 設 備 空気調和設備,換気設備,排煙設備,衛生器具設備,ガス設備,

消火栓設備, 給排水設備, エレベーター設備

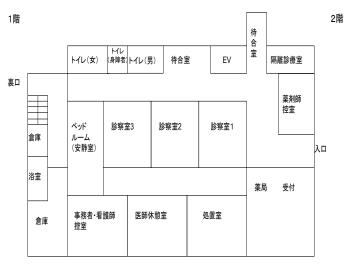
緊急呼出設備 身障者トイレ内, ランプ・ブザー表示

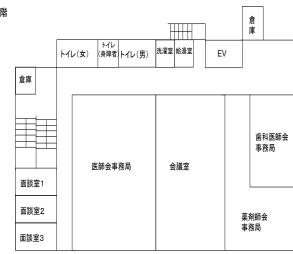
(3) 改修事業費

(単位:円)

7.12 1 711771			(1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
事業費	为 訳	財 源	、 内 訳
設計費	1, 470, 000	一般財源	27, 110, 990
機械設備工事費	3, 465, 000		
電気設備工事費	5, 701, 500		
機械備品費	2, 047, 490		
改修工事費	13, 702, 500		
空調設備改修工事費	724, 500		
合 計	27, 110, 990	合 計	27, 110, 990

(4) 平面図





4. 事業の体系 (令和7年度)

(1) 健康づくりの推進

①保健予防

健康づくりの充実―健康づくりの普及啓発――健康づくり推進協議会の開催 健康づくり等の展開 市報掲載 元気アップポイント事業 -各種健診の受診勧奨 健診受診促進 健康づくりリーダーの活動推進 ○食生活改善推進員の活動推進 生活習慣病予防料理教室, 親子クッキング, お魚まるごと食育教室, 県受託事業等の支援 ○保健推進員の活動推進 地域の健康づくり普及啓発 ○がん予防推進員の活動推進 -健康づくり食生活の---栄養改善の推進 推進 栄養相談,健康教育,各種健診事後指導, 他機関への支援指導 - 病態別栄養指導の推進 健診事後指導 - 食生活改善推進員の養成 健康づくりリーダーコ の育成 - 保健推進員の育成 健康づくり基盤の整 — 保健センターの管理運営 -保健の充実 ---- 成人老人保健対策の -健康相談の実施 推進 健康相談, 窓口健康相談 健康教育の実施 健康教室 個別健康教育 骨粗しょう症予防教室 減塩大作戦 - 健康診査の実施 ヤング健診 胃がん検診、結核・肺がん検診、乳がん 検診,子宮がん検診,大腸がん検診,前立 腺がん検診、歯周病検診、骨粗しょう症 検診、肝炎ウイルス検診、特定健康診 後期高齢者健康診査 訪問指導の実施 健診結果による指導,多受診指導, 生活習慣病重症化予防 健康増進計画の推進 特定保健指導の実施

歯科保健対策の推進ー

- 歯科・口腔に関する健康相談の実施

歯科相談, 健康教育

歯科健康診査の実施

- 1歳6か月児歯科健康診査
- 2歳児歯科健康診査
- 3歳児歯科健康診査

- 感染症対策の推進 -

- 定期予防接種の実施

二種混合 (ジフテリア・破傷風),四 種混合 (ジフテリア・破傷風・百日せ き・ポリオ), 五種混合(ジフテリア・ 破傷風・百日せき・ポリオ,ヒブ), BCG, 麻しん風しん混合 (MR), 麻 しん, 風しん, 日本脳炎, 子宮頸がん予 防(HPV), ヒブ, 小児肺炎球菌, 水痘, B型肝炎、ロタウイルス、インフルエ ンザ (65歳以上), 新型コロナ (65歳 以上), 高齢者肺炎球菌(65歳), 帯状 疱疹(65歳以上), 男性の風しん

- 任意予防接種の助成実施

小児インフルエンザ(1歳~中学3年 生),大人の風しん(女性), おたふくかぜ

- 感染症予防知識の普及啓発

- 防疫体制の確立

- 精神保健対策の推進---正しい知識の普及啓発

心の健康づくり講演会、ゲートキーパー 研修、自殺予防キャンペーン

- 心の健康相談,家庭訪問

母子保健対策の推進 一

- 保健指導(健康相談)

母子健康手帳交付, 母子保健相談 5~6か月児育児相談, 妊産婦育児相談 伴走型支援,産後ケア

健康教育

プレパパ・プレママ教室,離乳食教室 わんぱくランド

健康診査

妊産婦医療機関委託健康診查, 新生児聴覚 検査, 乳児医療機関委託健康診査, 1歳6 か月児健康診査,2歳児歯科健康診査 3歳児健康診査

家庭訪問

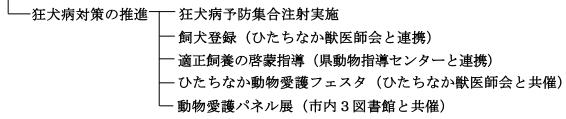
乳児家庭全戸訪問,養育支援訪問

-妊娠期から子育て期に関する情報等の提供 子育て支援アプリ「ひなっこ」配信事業

経済的支援 妊婦支援給付金 不育症検查·治療費助成 - 食品衛生対策の推進 食品保健の充実 ――食品衛生協会への補助 ― 食中毒等安全衛生に関する知識の普及・啓発 ②地域医療 -救急医療体制の充実 ---医療体制の整備 -- 初期救急医療体制の充実 ひたちなか市休日夜間診療所運営 · 小児救急医療対策 小児救急医療確保対策事業補助 救急医療二次病院運営対策 救急医療二次病院事業運営費補助 - いばらき県央地域連携中枢都市圏連携 (医療分野) 初期救急医療の充実, 産婦人科医の確保 ICTを活用した健康づくり ·医師確保対策 救急医療医師確保対策事業補助 高度専門医療確保対策事業補助 医療団体への助成 --- 医師会,歯科医師会への補助 - 献血環境の整備 献血事業の充実ー -献血の推進 ― 献血への参加促進とPR強化 - 骨髄ドナー助成

(2) 快適な生活環境の形成

○環境衛生



(3) 安全安心に暮らせるまちづくりの推進

○原子力防災体制の整備 ──── 安定ョウ素剤事前配布の実施

援護

1. 災害見舞金等支給制度

市民が火災,風水害,震災,その他の自然災害により死亡,負傷した場合や,住家が全焼,半焼等したとき,その被災者又は家族に対し弔慰金及び見舞金を支給しています。

(1) 見舞金等の額

①死亡, 負傷等の場合

(表 12.1-1)

区分	金額
死亡	100,000円
全治3か月以上の負傷	20,000円
全治1か月以上3か月未満の負傷	16,000円
全治1週間以上1か月未満の負傷	10,000円

②住家の損壊,滅失等の場合

(表 12.1-2)

区	分	金	額
全焼・全壊又は流失		50,	000円
半焼又は半壊		30,	000円
床上浸水		20,	000円

(2) 支給状況 (表 12.1-3)

	年度		R4	R5		R6	
区分	}	件数	災害名	件数	災害名	件数	災害名
死	亡	2件	火災	0件		0件	
負	3か月以上	1件	火災	0件		0件	
	3か月未満	0件		0件		0件	
傷	1か月未満	0件		1件	火災	0件	
全	焼	4件	火災	4件	火災	2件	火災
全	壊	0件		0件		0件	
半	焼	0件		0件		0件	
半	壊	0件		0件		0件	
月	天上浸水	0件	-	0件		0件	
	計	7件		5件		2件	

2.被災者生活再建支援制度(都道府県基金)

阪神・淡路大震災を契機として平成10年5月に成立した被災者生活再建支援法に基づき,自 然災害により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に支援金を支給す ることにより,その生活の再建を支援し,住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するこ とを目的としています。

(1)対象となる自然災害

暴風,豪雨,洪水,地震などによって市内において10世帯以上の住宅が全壊するなど大規模な被害が発生した自然災害などが対象となります。

(2) 支給対象

居住していた住宅が全壊または大規模半壊と判定された世帯。あるいは半壊判定を受け、居住していた住宅をやむなく解体した世帯。

(3) 支給額

住宅の被害程度に応じて支給する「基礎支援金」と住宅の再建方法に応じて支給する「加算支援金」の2つとなります。

(表 12.2-1)

区分	基礎支	援金	加算支援金		
区分	被害程度	金額	再建方法	金額	
			建設・購入	200万円	
	全壊世帯	100万円	補修	100万円	
複数世帯			賃貸(公営住宅は除く)	50万円	
III.## @			建設・購入	200万円	
世帯の 構成員	大規模半壊世帯	50万円	補修	100万円	
が複数			賃貸(公営住宅は除く)	50万円	
			建設・購入	100万円	
	中規模半壊世帯		補修	50万円	
			賃貸(公営住宅は除く)	25万円	
			建設・購入	150万円	
	全壊世帯	75万円	補修	75万円	
単数世帯			賃貸(公営住宅は除く)	37.5万円	
,			建設・購入	150万円	
世帯の	大規模半壊世帯	37.5万円	補修	75万円	
構成員			賃貸(公営住宅は除く)	37.5万円	
が単数			建設・購入	75万円	
	中規模半壊世帯		補修	37.5万円	
			賃貸(公営住宅は除く)	18.75万円	

- ※加算支援金のうち、2以上に該当するときの支援金は、金額が高いものとなります。
- ※単数世帯の支援金の額は、複数世帯の3/4となります。
- ※「大規模半壊」又は「中規模半壊」の判定で、居住していた住宅を解体した場合には「全壊」扱いとなります。
- ※令和2年7月3日より被害程度に「中規模半壊」が追加されました。「中規模半壊」判定では加算支援金のみ支給されます。

- (4) 東日本大震災における被災者生活再建支援制度
- ①申請期間
 - ●基礎支援金・・・平成31年4月10日まで(被災した日から97ヶ月以内)
 - ●加算支援金・・・令和2年4月10日まで(被災した日から109ヶ月以内)

②東日本大震災における支給状況

(表 12.2-2)

豆八	基礎支援金				加算支援	金
区分 	被害程度	件数	金額	再建方法	件数	金額
複	全 壊	212件	212,000,000 円	建設・購 入	158件	316, 000, 000 円
複数世帯	 大規模			補修	75件	75, 000, 000 円
	半壊	70件	35, 000, 000 円	賃 貸	26件	13,000,000円
単	全壊	5 0件	37, 500, 000 円	建設・購 入	19件	28, 500, 000 円
単数世帯	 大規模			補修	14件	10, 500, 000 円
1,14	半壊	15件	5,625,000円	賃 貸	15件	5,625,000円
	合 計	347件	290, 125, 000 円	合 計	307件	448, 625, 000 円

- ※全壊には、「大規模半壊解体」及び「半壊解体」を含みます。
- (5) 令和元年台風第 15 号から台風第 19 号までの一連の災害における被災者生活再建支援制度 ①申請期間
 - ●基礎支援金・・・令和2年10月8日まで(被災した日から13ヶ月以内)
 - ●加算支援金・・・令和4年10月8日まで(被災した日から37ヶ月以内)
- ②令和元年台風第 15 号から台風第 19 号までの一連の災害における支給状況 (表 12.2-3)

巨八		基礎支持	爰金		加算支援	金
区分	被害程度	件数	金額	再建方法	件数	金額
複	全壊	3件	3,000,000 円	建設・購入	2件	4,000,000円
複数世帯		- 11	-,, , •	補修	1 件	1,000,000円
帯	大規模 半 壊	0件	0円	賃 貸	0件	0円
	^ l=	0 /4-	1 F00 000 III	建設・購入	1件	1,500,000円
単数世帯	全壊	2件	1,500,000円	補 修	0件	0円
帯	大規模	0件	0円			
	半壊			賃 貸	0件	0円
	合 計	5件	4,500,000 円	合 計	4件	6, 500, 000 円

※全壊には、「大規模半壊解体」及び「半壊解体」を含みます。

3. ひたちなか市被災者生活再建支援補助事業

被災者生活再建支援法の適用とならない自然災害で被災した世帯などを支援する補助事業です。

- (1)対象となる自然災害
 - ・県内他市町村において、国の被災者生活再建支援制度が適用された自然災害
 - ・県内において、住宅全壊被害が1世帯以上発生した自然災害

(2) 支給対象

居住していた住宅が全壊,大規模半壊又は半壊と判定された世帯。あるいは半壊判定を受け, 居住していた住宅をやむなく解体した世帯。

(3) 支給額

住宅の被害程度に応じて支給する「基礎支援金」と住宅の再建方法に応じて支給する「加算支援金」の2つとなります。

(表 12.3-1)

E A	基礎支	援金	加算支援金		
区分	被害程度	金額	再建方法	金額	
			建設・購入	200万円	
複数世帯	全壊世帯	100万円	補 修	100万円	
ш.#- Ф			賃貸(公営住宅は除く)	50万円	
世帯の構成員			建設・購入	200万円	
が複数	大規模半壊世帯	50万円	補修	100万円	
1. 八十天安义			賃貸(公営住宅は除く)	50万円	
			建設・購入	100万円	
	中規模半壊世帯		補修	50万円	
			賃貸(公営住宅は除く)	25万円	
	半壊世帯	20万円			
			建設・購入	150万円	
単数世帯	全壊世帯	75万円	補修	75万円	
世帯の			賃貸(公営住宅は除く)	37.5万円	
構成員			建設・購入	150万円	
が単数	: 上十相档坐極冊	37.5万円	補修	75万円	
~ ~ ~ % .			賃貸(公営住宅は除く)	37.5万円	
			建設・購入	75万円	
	中規模半壊世帯		補修	37.5万円	
			賃貸(公営住宅は除く)	18.75万円	
	半壊世帯	15万円			

- ※加算支援金のうち、2以上に該当するときの支援金は、金額が高いものとなります。
- ※単数世帯の支援金の額は、複数世帯の3/4となります。
- ※「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」の判定で、居住していた住宅を解体した場合には「全 壊」扱いとなります。
- (4) 令和元年台風第 15 号から台風第 19 号までの一連の災害における被災者生活再建支援制度 ①申請期間
 - ●基礎支援金・・・令和2年10月8日まで(被災した日から13ヶ月以内)
 - ●加算支援金・・・令和4年10月8日まで(被災した日から37ヶ月以内)

②令和元年台風第 15 号から台風第 19 号までの一連の災害における支給状況 (表 12.3-2)

区分	基礎支援金				
△ 刀	被害程度	件数	金額		
複数世帯	半壊	59件	14,750,000円		
単数世帯	半壊	18件	3, 562, 500円		
合	計	77件	18,312,500円		

4. 災害弔慰金・災害障害見舞金

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく制度です。

自然災害により、死亡された方の遺族に対し災害弔慰金が支給されます。また、自然災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったときに重度の障害のある方に対して災害障害見舞金が支給されます。

① 災害弔慰金の額

(表 12.4-1)

区分	金額		
生計維持者が死亡した場合	1人 500万円		
生計維持者以外が死亡した場合	1人 250万円		

[※]支給対象遺族は、配偶者・子・父母・孫・祖父母とするが、いずれも存しない場合は、 死亡者の死亡当時その者と同居、又は生計を同じくしていた兄弟姉妹に対し支給する。

② 災害障害見舞金の額

(表 12.4-2)

区 分		金額
生計維持者が重度傷害を受けた場合	1人	250万円
生計維持者以外が重度障害を受けた場合	1人	125万円

[※]支給対象者は、重度障害を受けた者。

●重度障害の範囲●

(表 12.4-3)

- 1 両眼が失明したもの
- 2 咀嚼(そしゃく)及び言語の機能を廃したもの
- 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- 5 両上肢をひじ関節以上で失つたもの
- 6 両上肢の用を全廃したもの
- 7 両下肢をひざ関節以上で失つたもの
- 8 両下肢の用を全廃したもの
- 9 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの

③ 支給状況 (東日本大震災)

(表 12.4-4)

	区分	件数	金額
災害弔慰金	生計維持者が死亡した場合	1件	5,000,000円
次音·77念亚	生計維持者以外が死亡した場合	1件	2,500,000円
災害障害見舞金	生計維持者が重度傷害を受けた場合	0件	0 円
火古牌古兄舜並	生計維持者以外が重度障害を受けた場合	0件	0 円
	合 計	2件	7,500,000 円

5.義援金

①配分状况(東日本大震災)

(表 12.5-1)

	区分			件数(件)	金額(円)
		死亡	200,000	2	400,000
ひたちな	か市 ™	全壊	150,000	82	12,300,000
	·	大規模半壊・半壊	70,000	826	57,820,000
		死亡	150,000	2	300,000
茨城県		全壊	150,000	82	12,300,000
		大規模半壊・半壊	70,000	827	57,890,000
		死亡	10,000	2	20,000
日本政	府	全壊	10,000	82	820,000
	. , _	大規模半壊・半壊	5.000	824	4.120.000
		死亡	350,000	2	700,000
日本赤十字社等	1次配分	全壊	350,000	82	28,700,000
		大規模半壊・半壊	180,000	827	148,860,000
		死亡	560,000	2	1,120,000
日本赤十字社等	2次配分の1	全壊	560,000	82	45,920,000
T.1.23.1 3 E.0	2.7(10)3 17 1	大規模半壊・半壊	280,000	827	231.560.000
		死亡	75,808	2	151,616
日本赤十字社等	2次配分の2	全壊	75,808	82	6,216,256
日本沙门工工	200 HL 71 V72	大規模半壊・半壊	37,904	827	31,346,608
		死亡	60,000	2	120,000
日本赤十字社等	2次配分の3		60,000	82	4,920,000
日本が「子江寺	2次能力の3	大規模半壊・半壊	30,000	827	24,810,000
			40.000	2	80,000
 日本赤十字社等	2次配分の4		40,000	82	3,280,000
1 4 4 7 1 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		大規模半壊・半壊	20,000	824	16,480,000
			8.000	2	16,480,000
日本赤十字社等	2次配分の5		8,000	81	648,000
口本亦下子任寺		主場 大規模半壊・半壊	4,000	824	3,296,000
			25,000	2	50,000
日本赤十字社等	2次配分の6		25,000	81	2,025,000
口本が上于任守	2次配力"00	大規模半壊・半壊	12.500	822	10.275.000
			14,000	2	28,000
日本赤十字社等	2次配分の7		14,000	79	1.106.000
口本亦下子任寺	2次能力切1	大規模半壊・半壊	7,000	819	5,733,000
			20,000	2	
日本赤十字社等	2次配分の8	死亡 全壊	20,000	79	40,000 1,580,000
口本が上于任守	2次配为"000"	大規模半壊・半壊	10.000	814	8.140.000
			27.423	2	54,846
日本赤十字社等	2次配分の9		27,423	77	2.111.571
口本亦下子任寺	2次能力切9	主場 大規模半壊・半壊	13.711	809	11.092.199
					, ,
日本赤十字社等	2次配分の10	死亡 全壊	10,000	2 77	20,000 770,000
日本亦下子任寺 	2次配分の10	大規模半壊・半壊	,	805	4.025,000
			5,000		
	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	死亡 全壊	8,000	2	16,000
日本赤十字社等	2次配分の11		8,000	76	608,000
		大規模半壊・半壊	4,000	796	3,184,000
	N → 1 0 10	死亡	8,000	2	16,000
日本赤十字社等	2次配分の12	全壊	8,000	76	608,000
		大規模半壊・半壊	4,000	785	3,140,000
	2次配分の13	死亡	19,683	2	39,366
日本赤十字社等	(最終配分)	全壊	19,683	76	1,495,908
	(4人小く日しノ) /	大規模半壊・半壊	9,842	765	7,529,130

②配分状況(令和元年度台風第19号)

(表 12.5-2)

	区 分		配分決定額	件 数	金額
日本赤十字社 等	1次配分	大規模半壊・ 半壊・床上浸水	400,000円	87 件	34, 800, 000 円
日本赤十字社 等	最終配分	大規模半壊・ 半壊・床上浸水	62, 068 円	86 件	5, 337, 848 円

6.災害援護資金

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく制度です。

自然災害により、被害を受けた世帯の世帯主に対して、生活の立て直しを支援するために災害 援護資金の貸付けを行います。

①貸付限度額

●世帯主に1月以上の負傷がある場合● (表 12.6-1)

区分	限度額	特別限度額
当該負傷のみ	150万円	
家財の3分の1以上の損害	250万円	_
住居の半壊	270万円	350万円
住居の全壊	350万円	_

●世帯主に1月以上の負傷がない場合●

(表 12.6-2)

区分	限度額	特別限度額
家財の3分の1以上の損害	150万円	_
住居の半壊	170万円	250万円
住居の全壊	250万円	350万円
住居全体の滅失又は流失	350万円	_

- ※居住していた住宅を建て直す際に、その住宅の全部を取り壊すなどの特別な事情がある 場合は,特別限度額となります。
- ②貸付利率 1.5%, 連帯保証人がある場合は無利子
- ③据置期間 3年(東日本大震災においては6年(特別限度額の場合8年))
- ④償還期間 10年(東日本大震災においては13年以内(据置期間を含む))
- ⑤申請期限 震災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日

(東日本大震災においては令和4年3月31日まで)

⑥所得制限

(表 12.6-3)

世帯人数	市町村民税における前年の総所得金額		
1人 220万円未満			
2人	430万円未満		
3 人	620万円未満		
4人	730万円未満		
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額未満		

※ただし、その世帯の居住していた住宅が滅失した場合は1、270万円未満となります。

(7)貸付状況(東日本大震災)(表 12.6-3)

	_		
件 数		貸 付 額	件 数
1件		80万円	1件
1件		合 計	1件
13件			

⑧貸付状況(台風 19 号)(表 12.6-4)

貸 付 額	件 数
120万円	1件
150万円	1件
170万円	13件
200万円	1件
250万円	6件
350万円	2件
合 計	24件

7. 行旅病人及び行旅死亡人等取扱い

行旅病人及行旅死亡人取扱法に基づき,旅行中の病・死人の取扱は市町村長が行うことになっています。

行旅病人・死亡人及び行旅人取扱人数 (表 12.7-1)

年 度	行旅病人	行旅死亡人
H26	0	0
H27	0	0
H28	0	0
H29	0	1
H30	0	1
R1	0	0
R2	0	0
R3	0	1
R4	0	1
R5	0	0
R6	0	0

8. 戦傷病者及び戦没者遺族の援護

(1) 遺族援護法, 旧軍人恩給関係

- ① 軍人及び任官した軍属であった人の遺族については、「恩給法」により公務扶助料、増加非公死扶助料等が支給されます。
- ② 恩給権のない軍属及び準軍属であった人の遺族については、「戦傷病者援護法」により遺族年金、遺族給与金等が支給されます。
- ③ 夫を失った妻については、「戦没者の妻に対する特別給付金」が支給されています。
- (2) 戦傷病者に対しては「恩給法」,あるいは「戦傷病者・戦没者遺族等援護法」により傷病恩 給,障害年金等が支給されている外,「戦傷病者特別援護法」によって,療養給付,補装具の 支給及びJR無賃乗車券引換証交付等の援護がなされています。また,戦傷病者等の妻に対

しては、「戦傷病者等の妻に対する特別給付金」が支給されています。

(3) 叙位及び叙勲関係

旧軍人・軍属のうち下士官または判任官以上の人で積年の功によって叙位, 叙勲(位記, 叙記)が発令され, また, 戦没者に対しては, 死没した軍人, 軍属でその資格を有した人に発令されます。

(4) 事務取扱い実績

① 戦傷病者等の妻に対する特別給付金

(表 12.8-1)

年月	度	受付件数(件)	国債交付済(件)	備 考
R4		1	1	
R5 O		0	0	
R6		0	0	

② 戦没者等の妻に対する特別給付金

(表 12.8-2)

年	度	受付件数(件)	国債交付済(件)	備	考
R4		0	0		
R5		5	5		
R	6	0	0		

③ その他戦傷病者関係

(表 12.8-3)

年 度	受付件数(件)	備考
R4	0	
R5	0	
R6	0	

(5) 戦没者等の遺族に対する第十二回特別弔慰金

特別弔慰金は、今日の日本の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国 として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等のご遺族に支給するものです。

① 支給対象者等

令和7年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母等)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給します。

戦没者等の死亡当時の遺族で

- 1. 令和7年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- 2. 戦没者等の子
- 3. 戦没者等の(1)父母,(2)孫,(3)祖父母,(4)兄弟姉妹 ※戦没者等の死亡当時,生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうか により,順番が入れ替わります。
- 4. 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥, 姪等) ※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

② 支給内容

額面27.5万円,5年償還の記名国債(無利子)

③ 請求期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

参考 第十一回特別弔慰金受付件数 672件

9. 日本赤十字社活動

日本赤十字社は、人道と博愛の精神を基調とし、明るく住みよい平和な社会を築きあげていく ため、活動しており、その理想実現のためにいろいろな人道的事業を行っています。

主な事業として、血液事業の推進、看護師の養成、交通災害のための救急施設をはじめ災害が起こった場合は、負傷者の医療救護、救急物資の配布、義援金の取り扱いを行い、また救急法、水上安全法、健康生活支援講習等の普及指導により国民の安全と健康を守るための知識向上と技術指導に努めています。

(1) 会員增強運動

① 一般社資

(表 12.9-1)

年 度	目標額(円)	実績額(円)	達成率(%)
R2	18, 165, 000	16, 368, 050	90. 1
R3	18, 715, 000	16, 242, 500	86.8
R4	18, 975, 000	16, 087, 477	84.8
R5	17, 490, 000	16, 108, 986	92. 1
R6	17, 151, 000	14, 815, 903	86. 4

② 特別社資

(表 12.9-2)

年 度	目標額(円)	実績額(円)	達成率(%)
R2	601, 000	428, 448	71.3
R3	585, 000	460, 000	78.6
R4	651,000	459, 575	70.6
R5	901, 000	368, 500	40.9
R6	1,029,000	295, 911	28.8

(2) 災害見舞件数

(表 12.9-3)

年 度	件数(件)	備考
R2	4	全焼4件
R3	5	全焼4件,半焼1件
R4	4	全焼4件
R5	4	全焼4件
R6	2	全焼2件

1. 補助金交付福祉団体(令和7年度)(表13.1-1)

(単位 円)

補助団体名称	代表者氏名	補 助 の 目 的	主な補助対象事業	補助金額 (予算額)
ひたちなか市連合 民生委員児童委員 協議会	会長 中村 弘行	厚生労働大臣から委嘱された民生委員・児童委員が組織する協議会の活動を補助し、地域の社会福祉の増進を目的とする。	1. 費用弁償 2. 調査活動費	15, 526, 040
社会福祉法人ひたちなか市社会福祉協議会	会長 大谷 明	ひたちなか市における民間福祉事業の効率的な運営と住民参加による福祉活動を促進し,地域福祉の増進を図ることを目的とする。	 1. 人件費 2. 福祉団体助成 3. 高齢者事業 4. ふれあい福祉活動事業 	204, 406, 470
東地区保護司会	会長 黒羽根 史朗	法務大臣より委嘱された保護司が組織する会の活動を補助し、保護観察活動の充実強化と犯罪予防活動の助長を図り、もって更生保護事業の推進を図ることを目的とする。	1. 専門部会開催費 2. 犯罪予防活動費 3. 更生援助活動費 4. 地域処遇会議費 5. 研修研究費 6. 広報費	383, 000
ひたちなか市 人権擁護委員会	会長 武子 みち子	法務大臣より委嘱された人権擁護委員が組織する 委員会の活動を補助し、市民の人権思想の高揚と人 権問題等の解決を図ることを目的とする。	1. 相談事業 2. 啓発事業	160, 000

2. 社会福祉協議会を経て補助する福祉団体(令和7年度) (表13.1-2)

(単位 円)

	, . ,	- ,, ,		(1)(1) (2) (2)		(十四 11)
補助団体名称	代 表	者	氏 名	補助の目的	主な補助対象事業	補助金額 (予算額)
ひたちなか市	会長			知的障害児及び肢体不自由児等の社会参加促進及び会員研修 により、障害児の援助活動に努める。	1. 研修費	573, 000
障害児者育成会	深谷	悦男			2. 事業活動費	575,000
ひたちなか市	会長			視覚障害者の社会参加への援助及び会員研修により視覚障害 者の福祉向上に努める	1. 研修費	80,000
視覚障害者協会	皆川	嘉彦	:		2. 事業活動費	80, 000
ひたちなか市	会長			聴覚障害者の社会参加への援助及び手話技術により障害の社 会的理解に努める。	1. 研修費	120,000
聴覚障害者協会	今井	利幸			2. 事業活動費	130, 000
ひたちなか地域家族会	会長			障害のある人もいない人も共に支え合って生きていける地域 づくりをめざす。家族教室や研修会を開いたり、施設見学をし	1. 事業活動費	00,000
いたらなか地域家族芸	清水	俊雄		ている。		80, 000
ひたちなか市	会長			障害関係福祉4団体により組織され、各団体の連絡調整及び 障害者福祉事業の実施に努める。	1. 事業活動費	101, 000
心身障害者連絡協議会	深谷	悦男			2. 事務費	101, 000
ひたちなか市	会長			母子家庭の自立更生と生活権の確立及びその援護活動に努める。	1. 研修費	105,000
母子寡婦福祉会	安島	令子			2. 事業活動費	105, 000
ひたちなか市	会長			婦人の立場から地域内での犯罪防止活動並びに青少年の非行 防止等の活動に努める。	1. 研究研修費, 2. 更生援護費	86,000
更生保護女性の会	大内	洋子			3. 犯罪予防活動費	80,000
ひたちなか市遺族会	会長			戦没者遺族の処遇改善、遺族間相互の福利厚生の向上に努める。	1. 事務費	360, 000
いたのなが印退胅云	樋田	征一			2. 遺族対策費	300,000
ひたちなか市	会長			ボランティアサークル間の連絡調整及びボランティア活動の 啓発啓蒙を推進する。	1. 会議費	900 000
ボランティア連絡協議会	小林	恵理			2. 事業活動費	200, 000

民生委員 · 児童委員

1. 民生委員・児童委員活動

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱を受け、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行うため、住民の生活状態を把握し、援助を必要とする者の生活に関する相談と、必要な情報の提供、社会福祉事業者等との連携、関係行政機関の業務への協力を行うことなどを主な職務としています。

また、児童福祉法第16条第2項の規定より児童委員を兼ねるとされており、担当地域内の児童及び 妊産婦の生活・環境状態を適切に把握し、関係行政機関へ協力することになっています。

ひたちなか市の民生委員・児童委員は、定数245名で、市内を8地区に分けて活動しています。 (令和4年12月1日委嘱、任期:3年)

※民生委員・児童委員に関するお問い合わせは、地域福祉課となります。

(1) 第1地区民生委員児童委員協議会(定数36名)

(表14.1-1)

No.	氏 名	担当区	備	考
1	上遠野 圭 子	勝田本町		•
2	橋本優子	勝田本町		
3	永井勝彦	武田		
4	寺 澤 涼 香	武田		
5	髙 野 真 紀	武田		
6	橘川睦子	堀口		
7	笠 井 昭 二	堀口		
8	佐 藤 大	堀口		
9	中 田 光 枝	枝川		
10	鯉 渕 壽 子	枝川		
11	渋 澤 満里子	津田第1		
12	栁 橋 正 高	津田第1		
13	川又明文	津田第1		
14	塙 宏之	津田第1		
15	柳橋直美	津田西山		
16	海老澤 寛	津田西山		
17	佐 藤 信 子	津田第2		
18	石 川 重 子	津田第2		
19	望 月 美枝子	津田第2		
20	永 瀬 敏 子	津田第3		
21	宇留野 騎一郎	津田第3		
22	石 田 満 穂	津田東		
23	原田准子	津田東		
24	髙 信 厚 子	津田東		
25	蒲 生 礼 子	市毛北		
26	林博美	市毛北		
27	瀬田文子	市毛北		
28	河 野 久美子	市毛北		
29	野 口 千代子	市毛北		

No.	氏 名	担当区	備考
30	藤 元 暁 美	市毛北	
31	古 德 康 代	市毛北	
32	早 川 恵 子	市毛南	
33	小 口 秀 雄	市毛南	
34	兼岡則幸	市毛南	
35	佐 藤 愛	第1地区	主任児童委員
36	佐 藤 敬 子	第1地区	主任児童委員

(2) 第2地区民生委員児童委員協議会(定数44名)

(表14.1-2)

No.	氏 名	担当区	備	考
1	安由美子	中根		
2	増田直	中根		
3	安千鶴	中根		
4	荒木 とも子	中根		
5	磯崎金造	中根		
6	岩 田 伸 子	東中根団地		
7	伊 野 君 子	東中根団地		
8	岡田和子	富士山		
9	益 子 みち子	富士山		
10	海野和枝	西中根		
11	石 川 正 美	西中根		
12	磯 﨑 順 子	西中根		
13	前 田 康 子	薬師台		
14	西 宮 秀 樹	青葉石川		
15	川和田 新 一	大成町		
16	髙草木 三津子	大成町		
17	武 石 壽	大成町		
18	塙 久美子	金上		
19	関 雅治	金上		
20	平 澤 はる江	三反田		
21	伊藤あや子	三反田		
22	荒木幸七	三反田		
23	井 上 貴 志	三反田		
24	片 岡 さち子	三反田		
25	風 見 保	大平		
26	村田栄子	大平		
27	金子紀子	大平		
28	日 髙 とみ子	大平		
29	三浦静江	大平		
30	中村満	大平		
31	大 貫 弘 美	勝倉		
32	武石久美	勝倉		
33	今 井 喜美子	長松		

No.	氏 名	担当区	備考
34	三 代 眞 美	長松	
35	清 水 堅 一	長松	
36	小 林 成 嘉	笹野	
37	浦 田 誠 士	笹野	
38	山 﨑 昭	勝田駅前南	
39	小井戸 榮登子	勝田駅前南	
40	加藤木 正 子	勝田駅前南	
41	中 島 俊 江	勝田駅前南	
42	黒 羽 裕 里	第2地区	主任児童委員
43	川越信行	第2地区	主任児童委員
44	西 野 活 美	第2地区	主任児童委員

(3) 第3地区民生委員児童委員協議会(定数28名)

(表14.1-3)

(1)(1)	4.1 3)		(1)417 十	3月1日先生/
No.	氏 名	担当区	備	考
1	水 落 祐 一	六ツ野		
2	菊 池 明 夫	六ツ野		
3	塩 澤 久 子	六ツ野		
4	中井孝	六ツ野		
5	鈴木正彦	六ツ野		
6	新 澤 淳 子	高場南		
7	清水雄一	東大島		
8	清水栄一	東大島		
9	清 水 厚 子	東大島		
10	道口滿男	東大島		
11	伊 澤 ひろ子	東大島		
12	浅 井 桂 子	はしかべ		
13	吉 田 実	はしかべ		
14	小 貫 教 子	外野		
15	赤 津 登美子	外野		
16	金 子 美代子	外野		
17	髙 野 謙 治	外野		
18	鴨志田 京 子	外野		
19	石 井 賢 司	東石川1丁目		
20	打 越 さよ子	東石川1丁目		
21	太 田 智江子	東石川		
22	大 山 登志彦	東石川		
23	大 山 幸 一	東石川		
24	谷田部 典 子	勝田中央		
25	石 川 美 園	共栄町		
26	澤島輝子	元町		
27	椎名仁子	第3地区	主任児童	
28	鴨志田 起美代	第3地区	主任児童	委員

(4) 前渡地区民生委員児童委員協議会(定数26名)

(表14.1-4)

(令和7年3月1日現在)

No.	氏 名	担当区	備考
1	石 田 三千代	馬渡	
2	川又友博	馬渡	
3	打 越 とみ子	馬渡	
4	小 池 雄 一	馬渡	
5	飛田英明	長砂	
6	相 田 文 治	長砂	
7	白 畑 幸 子	弥生西谷津	
8	髙橋廣子	弥生西谷津	
9	中 村 弘 行	弥生西谷津	
10	寳 田 信 幸	弥生西谷津	
11	堀 井 志 朗	弥生西谷津	
12	宮 内 早百合	弥生西谷津	
13	飯島雅夫	本郷台	
14	小 池 進	本郷台	
15	小田野 芳 昭	向野	
16	小 森 清 江	向野	
17	住 谷 美枝子	足崎	
18	澤 畑 とき子	足崎	
19	瀧川房子	西原	
20	田 中 梨香子	西原	
21	菊 池 真 澄	西原	
22	菊 池 義 英	西原	
23	柿沼計明	足崎団地	
24	川崎邦男	足崎団地	
25	塩 﨑 昌 嗣	前渡地区	主任児童委員
26	照 沼 幸 子	前渡地区	主任児童委員

(5) 佐野地区民生委員児童委員協議会(定数31名)

(表14.1-5)

No.	氏 名	担当区	備考
1	加藤隆寛	佐和駅前	
2	沢 治孝	佐和駅前	
3	深谷美津江	佐和駅前東	
4	西 野 絹 江	上高場	
5	郡司吏	上高場	
6	住 谷 徳 男	上高場	
7	髙 村 美惠子	上高場	
8	住 谷 三枝子	上高場	
9	巌 渕 明 美	上高場	
10	高 田 和 明	下高場	
11	保 志 博 子	下高場	

No.	氏 名	担当区	備考
12	照 沼 惠 一	下高場	
13	石 川 明 美	柏野	
14	小田倉 喜代志	柏野	
15	井 坂 光 江	柏野	
16	宮 地 惠 子	常葉台	
17	寺 木 久美子	高野小貫山	
18	清水良直	高野小貫山	
19	兒 玉 正 枝	高野原	
20	砂 押 典 子	高野原	
21	西 野 繁 男	高野宿	
22	山口静	高野宿	
23	前 田 志津江	稲田	
24	仲 田 洋 子	稲田	
25	鹿志村 雅 行	稲田	
26	砂川斉	稲田	
27	清水隆	佐和	
28	髙 田 一 美	佐和	
29	松本道子	さわ野杜	
30	白 井 博 美	佐野地区	主任児童委員
31	井 坂 健 一	佐野地区	主任児童委員

(6) 湊第1地区民生委員児童委員協議会(定数36名)

(表14.1-6)

No.	氏 名	担当区	備	考
1	樫村英雄	龍之口町		
2	菊 池 眞一郎	龍之口町		
3	朝日勝寿	湊本町		
4	篠 﨑 伴 子	湊本町		
5	鈴木悦子	七町目		
6	菅 野 薫	七町目		
7	竹 中 和 子	和田町		
8	樫村眞智子	和田町		
9	横須賀 裕 子	牛久保町		
10	島 道子	牛久保町		
11	面 澤 智佳子	殿山町		
12	石 田 美智子	殿山町		
13	寺 門 綾 子	湊泉町		
14	西 野 美惠子	湊泉町		
15	吉 田 紀代子	湊泉町		
16	塚本英美	幸町		
17	齋 藤 純 子	湊中央		
18	磯 﨑 滿	釈迦町		
19	大 作 元 子	釈迦町		`
20	武 藤 正 雄	釈迦町		

No.	氏 名	担当区	備考
21	櫻井慶子	小川	
22	磯 前 佳 子	田中町	
23	峯 政代	相金	
24	佐 藤 義 和	相金	
25	佐 藤 紀 子	神敷台	
26	福 田 英 子	神敷台	
27	飯 島 純 子	田宮原	
28	藤田千惠	十三奉行	
29	関 根 光 子	十三奉行	
30	鯉 渕 和 夫	柳沢美田多, 関戸町	
31	坂 本 典 子	柳が丘	
32	穴 見 芳 子	柳が丘	
33	横須賀 慶 子	部田野小谷金	
34	鬼澤新一	部田野小谷金	
35	小 針 和 美	湊第1地区	主任児童委員
36	坂 本 典 子	湊第1地区	主任児童委員

(7) 湊第2地区民生委員児童委員協議会(定数21名)

(表14.1-7)

No.	氏 名	担当区	備考
1	濟 藤 健 一	平磯清水町	
2	根本正直	平磯清水町	
3	磯崎義博	平磯	
4	黒澤清	平磯	
5	黒澤邦一	平磯	
6	土 田 満里子	平磯	
7	大 内 澄 江	平磯	
8	宮 木 愛 子	平磯	
9	山 﨑 義 光	平磯	
10	橋 本 俊 昭	平磯	
11	根本光子	平磯	
12	薄 井 いつ子	磯崎	
13	浅 野 悦 子	磯崎	
14	磯 前 ちづ子	磯崎	
15	菅 野 敏 子	磯崎	
16	小 池 勝 幸	阿字ヶ浦	
17	梅原糸子	阿字ヶ浦	
18	岡 部 美 保	阿字ヶ浦	
19	軍司節子	阿字ヶ浦	
20	檜 山 美穂子	湊第2地区	主任児童委員
21	永 山 みち子	湊第2地区	主任児童委員

(8) 田彦地区民生委員児童委員協議会(定数23名)

(表14.1-8)

No.	氏 名	担当区	備考
1	守 永 大 策	西大島	
2	澤田貢	西大島	
3	鹿志村 律 子	西大島	
4	太 布 和 子	西大島	
5	渡邉修子	大島公園西	
6	谷 川 尚 伸	大島公園西	
7	渡邊紀昭	大島公園西	
8	池田寛	堂端	
9	出 頭 博 文	堂端	
10	佐々木 美代子	堂端	
11	海沼道雄	堂端	
12	藤原雅美	堂端	
13	野沢井 昌 子	田彦西	
14	矢 口 正 美	田彦西	
15	横山司	田彦西	
16	平 野 頼 子	田彦西	
17	木戸田 正 夫	田彦西	
18	平 野 倫 代	田彦西	
19	藤 原 よ ね	田彦東	
20	阿部勝男	田彦東	
21	圷 純子	田彦東	
22	福田真弓	田彦地区	主任児童委員
23	黒 﨑 久 子	田彦地区	主任児童委員

ひたちなか市総合福祉センター及び社会福祉協議会の概要

1. ひたちなか市総合福祉センター

総合福祉センターは、高齢者、障害児者、福祉団体、ボランティアサークル等、幅広い人たちが気軽に利用できる総合福祉施設であるとともに、市民の福祉活動の拠点です。

(1)総合福祉センターの機能

- ・社会福祉法人ひたちなか市社会福祉協議会
 - ・総合福祉センター
 - ・老人福祉センター
 - ・ひたちなか市地域活動支援センター
 - ・ひたちなか市障害者基幹相談支援センター
 - ・ 障害福祉通所サービス
- ・公益社団法人ひたちなか市シルバー人材センター

(2)総合福祉センターの詳細

福祉団体やボランティア、市民の皆さまへの福祉情報や活動場所を提供や、福祉活動への参加を啓発し、地域福祉の向上を図ることを目的とした施設です。

○事業内容

- 1 福祉団体及びボランティアの育成・指導
- 2 福祉活動,ボランティア活動の情報収集および提供
- 3 図書室及びおもちゃライブラリーの運営
- ○会議室利用方法
 - 1 対 象 福祉団体、ボランティア及び市長が認めた団体及び個人
 - 2 利用時間 午前9時から午後10時まで(ただし,第3月曜日・日曜日及び祝祭日は 午後5時まで)
 - 3 休館日 年末年始
- ○問合せ

ひたちなか市社会福祉協議会

電話 029 (274) 3241 FAX 029 (275) 0606

(3) 施設の概要

○ひたちなか市総合福祉センター

所 在 地 ひたちなか市西大島3丁目16番1号

敷地総 面積1 1, 1 1 7.0 m²庁舎敷地8,899.0 m²駐車場2,218.0 m²

建物 鉄筋コンクリート 3階建

総面積4,555.1 m²建築面積2,196.0 m²延床面積4,291.9 m²付属棟263.2 m²

工期着工 昭和60年9月21日

竣工 昭和61年9月30日

総工事費 1,173,699千円 補助金 70,860千円

> 老人福祉施設整備補助金 (A型) 38,180千円 身体障害者福祉施設整備補助金 (B型) 32,380千円

施設の特徴

安全対策

総合福祉センターを利用される皆様のために、次のような安全対策を講じています。

・災害の早期発見のため 自動火災報知機

・安全な避難のため 避難案内誘導版,ラセン型避難スベリ台,音と光による

避難誘導設備

・災害を防ぐため 防火扉・防煙シャッターの設備,消火栓・消火器の設置,

防災設備の定期点検

・災害時の電源確保のため 非常用自動自家発電装置

これらの設備のほか、消防署の指導による職員の消防体制の確立並びに利用者を含めた防災訓練を実施し万全を期しています。

寄 付 89名 105件 60,537,337円

寄贈 16名 18件(寄贈品は,ブロンズ像,絵画,物置,車椅子,テレビ等)

電 話 029 (274) 3241 FAX 029 (275) 0606

○ひたちなか市地域活動支援センター

所 在 地 ひたちなか市西大島3丁目17番17号

敷 地 総 面 積 2,034.6 ㎡

建物 鉄筋コンクリート 2階建

建築面積519.4 m²延床面積826.1 m²付属棟263.2 m²

工期着工 平成4年6月18日

竣 工 平成5年3月10日

総工事費264,205千円補助金32,434千円

電 話 029(275)6721

○ひたちなか市障害者基幹相談支援センター

所 在 地 ひたちなか市西大島3丁目15番13号

建 物 木造平屋建

建築面積 236.06㎡

開 所 平成17年4月27日

総工事費 50,300千円

電 話 029 (354) 8556

2. ひたちなか市那珂湊総合福祉センター(しあわせプラザ)

那珂湊総合福祉センター

ふれあい交流館

高齢者の健康づくりと、障害者の社会参加の場を提供することにより「生きがいづくり」を 推進する福祉機能と、多世代がふれあい交流する文化ホール機能を併せ持つ福祉と文化の複合 施設です。

- (1) ひたちなか市那珂湊総合福祉センターの機能
 - ・ひたちなか市社会福祉協議会那珂湊事務所
 - ・ふれあい交流館
 - ・老人福祉センター (みなと荘)

(2) 施設の概要

所 在 地 ひたちなか市南神敷台17番地6号

敷地面積 11,778.41 m²

建物本体鉄筋コンクリート2階建一部鉄骨造

付属 棟 鉄骨造平屋建

延床面積 いきいき創生館 2,118.8㎡

ふれあい交流館 1,882.8 m²

付属棟 162.0㎡

合 計 4,163.6 m²

工 期着 工 平成6年 6月22日

竣 工 平成7年 9月25日

開館 平成7年11月 1日

総工事費 1,622,971千円

(3)管理運営

ひたちなか市社会福祉協議会(那珂湊事務所)

電 話 029 (263) 7424

FAX 029 (263) 5730

3. 金上ふれあいセンター

所 在 地 ひたちなか市金上562番地の1

敷地面積 10,748㎡建 物 本 体 鉄筋コンクリート造2階建

建築面積 1,852.5㎡

延床面積 2,275.1 ㎡

付属棟 鉄骨造平屋建 79.1㎡

工期着工平成10年10月14日

竣 工 平成12年 3月 1日

開館 平成12年 3月 2日

総工事費 1,070,085千円

施設構成 ・金上交流センター

- 通所型介護予防教室
- ・勝田第一中学校区地域包括支援センター

問い合わせ 金上ふれあいセンター

電 話 029 (354) 4170

FAX 029 (354) 1315

4. 社会福祉協議会のあゆみ

11/	井

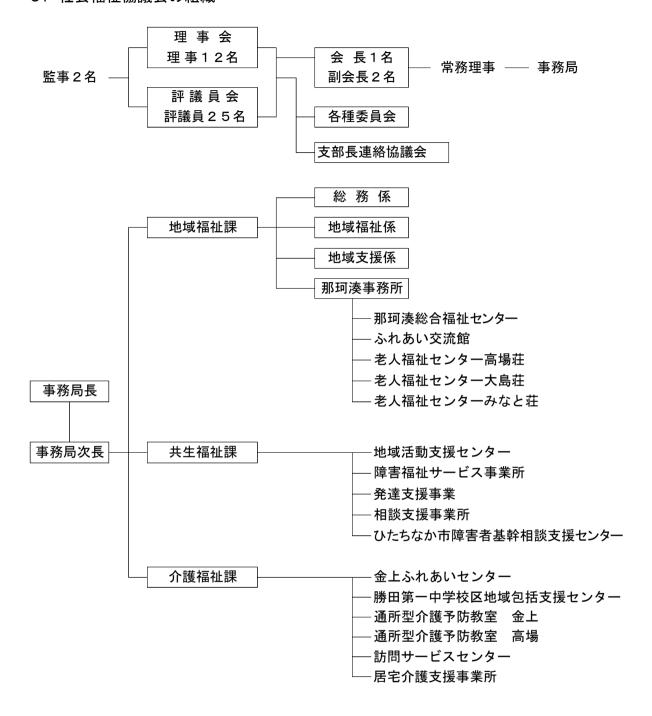
公	革				
	• 平成	7年	4月	1 日	旧勝田市社会福祉協議会と旧那珂湊市社会福祉協議会が
					対等合併し、ひたちなか市社会福祉協議会発足
					地域ケアシステム推進事業受託
					平磯中学区モデル事業
	・平成	8年	4月		地域ケアシステム推進事業拡大
					勝田2中学区モデル事業
					子育サポーター設置事業受託
	平成1	1年	4月	1 日	財団法人ひたちなか市高齢者福祉事業団の解散に伴い,
					旧高齢者福祉事業団実施事業を統合
	・平成1	2年	3月	1 日	金上ふれあいセンター管理運営事業受託
					在宅介護支援センター事業受託
	平成 1	2年	4月	1 日	介護保険関係事業開始
			_		(訪問介護, 訪問入浴介護, 通所介護, 居宅介護事業)
	平成 1	3年	4月	1日	全小中学校を福祉協力推薦校に指定
			_		はんどちゃんネットワーク運動モデル事業
	平成1			1日	青少年3級ホームヘルパー養成研修事業
	平成 1			1 日	指定管理者制度に伴う、社会福祉施設管理運営受託
			0月	1 日	ファミリー・サポート・センター事業受託
	・平成1	9年	4月	1 日	南部包括支援センター事業受託
					障害者相談支援事業受託
					コミュニケーション支援事業受託
	平成 2				社会福祉協議会 第1次地域福祉活動計画策定
	平成 2			1 日	ふるさと雇用再生事業終了
	平成 2	•	4月	1 日	日常生活自立支援事業(基幹型社会福祉協議会)開始
	平成 2				老人相談事業で高齢者ふたり(75歳以上)世帯訪問開始
	平成 2		3月3		「ひたちなか市災害ボランティアネットワーク」発会
	平成 2	•	3月3		ふるさと雇用再生事業終了
	平成 2		4月1	5 日	高齢者外出支援事業開始
	平成2	6年	3月		社会福祉協議会 第2次地域福祉活動計画及び第1次社協
					発展・強化計画策定
	平成 2	6年	4月	1 日	「老人相談事業」を「高齢者相談事業」に名称変更
	平成 2		4月	1 日	介護予防・日常生活支援総合事業受託 6月1日開始
	・平成2		6月	1 日	計画相談支援事業及び指定障害児相談支援事業開始
	平成 2	•		1 日	認知症地域支援事業受託
	平成 2	8年	3月1	8 日	法人後見サポート事業にて法人後見業務審議委員会・法人

饭 兄 耒 務 理 呂 安 貝 云 開 炉	後見	業務運営委員会	開始
-----------------------	----	---------	----

• 平成 2	29年	4月	1 日	障害者理解促進事業受託
• 平成 3	3 1 年	3月		ひたちなか市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定
• 令和	3年	4月	1 日	地域福祉推進体制整備事業受託
令和	3年	4月	1 日	「心身障害者福祉センター」を「地域活動支援センター本
				所」に名称変更
令和	3年	4月	1 日	「那珂湊心身障害者福祉センター」を「地域活動支援セン
				ター湊分室」に名称変更
令和	3年	4月	1 日	「心身障害児療育訓練センター野蒜教室」を「地域活動支
				援センター野蒜分室」に名称変更
令和	3年	4月	1 日	「心身障害児療育訓練センターかなりや教室」を「発達支
				援センターかなりや教室」に名称変更
• 令和	3年	4月	1 目	「いきいき創生館」を「那珂湊総合福祉センター」に名称
				変更
令和	5年	4月	1 日	「発達支援センターかなりや教室」と「地域活動支援セン
				ター野蒜分室」が統合し、発達支援事業かなりや・野蒜
				教室を開設
				ひたちなか市障害者基幹相談支援センター開設
令和	5年]	L0月	1 日	障害福祉サービス事業「障害福祉サービス事業所 紬」
				開始

(生活介護・就労移行支援・就労継続支援 B型)

5. 社会福祉協議会の組織



129

6. 社会福祉協議会会計決算額の推移

1)収入

(単位:千円)

年度	会 費	市補助金	市委託金	共同募金 赤い羽根	全配分金 歳 末	県 社 協補 助 金	介護保険 事業収入	障害福祉 事業収入	繰 越 金	その他	合 計
R1	17, 176	156, 148	468, 147	18, 693	8, 333	1, 104	87, 589	_	25, 555	15, 602	798, 347
R2	16, 856	149, 168	432, 122	16, 239	7, 513	14, 108	85, 175	_	25, 664	53, 807	800, 652
R3	16, 780	160, 202	354, 763	14, 821	11, 737	8, 502	82, 493	_	37, 558	98, 372	785, 228
R4	16, 315	152, 261	369, 109	15, 555	8, 952	5, 446	77, 377	_	39, 516	62, 539	747,070
R5	15, 867	161, 771	396, 116	14, 353	9, 117	12, 540	59, 249	_	32, 805	25, 096	726, 914
R6	15, 306	180, 611	382, 697	14, 567	8, 223	13, 899	66, 213	94, 580	40, 138	20, 999	837, 233

2)支出

(単位:千円)

年 度	社会福祉事業会計						公益事業会計			合計
十 及	法人運営	福祉対策	ボランティア	共同募金	介護保険	障害福祉	指定管理事業	高齢者関係事業	その他の受託事業	
R1	168, 739	28, 774	3, 022	26, 359	88, 695	_	354, 668	12, 614	100, 864	783, 735
R2	165, 742	27, 878	2, 234	23, 034	91, 449	_	356, 380	9, 898	86, 472	763, 087
R3	185, 280	27, 813	2, 661	27, 055	87, 939	_	262, 323	6, 892	145, 748	745, 711
R4	196, 180	31, 507	1,748	23, 750	88, 480	-	213, 887	6, 582	152, 132	714, 266
R5	203, 441	37, 014	1, 447	23, 742	78, 675	-	267, 782	7, 203	153, 087	772, 391
R6	203, 840	29, 375	1, 781	21, 493	74, 311	81, 494	188, 663	29, 747	353, 176	795, 217

7. 主な事業の状況 (令和6年度)

(1) 生活福祉資金貸付事業

١.	工/ 工作图画外型列1770					
	年度	貸付件数	貸付金額(円)			
	R2	0	0			
	R3	0	0			
	R4	0	0			
	R5	0	0			
	R6	0	0			

(2) 小口貸付事業

年度	貸付件数	貸付金額(円)
R2	0	0
R3	0	0
R4	1	30,000
R5	0	0
R6	0	0

(3) 善意銀行運営事業

年度	金銭預託件数	金銭預託金額(円)	支出金(円)
R2	44	1, 535, 340	1, 193, 392
R3	40	775, 828	143, 236
R4	55	1, 797, 417	419, 797
R5	49	1, 537, 367	1, 884, 000
R6	41	1, 342, 540	2, 879, 992

(4) 歳末たすけあい支援事業

市内に6ヶ月以上居住する非課税で対象要件に合致する世帯に、当該世帯からの申請を基に1万円を上限として年末見舞金を交付する。

対象区分	件数(世帯)	金額 (円)
高齢者世帯	481	3, 848, 000
母子父子世帯	55	440, 000
交通遺児のいる世帯	0	0
重度要介護者のいる世帯	2	16, 000
重度障害者のいる世帯	32	256, 000
指定難病特定医療費の助成を受けている者のいる世帯	8	64, 000
その他の支援が必要な世帯	4	32,000
計	582	4, 656, 000

8. 福祉団体への助成

(令和6年度)

		助成金額		
団 体 名	市補助分 (円)	社協補助分(円) (共同募金配分金) (善意銀行配分金)	合計(円)	会員数 (人)
ひたちなか市障害児者育成会	573, 000	70, 000	643, 000	67
ひたちなか市視覚障害者協会	80, 000	20,000	100,000	9
ひたちなか市聴覚障害者協会	130, 000	60, 000	190, 000	45
ひたちなか地域家族会	80, 000	30, 000	110,000	51
ひたちなか市 心身障害者連絡協議会	101, 000	_	101,000	4 団体
ひたちなか市母子寡婦福祉会	105, 000	-	105, 000	35
ひたちなか市更生保護女性の会	86, 000	25, 000	111,000	19
ひたちなか市遺族会	360, 000	40, 000	400,000	424
ひたちなか市 連合民生委員児童委員協議会	_	800,000	800, 000	245
ひたちなか市子ども会育成連合会	_	80, 000	80,000	約 4,800
東地区保護司会	_	30, 000	30, 000	50
ひたちなか市高齢者クラブ連合会	_	620, 000	620,000	2, 624
更生保護法人:有光苑	_	40, 000	40,000	42
ひたちなか市 ボランティア連絡協議会	200, 000	100,000	300, 000	817
合 計	1, 715, 000	1, 915, 000	3, 630, 000	

9. ボランティア活動センター事業 (令和6年度)

(1) ボランティア活動実績

期日	活動名	参加人数 (人)
10月1日,5日,6日,8日,10日 11月9日,16日	赤い羽根共同募金 街頭募金 イベント募金	197
1月11日(土)	心身障害者連絡協議会ボウリング大会	5
通年	市内小中学校等での体験学習サポーター活動(延 24 日)	延 155

(2) 定期活動

	活動日数	延べ人数
図書館ボランティア	139日(毎週月・火・金曜日)	196 人
おもちゃライブラリー	47日(毎月1回金曜日)	122 人
おもちゃドクター	12日(毎月1回金曜日)	48 人

133

ひたちなか市ボランティア活動センター登録グループ一覧(令和7年4月1日現在)

心身障害(児)者福祉関係

NO.	グループ名	活 動 内 容	活動日時	活動場所	人数	設立 年月日
1	かなりや教室 ボランティア	かなりや教室通所児の療育の補助として兄弟児の対応をする。保護者 の勉強会の間,通所児の対応補助。野外活動時の補助。	教室開催日	かなりや教室・野外	5	S49. 8
2	点訳サークル 「ともしび」	視覚障害者が「読みたい」と希望する図書の点訳を行う。他に,依頼 に応じて図書以外の資料などの点訳活動を行う。	第 2・4(金)	総合福祉センター	20	S53. 4
3	朗読ボランティア 「声のとも」	視覚障害者が情報を得るための協力・奉仕を行う。「市報」および「福祉ひたちなか」の音訳 CD 作成、依頼図書・資料の音訳、CD・テープの作成。対面朗読の実施等。	第2・4(水)	総合福祉センター	27	S53. 9
4	朗読サークル 「こだま」	視覚障がい者に市報の音訳や対面朗読や図書録音などを行い情報弱者 にならないように努める。視覚障がい者と交流を持ち、精神面でも社 会福祉に努める。	(火)(金)(土) その他随時	しあわせプラザ 依頼者宅等	16	S56. 3
5	手話サークル「泉」	手話学習及び, 聴覚障害者との交流 (研修会・聴覚障害者協会行事 への参加協力・地域の環境美化・施設訪問)	毎週(木)	総合福祉センター	21	S63. 4
6	那珂湊手話を学ぶ会	聴覚障害者の指導による手話の学習,及び交流などを通じて相互の理解を深め,技術の向上を目的とする。	毎週(月)(水)	しあわせプラザ	51	S48. 11
7	要約筆記サークル つくし	聴覚に障害を持つ人達との交流, サポート。聴覚障害者理解促進のための啓発活動。要約筆記の周知。分かりやすい講座にするための, 情報や教材の収集と勉強会。	第 2(火)	総合福祉センター	6	H1.4
8	手話サークル 「竹の子」	手話の学習。手話講座修了者やボランティアと聴覚障害者との交流。	毎週(土)	総合福祉センター	21	S52. 2
9	精神保健ボランティア それいゆ	心の病気についての正しい理解と協力の輪を広げる。障害を持っている当事者の方と家族の人達が地域で明るくやわらかな信頼関係がたくさん出来る環境作りにすることを目標にしております。	活動により異なる	ハートケアセンター 喫茶なごみ&ポレポレ その他	28	Н8. 4
10	ふれあいクラブ	地域社会への障害児者の理解の一助として。	平日	総合福祉センター	33	H14. 2
11	ふきのとうの会	ろう者との交流に向けた手話学習。	第1・3(火)	総合福祉センター	6	H20. 2
12	朗読愛好会「陽だまり」	朗読技術向上の研修を行い,障害者等への朗読ボランティアを目指 す。会員相互の親睦を深める。地域社会に貢献する活動を目指す。	第 3(月)	総合福祉センター	14	H28. 3
13	ハンドトーク	手話の学習。ろう者との交流。	第1・3・ 4(火)	総合福祉センター しあわせプラザ	23	H12. 4

_	٠
c	٥

14	レクリエーション倶楽部 ふわり	障害者の方とスポーツを通じてコミュニケーションをはかる為の団 体。	第 4(日) 第 1・3(日) 年 4 回	下高場会館 ポケットファイト FC NPO こもれび	6	H28. 11
15	手話サークルなないろ	手話学習歴や学習目的、年齢に応じた手話学習。季節毎の行事。初心 者や子どもも覚えやすいようにゲームを取り入れた学習。手話での交 流や情報交換を通して相互理解を深める。	第1,3(水)	総合福祉センター	17	Н30. 1
16	茨城ウインドランナーズ	視覚障害者等の目の見えない人, 見えにくい人へのランニング, ウオーキング活動の支援。	第 1, 3 (日)	千波湖	25	R 元.5
17	勝特ボランティア	ボランティア活動を通して、人とのつながりや、子どもたちとのコミュニケーションの経験や学びを深めることを目的とする。	教育 V 随時 行事 V 随時	勝田特別支援学校	3	R5. 7

高齢者福祉関係

NO.	グループ名	活動内容	活動日時	活動場所	人数	設立 年月日
1	ふれあい電話サークル 「たんぽぽ」	市内在住の高齢者の方々とのふれあい活動を通しての交流。	第 4(水)	しあわせプラザ	10	НЗ. З
2	あおぞら	グループホーム「いくり苑」での,高齢者への奉仕活動を通じて,高 齢福祉や認知症についての理解を深めていく。	第 4(月) 第 4(水)	いくり苑、他	19	Н15.7
3	イチボラの会	ボランティアを楽しむための拠点づくり、環境づくりをする。さまざまなボランティアを体験し、それぞれのボランティアをする仲間の話し合いの場となる。ボランティアを通じ地域との交流を深める。	第 2(土) 毎週(水)(金)	一中コミュニティセンター金上ふれあいセンター	11	H11.12
4	水曜囲碁会	囲碁を通しての会員交流と地域高齢者への囲碁の普及のほか, 市内福 祉施設利用者の対局相手となる。	毎週(水)	金上ふれあいセンター	18	H16. 7
5	スイーツウクレレ	音楽を通して会員同士の親睦を深める。楽しいトークとウクレレ演奏 で会場の皆様に喜んでいただく。	第 1 · 2 · 3(金)	ー中コミュニティセンター 随時 施設訪問	15	H14. 4
6	金上荘囲碁クラブ	生涯学習により健康維持を図る。囲碁の技術力向上と会員相互の融和 を図る。	(金)	金上ふれあいセンター	14	H19. 4
7	前渡フレッシュ ハーモニー	ハーモニカ教室でハーモニカ演奏技術を向上させると共に, 童謡・懐 メロなどハーモニカ音楽の楽しさ,素晴らしさを通して音楽で地域貢献(高齢者施設慰問,地域主催行事へ参加)する。	第1・3(金) 定期発表 6月15日	前渡コミュニティセンター 那珂湊コミュニティセンター	7	H22.11

135

8	傾聴ボランティア 「コキアの会」	福祉施設での傾聴ボランティア活動, 読み聞かせ, 定例会, 研修会を 行う。	適宜	グリーンハウスひたちなか 山口デイサービス 庵の家 ウェルネス足崎 サンフラワー はまぎくの里 総合福祉センター	18	H25. 4
9	東石川さん歩会	安全で楽しい屋外活動や諸文化活動を通して、自然と文化に親しみ健康な心身づくりを行う。	グランドゴル フ毎週(水) 歌声サロン第 1・3(金)	県内・外各地の山野・観光地 東石川自治会館	52	H23. 10
10	やくぼの会	福祉施設を訪問し、歌やトランペット演奏で高齢の方の心の癒やしと なるボランティア活動を行う。	月2回程度	市内高齢者福祉施設	6	H23. 4
11	(一社) 日本産業カウン セラー協会東関東支部 傾聴ボランティア部	日本産業カウンセラー協会東関東支部の「産業カウンセラー有資格 者」による傾聴ボランティアグループ	第 2 (土)	ラプラス津田	24	Н29. 4
12	柏野『たすけ愛』ネット	柏野団地内の在宅一人暮らしや要援護者のニーズに対し、福祉制度の 不十分な部分を補う事を主体とし、利用者の精神的・肉体的負担の軽 減や自立心の援助を図り、地域福祉の向上に寄与する。	随時	柏野団地内	20	S51. 11
13	「地域お助け隊」	地域の多世代での活動を通して助けあいの精神を育み、自分の出来ることを、必要としている人に届けていく。また、イベント開催などを通して孤立や引きこもりを防止し、アクティブシニアの継続した活躍の場を増やしていく。	毎週(土) ヒロさんの畑 第2(土) 編み物 第2.3(日) みんなの食堂 第1(水) ミーティング	津田地内の畑津田テラス津田テラス市毛ハーモニーセンター	23	R3. 7

_	_	
c		
2	-	١

14	楽歌脳トレ	ひたちなか市生涯学習講座を自主講座として引継ぎ、小林先生指導の 音楽を活用した脳トレ学習を活動目的にする。併せて、成果の普及・ 活用のためボランティア活動を考えている。	第 1.3 (木)	佐野コミュニティセンター	11	R6. 9. 20
----	-------	--	-----------	--------------	----	-----------

地域福祉関係

NO.	グループ名	活動內容	活動日時	活動場所	人数	設立 年月日
1	CS勝田	NHK学園専攻科卒業生,在校生。共生社会の福祉活動の趣旨に賛同 される方との地域福祉活動や会員相互の交流,学習。	偶数月 第 3(日)	総合福祉センター	16	Н5. 9
2	わだちの会	感性豊かで物事に感動することができる人になるため、自立した老後 を目指し社会に役立つ人になるため、お互い助け合い協力しながら活 動する。主に手話の学習、古布あそび。	第1・2(火)	しあわせプラザ 湊公園ふれあい館	16	Н7.3
3	ひたちなか市食生活改善 推進員協議会	「私たちの健康は私たちの手で」をスローガンに、全ての市民が生涯にわたって健やかで心豊かに暮らせる元気な街の実現を目指して、地域の中でボランティア活動を行う。	随時	ヘルスケアセンター 各コミュニティセンター 保 健センター	155	Н7. 4
4	ひたちなか市 赤十字奉仕団	勝田マラソン大会選手の介護・援助。 救急法や災害対応の技術研修会に参加。	随時	市内	245	Н6.11
5	茨城高専 ボランティア部	活動を通して自らのボランティア精神を養うとともに,地域との交流を深め,社会貢献する。	随時	市内	16	Н9. 4
6	ひたちなか市 更生保護女性の会	女性の立場から,犯罪や非行をした人の改善更生を援助すると共に地域社会における犯罪予防活動を推進し安全で安心な社会づくりに寄与することを目的とする。	第 1~4(木)	ひたちなか子どもふれあい 館, 那珂湊児童館 随時 更正保護施設有光苑	23	S44. 9
7	勝田駐屯地曹友会	会員相互の団結心及び連帯感の高揚を図り、会の発展と向上を図ると ともに駐屯地及び部隊の魅力化・精神化に貢献することを目的とす る。また、地域住民との一体化を積極的に推進する。	随時	市内	457	S63. 4
8	ひたちなか市 民謡民舞連合会	民謡民舞で, ふるさとの心を培い, 仲間づくり, 健康づくりで, 社会 に貢献する。	随時	市文化会館小ホール 美乃浜学園	110	S46. 2
9	たんぽぽの会	地域施設の清掃・整備・交流。地域周辺の清掃。 たんぽぽメイト (牛乳パック・プルトップの回収)。	第1(土)	介護老人福祉施設北勝園 市内	8	H13. 12

10	図書館ボランティア	総合福祉センター内の図書室の管理運営。 施設内の障害のある子どもたちや地域の方々との交流を図り、地域に	毎週	総合福祉センター内図書室	11	S62. 4
		根ざした活動を推進する。	(月)(火)(金)			
11	砂丘美化パートナー	国営ひたち海浜公園に協力して,公園内の環境美化及びそれに準ずる 作業活動を行う。それと共に会員の健康にも寄与する。	第 2(木) 第 4(金)	国営ひたち海浜公園	44	H23. 12
12	茨城県立佐和高等学校 JRC部	「気づき」「考え」「行動する」ことをモットーに,地域の方々と交流 し,地域のお役に立てる活動をすることを目指しています。	毎週月,木	高校付近,校内	13	
13	みずたまり	子供に関わる仕事をしている人達が集まり、自己をみつめ、子供達へ の接し方などについて話し合い豊かな心を養う。	第1・4 (土)	シルバーふれあいサロン	5	H28. 3
14	バルーンアートにじいろ	バルーンアートを通して地域福祉や行事に寄与をする。	第1 (土) 第3 (金)	総合福祉センター	17	H28. 7
15	総合型地域スポーツクラブ みなと waiwai クラブ	子供から高齢者まで地域のみんなが生涯にわたって自分たちにあった スポーツ文化を楽しみ健康でいきいきと交流ができる環境を創り,連帯 感あふれる地域社会の充実を図る。	随時	市内	8	H22. 9
16	がんサロン「みち草」	がん患者、家族、経験者又は健康に不安のある方々など、同じ立場の 人々が、気軽に訪れ医療などの相談に乗り、不安が少しでも軽くなり 治療に前向きになれるよう、支え合う場の提供を目的とする。	第 2(水)	ふぁみりこらぼ	2	Н29. 8
17	Good サマリタンズ	キリスト教の愛の精神に基づき、社会の中で困難な環境にある方に "善き隣人"として寄り添い、奉仕活動を通して支援・励ましを行い、明るく豊かな社会の実現に寄与する事を目的とします。	随時	市内, 市外 高齢者介護施設 心身障害者支援施設 刑務所等	22	H29. 4
18	かんぽうの会	広島,長崎だけでなく,ひたちなか市地元の戦争・艦砲射撃の歴史を 学び知り,後世に伝えていくさまざまな活動にとりくむ。	随時	六ツ野公園,武田地域,市内	15	R2. 11. 1
19	森のボランティア なかよし会	ひたちなか市の指定史跡である,多良崎城跡・三の庭の森林整備。 子ども達の野外体験学習のフィールドとして活用していく 四季の変化に供え貴重な自然を守っていく。	第3 (木)	多良崎城跡公園	8	H22. 10
20	たすけあいワーカーズ・ コレクティブはちどり	メンバー全員が出資し経営に責任を持ち労働も担う「働く人の協同組合」で相互扶助の精神を基本にした非営利の市民事業。ワーカーズ・コレクティブは営利を目的にせず、より暮らしやすい地域社会づくり、環境への配慮やお互い様の気持ちを大切にする。だれもが安心して暮らせる地域づくりを目指す。	随時 (月~金)	依頼先	9	R6. 1
21	地域食堂 むすびわ	地域食堂の活動を通じて、地域社会に貢献することを目的とする。地域の見守りや交流もしたい。	第 2(水)	ひたちなか市内高場地内	7	R5. 12

ふれあいサロン・子育てサロン関係

NO.	グループ名	活動內容	活動日時	活動場所	人数	設立 年月日
1	津田ふれあいサロン	地域の高齢者のフレイル予防のため、歌ったり、体操をしたり、お茶 飲み、心と体の健康を楽しむふれあいサロン。	毎週 (木)	わいわいふれあい館	37	Н6. 4
2	ふれあいサロン たんぽぽ	自治会内及び近隣のひとり暮らし高齢者, 高齢者夫婦, 日中独居の方を対象に寝たきり, 認知症予防として, 有酸素運動, おしゃべり, 頭の体操を行い, また歌やゲームで大いに笑い健康で明るい老後を過ごせるよう手助けする。	毎週(金)	六ツ野自治会館	14	H11.11
3	多目的サロン いっぷく	高齢者が気軽に外出し、お茶を飲む楽しくおしゃべりしながら、友人の輪を広げ、シルバーリハビリ体操、ゲーム、近所の散歩、お花見などをしながら、体力の維持、気力の増加を計る事を目的とします。	第1・3(金)	高野原集会所	10	H13. 10
4	子育てサロンたびこ	子育て世代の親が幼児を連れて集まり、気軽に交流できる場の提供 と、安心して子育てができるように支援する。	第 3(木)	田彦コミュニティセンター	25	H18. 6
5	キッズサロンのびのび	子育て中の親子が、気軽に集い情報交換をし、共に昼食を食べることにより、より親しい関係を築くことができるような場所の提供。この事により、母親のストレスを発散し、優しい心で子どもと向き合う事ができるようにする。	毎週(水)	六ツ野自治会館	17	H16. 4
6	子育てサロン "てまり"	子育て中のお母さん、ご家族の方たちと一緒に、子ども達の成長を喜びあい、見守り活動の中で、ひとりひとりの笑顔、ホッとするひと時を大切にしていく。安心して楽しく集い遊べる時間と場所を提供する。	第 1~4(月)	那珂湊児童館 集会室	36	Н19. 4

子どもの福祉関係

NO.	グループ名	活動內容	活動日時	活動場所	人数	設立 年月日
1	ひたちなか 読みきかせ連絡会	幼児・児童への読み聞かせ・読み聞かせ作品の制作・保守点検。読み きかせサークルの交流・勉強会。	随時	市内	98	S63. 4
2	ガールスカウト 茨城県第 14 団	「自然とともに」「人との交わり」「自己開発」を柱に、年長児から高齢世代まで幅広い年代が一緒に活動し、少女と若い女性のための社会教育を目的とする。	随時	ふぁみりこらぼ, 市毛コミセン 六ツ野公園等	139	S52. 6
3	ボーイスカウト ひたちなか第 1 団	男女を問わず誰もが参加できる青少年活動です。社会や自然の中での 多様な活動を通して、より良い社会の構築に役立つ青少年を育成する 事を目標としています。	随時	ふぁみりこらぼ 他	67	S47. 6

\rightarrow
ယ
9

4	おもちゃライブラリー 「ぽぷら」	おもちゃライブラリーは「発達に心配のある子どもたちにおもちゃの楽しさを」という思いで始まった全国的な活動です。発達に心配のある子どもも、そうでない子どもも、おもちゃを通して親子で楽しくふれあう場を提供します。また、おもちゃ病院では、壊れたおもちゃの修理を無料で行います。	①毎週(金) ②第1(金)	福祉センター内 おもちゃライブラリ ー	18	S62. 4
5	CoderDojo Hitachinaka	誰でも気軽に参加できる無料のプログラミングクラブであり、ひたち なか市周辺の子供たちに気軽にプログラミングに触れる機会を提供す る。	プログラミング: 月1回(日) たまり場ポポ道場: 第1・3(水)	市内コミセン ふぁみりこらぼ 他	14	H29. 2
6	NPO ただいま	精神的・経済的・環境的に課題を抱える人に寄り添い、人のつながりをもって課題の緩和や深刻化の防止、そして、自立や自己効力感の獲得に寄与するとともに、生きづらさを感じることなく活力ある日々を送れるような地域社会づくりに寄与することを目的とする。	子育て支援センター なないろカフェ 毎週 (月)・(火)・(金) フリースクールふらっと 毎週 (月)・(火)・(金) 放課後のみんたま こや 毎週 (火) tetote 食糧支援 第1(金)・第3(日) ただいましょくどう 第3(日)	正安寺	12	R4. 2
7	子どもサロン ほっとさの	佐野小学校の高学年児童を対象に、ほっとして伸び伸びと安心して過ごせる放課後の居場所づくり。子ども達にとっては地域の人々との触れ合いから社会性や多様性を身につける場となり、ボランティアにとっては、やりがいや生きがいを感じられる場としていく。	第 2(水) 第 3(金)	稲田区民館 上高場会館	13	R 元.5
8	まちのこ団	「子どもたちの原体験を豊かにする」をミッションに,プレイバス (移動式あそび場)の運営,自然体験活動の企画運営などを行う。	日曜日	子どもふれあい館 ひたちなか市内各地	50	Н27. 4

9	子どもの居場所 くじらぐも	キャンピングカーを活用し、行き場のない小学生や高校生までの子どもたちが、安心して過ごせる【駄菓子屋×子どもの居場所】を目的とした、地域社会の中で見守り・支え合う、多世代の交流の場となるような、「第三の居場所づくり」と地域のパトロール活動を行う。	随時開催 学習支援/駄菓子屋 子ども食堂/子育て支 援/一時預かり支援	ひたちなか市内	6	R4. 10
10	子どもの居場所&フリー スクール花音〜hane 〜	学校に行きづらい子が居場所で過ごす事で元々持っている力を知ったり、その力を発揮できるよう他者と支え合ったり、自分らしく過ごせる場所になっていくことを目指している。	花音スペース 毎週月・水〜金 夜の居場所事業 「学部・夜部」 不定期木曜日	ひたちなか市外野地内	8	R4. 9. 1

10. ファミリー・サポート・センター事業

平成23年度より、従来行っていた在宅福祉サービスセンター事業(高齢者・障がい者向けの生活援助)と、ファミリー・サポート・センター事業(子育て中の世帯に対する育児援助)が統合された。

	育児援助	生活援助	育児・生活	本年度末会員数
利用会員(人)	1, 048	162		1, 210
協力会員(人)	56	55	174	285
両方会員(人)	(21)	(0)	(0)	(21)

※両方会員:利用会員・協力会員双方に登録する会員。

	育児支援	生活支援	
年度内活動時間数	1,527 時間	2,574 時間	4,101 時間
(活動回数)	(775 回)	(2,147回)	(2,922 回)

◆協力会員向け研修等

·交流会:9月11日(水) 12名

・研修会:6月7日(金)~7月26日(金)8日間(30時間) 受講人数9名 育児:保育の心,身体の発育と病気,こどもの栄養と食生活,心の発達と保育者のかか わり,こどもの安全・事故,児童虐待と社会的養護,子育て支援サービスを提供するた めに,小児看護の基礎知識①②,高齢者とのお話のコツについて,安全に支援を行うた めに,認知症を予防するために,高齢者の緊急事態時の対応について,こども世話・こ どもの遊び,普通救命講習Ⅲ(小児・乳幼児の心肺蘇生法やAEDについて学ぶ)

・普通救命講習Ⅲ(小児,乳児,新生児の心肺蘇生法やAEDについて学ぶ):5月29日(水),6月28日(金) 受講人数26名

◆会員登録説明会

利用会員

・子育て支援センターふぁみりこで開催の「ファミサポ登録会」で登録説明会を年 11 回 開催

4月18日(木),5月16日(木),6月20日(木),7月18日(木),9月19日(木),

10月17日(木),11月21日(木),12月19日(木),1月16日(木),2月20日(木),3月19日(水)

協力会員

・市報や福祉ひたちなかで広報し、市総合福祉センターで登録説明会を年3回開催 5月9日(木)、9月12日(木)、1月9日(木)

11. 手話奉仕員等養成研修事業

聴覚障がい者等に係る意思疎通支援を行う手話奉仕員及び要約筆記補助員を養成する。

手話奉仕員等養成講座

講座名	実施日	回数(回)	受講者数(人)
手話奉仕員養成講座(入門課程)	木曜日	25	15
手話奉仕員養成講座(基礎課程)	水曜日	31	5
要約筆記入門講座	2月10日,18日,25日	3	10

12. 障害者理解促進事業

地域住民に対し、障がい者等の自立した日常生活及び社会生活に関する理解を深めるための研修、啓発を行う。

(1) 障害者理解促進講座

	対象者	開催日	内容	人数
1	ひたちなか市連合民生委員児 童委員協議会 障害福祉専門部会	6月17日(月)	車イス体験	16
2	地域活動支援センターふわり	7月27日(土)	盲導犬体験	20
3	一般市民,学校関係者,市· 社協職員	8月2日(金)	発達障害 VR 体験講座	52
4	市内在住小学 4, 5, 6 年生	8月14日(水)	無言語コミュニケーション研修	37
5	茨城県立佐和高校	9月18日 (水)	車イス体験	77
6	一般市民, 障害のある方	10月20日(日)	ボッチャ大会・交流会	20
7	茨城県立佐和高校 JRC 部	10月31日 (木)	高齢者疑似体験	11
8	産業交流フェア (一般市民)	11月2日 (土) 3日 (日)	視覚障害者理解促進(チ ラシ配布)	500
9	第3地区民生委員児童委員協 議会	11月18日(月)	要約筆記講座	29
10	ひたちなか市連合民生委員児 童委員協議会 障害福祉専門部会	12月20日(金)	手話講座	17
11	茨城県立佐和高校 JRC 部	1月23日(木)	こころの健康講座	11

	 学 校 名	体験内容	対象	児童・生徒数 (保護者数)	実施日
	勝倉	手話・高齢者疑似	4 学年	37 人	9/12
)) 月	点字	4 学年	37 人	12/ 3
		車いす・アイマスク	4 学年	16 人	9/5
	→ = =	高齢者疑似	4 学年	16 人	9/27
	三反田	手話	4 学年	16 人	10/29
		点字	4 学年	16 人	11/19
		車いす・アイマスク	4 学年	71 人	5/16
	東石川	点字	4 学年と保護者	71人 (71人)	5/28
		手話	4 学年	71 人	7/ 2
	中根	点字	4 学年	54 人	6/10
		手話	4 学年	75 人	10/24
	市毛	車いす・アイマスク	4 学年	75 人	11/14
		点字	4 学年	75 人	11/25
		手話	4 学年	135 人	5/30
	前渡	車いす・アイマスク	4 学年	135 人	6/12
		 点字	4 学年	135 人	6/19
		手話	4 学年	128 人	6/ 7
	佐野	点字	4 学年	128 人	6/25
小学		車いす・アイマスク	4 学年	128 人	6/27
校		点字	4 学年	46 人	7/3
	堀口	車いす・アイマスク	4 学年	46 人	7/12
		手話	4 学年	46 人	10/ 4
		手話	4 学年	112 人	6/21
	高野	車いす	4 学年と保護者	112人(112人)	10/10
		点字	4 学年	112 人	10/18
	п 🗴	点字・手話	4 学年	144 人	9/6
	田彦	車いす	4 学年と保護者	144 人 (144 人)	11/22
		手話	4 学年	68 人	5/23
	津田	車いす・アイマスク	4 学年	68 人	6/20
		点字	4 学年	68 人	7/8
		点字	4 学年	92 人	9/4
	長堀	車いす・アイマスク	4 学年	92 人	9/25
		手話	4 学年	152 人	10/17
		点字	4 学年	129 人	10/21
	外野	車いす・アイマスク	4 学年	129 人	11/26
		手話	4 学年	129 人	11/29
	枝川	手話	3,4 学年	7人	11/28

	-				·····
		車いす・アイマスク	3,4 学年	7 人	12/6
		点字	3,4 学年	7人	12/11
		手話	4 学年	50 人	6/14
	那珂湊第一	車いす・アイマスク	4 学年	50 人	6/26
		点字	4 学年	50 人	9/11
		点字	4 学年	22 人	6/5
	那珂湊第二	手話	4 学年	22 人	6/13
		車いす・アイマスク	4 学年	22 人	10/16
		車いす・アイマスク	4 学年	50 人	7/1
	那珂湊第三		4 学年	50 人	10/30
		手話	4 学年	50 人	12/13
義務		車いす・アイマスク	4 学年	51 人	6/3
教育	美乃浜学園	手話	4 学年	51 人	7/ 9
学校		高齢者疑似	4 学年	51 人	9/24
	勝田第一	高齢者疑似	2 学年	132 人	2/19
中	· 勝田 弗一	高齢者疑似	2 学年	99 人	2/26
学	勝田第三	手話	1 学年	121 人	11/12
校	大島	車いす・アイマスク	1 学年	146 人	12/ 2
	八局	手話・点字	1 学年	146 人	12/17
高等学校	佐和	点字・手話・要約筆記 ・高齢者疑似・車い す・アイマス	2 学年 3 学年	232 人 158 人	9/18

145

13. 生活福祉資金貸付条件一覧

				貸付限度額(円)	据 置	償 還	備考		付対象世	
					期間	期 限)#H 75	低所得	障害者	高齢者
40	^ <u>-</u> 157 '/m		生活支援費※	二人以上世帯月額200,000円/単身世 帯月額150,000円	. .		貸付期間は12月以内	生計中心	者の離職	により
総合	含支援資	金	住宅入居費	400,000円	6月以内	10 年	_	低所得と		
			一時生活再建費	600,000円			_			
			生業を営むために必要な経費	4,600,000円		20年	自己負担額有り	0	0	_
			技能習得費	5,800,000円(技能を習得する期間により異なる)		8 年	貸付期間 原則3年以内	0	0	_
		住宅の増改築, 補修等 2,500,000円				7年	_	0	0	0
			福祉用具購入費	1,700,000円		8年	-	_	0	0
福		福	障害者自動車購入費	2,500,000円		8年	自己負担額有り	_	0	_
	` fi	油	中国残留邦人等国民年金追納費	5, 136, 000円	1	10年	-	0	0	0
祉	1	扯	負傷または疾病の療養に必要な経費	療養期間1年以内1,700,000円/ 1年6月以内2,300,000円	6月以内	5年	貸付期間内に負傷または疾病の完治 が見込まれる場合に限る	0	_	0
資]		介護サービス、障害者サービス等を受ける のに必要な経費	受給期間1年以内1,700,000円/ 1年6月以内2,300,000円		5年	貸付期間後に世帯の自立が見込まれ る場合に限る	0	0	0
金			災害を受けたことにより臨時に必要となる 経費	1,500,000円		7年	-	0	0	0
			冠婚葬祭に必要な経費	500,000円		3年	_	0	0	0
			住居の移転等に必要な経費	500, 000円		3年	_	0	0	0
			就職,技能習得の支度に必要な経費	500,000円		3 年	_	0	0	0
	緊急	急小口	資金	100,000円	2月以内	12 月	_	0	0	0
教育	教育支援資金教	教育支援費	高校:月額35,000円以内 高専·短大:月額60,000円以内 大学:月額65,000円以内	学校卒業後 6月以内	20 年	教育支援費については、特に必要と 認める場合、左記貸付限度額の1.5倍	0	-	_	
		就学支度費	500,000円			までを上限とする				
	産担保証	型生	不動産担保型生活資金	月額300,000円	契約時協議	据置期間 終了時	居住用不動産の評価額の7割を上限と する	_	_	0
活資	金		要保護世帯向け不動産担保型生活資金	月額・保護の実施機関の定める額	契約時協議	据置期間 終了時		生活保護 高齢者世		歳以上

- ※ 初回申請時に連帯保証人を立てない場合には、貸付総額1,000,000円未満かつ貸付期間6ヶ月以内を限度とする。
- 注 1 利率は、連帯保証人を立てた場合、無利子。連帯保証人が無い場合は年1.5%。ただし、据置期間内、教育支援資金、緊急小口資金は無利子。 不動産担保型生活資金については、年3%又は長期プライムレートのいずれか低い方を基準として利率を定める。
- 注2 償還期限を過ぎても返済が終わらない場合、残元金に対し年3%の延滞利子が加算。
- 注3 ここに掲載されている以外に、貸付により諸条件あり。

○総合支援資金貸付

(1) 貸付対象

- ◎次のすべてに該当するもの
- 1. 低所得世帯であり、収入の減少や失業により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっていること。
- 2. 借入申込者の本人確認が可能であること。
- 3. 現に住居を有していること,又は生活困窮者自立支援法における住居確保給付金の申請を行い, 住居の確保が確実に見込まれること。
- 4. 社協及び関係機関(ハローワーク,福祉事務所等)から,貸付後の継続的な支援を受けることに同意していること。
- 5. 実施主体が貸付及び関係機関とともに支援を行うことにより,自立した生活を営めることが見込まれ,償還を見込めること。
- 6. 失業等給付,職業訓練受講給付金,生活保護,年金等の他の公的給付または公的な貸付を受けることができず,生活費を賄うことができないこと。

(2) 貸付金の種類及び限度額

1. 生活支援費:求職中の生活費として貸付

月額上限20万円(単身世帯は月額上限15万円)最長1年間まで

2. 住宅入居費:失業により住居を喪失したもしくはその恐れのある者が,新たに賃貸

契約を結ぶ上で必要な費用に貸付/上限40万円

3. 一時生活再建費:生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難

である費用の支払に貸付/上限60万円

※初回申請時に連帯保証人を立てない場合には、貸付総額1,000,000円未満かつ貸付期間6 カ月以内を限度とします。

貸付金の利率

連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人なしの場合は年1.5%

連帯保証人

原則として1名必要(同一世帯者は除外) ただし,立てられない場合でも申請は可能

据置期間 最長6か月まで

償還期限 最長10年まで

その他

- ・離職後2年を過ぎている場合や就労期間中の生計の維持の確認ができない場合, 就労期間中においても生計の維持ができていなかったと認められる場合などは貸付の対象とすることができません。
- ・生活支援費の貸付月額は,貸付限度額の範囲内であっても就労時の月収を超えての貸付は行いません。
- ・貸付期間中は、世帯の収支状況及び就職活動状況等について毎月報告が必要です。報告を怠った場合や貸付金を資金使途どおりに使用しなかった場合など、貸付の停止又は一時償還を求めることとなります。

14. 総合福祉センター使用実績(令和6年度)

会議室利用状況(小・中・大会議室)

(1) 小会議室

使 用 団 体 名			高齢者クラブ 連 合 会		シ ル バ ー 人材センター		福祉	団体	ボランティア		
区 分	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	
合 計	243	832	0	0	0	0	0	0	0	0	

使 団 体 名		市主催等		自治会関係		その他		合 計	
区	分	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
合	計	0	0	0	0	0	0	243	832

(2) 中会議室

使 用 団 体 名	社 会 協 ;	福祉	高齢者クラブ 連 合 会		シ ル バ ー 人材センター		福祉	団体	ボランティア		
区 分	回数 人数		回数	回数 人数		人数	回数	人数	回数	人数	
合 計	154	1, 465	7	72	40	374	8	104	28	190	

使 月 団 体 2	FI S	市主	市主催等		自治会関係		D他	合 計		
区 分		回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	
合 計		4	40	40	367	51	487	332	3, 099	

(3) 大会議室

使用社会福祉団体名協議会		高齢者クラブ 連 合 会		シ ル バ ー 人材センター		福祉	団体	ボランティア		
区分	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
合 計	92	1, 797	7	162	30	552	15	300	20	375

使 用 団 体 名		市主	催等	自治会	会関係	その	つ他	合 計		
区	分	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	
合	計	20	508	83	1, 788	38	1, 123	305	6, 605	

15. 発達支援事業 かなりや教室 野蒜教室(令和6年度)

発達に心配のある未就園のお子さんに対し小集団での遊び等を提供し、人とのコミュニケーション や集団行動などの社会性を育てるための事業を実施しました。

(1) 支援の実施状況 (令和6年度末 登録者数38人)

項目	直接	支援		
区 分	利用登録者数(人)	利用人数(延べ)		
1.2 歳児	36	1,067		
3 歳児	1	47		
その他	1	0		
合 計	38	1, 114		

(2) その他支援行事関係

支援内容	延べ利用者数
のびのび広場	178 人
相談支援	163 件
行事・イベント等	267 人
(保護者勉強会・野外保育等)	

16. 地域活動支援センター事業

障害者が地域で自立した生活が送れるよう,通所による生産活動・社会との交流促進などの機会を提供する事業を実施しました。また,自由に過ごせる居場所をメインに,イベントや各種講座等を通じた地域住民との交流の場や就労活動の体験の場を開催しました。

(1)活動状況

実施内容	実施回数/日数	延べ利用者数
居室利用(自由利用)	243 日	341 人
機能訓練(理学療法士・作業療法士)	41 回	309 人
講座	90 回	1,308人
イベント	4 回	421 人

17. 障害福祉サービス通所事業【障害福祉サービス事業所 紬】

障害のある方とその家族の皆様が住み慣れた地域で安心して生活するために,生活介護・就労移行支援・就労継続支援 B型の障害福祉サービスを実施しました。

(1) 提供サービスの内容

生活介護:常時介護を必要とする障害者等に昼間,創作的活動又は生産活動を提供し、

併せて食事・排せつの介護等を行う

就労移行支援 : 一般企業等への就労を希望する障害者等に, 一定期間, 就労に必要な知識及び

能力の向上のために必要な訓練を行う

就労継続支援 B型:一般企業等での就労が困難な障害者等に,就労する機会を提供するとともに,

能力等の向上のために必要な訓練を行う

(2) 利用状況

サービス種類	定員(人)	契約者数	延べ利用者数	1日平均利用者数
生活介護	20 人	28 人	4,277 人	18 人
就労移行支援	10 人	9 人	1,408人	6 人
就労継続支援 B 型	10 人	14 人	1,987人	8人

18. 障害者相談支援事業

(1) 基幹相談支援センター

地域における障害者相談支援の中核的な役割を担う機関として、事業者との連携強化を図るとともに、各種研修会や相談会の開催等を通じて地域の支援体制構築を図りました。

① 相談支援事業所連絡会:10回開催

市内14の指定特定相談支援事業所が集まり情報共有や外部講師を招いての勉強会を実施。

②障害福祉サービス事業所向け研修会:5回開催 延べ158名参加 障害福祉サービス事業所向けに支援方法等を学ぶ学習会

③権利擁護学習会

事業所等向けに8月21日にワークプラザにてヤングケアラー研修を実施。参加者20名。 市民を対象に11月28日に文化会館小ホールにて成年後見制度講演会を実施。 (成年後見中核機関と共催)参加者288名

④ケース検討会議等

市内関係機関からの要望により困難事例等についてのケース検討会議に2回出席

(2) 障害者相談支援

障害のある方やそのご家族の生活全般の困りごとなど、各種相談を受け付ける総合的な窓口です。 福祉サービスにおける必要な情報提供や助言を行うとともに、事業所や関係機関と連携し、相談者 の生活の質の向上を図るための支援を行います。

	実利用者(人)	相談件数(件)
障害者	198	5, 035
障害児	205	2, 366
計	403	7, 401

(3) 計画相談支援

障害のある方が障害福祉サービスを利用するために、相談支援専門員がサービス等の調整や利用 計画作成、定期的なモニタリングを行います。

	計画相談契約者数(人)	年間支援件数(件)	サービス利用計画作成費収 入(円)
障害者	121	486	8, 688, 837
障害児	140	458	9, 245, 440
計	261	944	17, 934, 277

19. ふれあい交流館事業(令和6年度)

使用団体名		社会福祉協議会		市主	催等	その	D他	合計		
区	分	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	
合	計	10	886	20	2, 438	102	18, 752	132	22, 076	

20. 那珂湊総合福祉センター利用状況(令和6年度)

(1) セミナー室

使用団	団体名	社会福祉協議会		市主催等		ボランティア		その他		合 計	
区	分	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
合	計	14	203	43	1, 206	110	1, 659	25	463	192	3, 531

(2) クラフトセンター

使用団体名	社会福祉協議会		市主催等		ボランティア		その他		合 計	
区分	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
合 計	27	268	1	40	25	209	73	483	126	1,000

(3) 録音室

使用団体名	使用団体名 社会福祉協議会		市主催等		ボランティア		その他		合 計	
区分	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
合 計	1	4	0	0	87	177	3	16	91	197

(4) 点訳室

使用団体名	使用団体名 社会福祉協議会		市主催等		ボランティア		その他		合 計	
区分	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
合 計	5	21	0	0	21	115	41	277	67	413

(5) シルバーふれあいサロン

使用団体名	社会福祉	止協議会	市主	催等	ボラン	ティア	その)他	合	計
区分	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
合 計	1	8	0	0	19	84	46	170	66	262

(6) 調理室

使用団体名	社会福祉	业協議会	市主	催等	ボラン	ティア	その)他	合	計
区 分	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
合 計	27	237	1	15	0	0	91	486	119	738

(7) トレーニングセンター

使用団体名	社会福祉	止協議会	その	つ他	合	計
区 分	回数	人数	回数	人数	回数	人数
合 計	71	1, 279	135	1,625	206	2, 904

21. 金上ふれあいセンター利用状況(令和6年度)

使用団体名	社会福祉	Ŀ協議会	ボラン	ティア	一 护	投	合	計
区 分	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
合 計	234	2, 332	114	1, 243	307	3, 109	655	6, 684

図書の貸出…83人 172冊

22. 社協支部福祉活動

社会福祉協議会では、昭和63年度から自治会を単位として社協支部と位置づけ、地域内の実情に応じた住民参加型の地域福祉事業の推進に取り組んできました。

昭和63年度に,5地区6自治会をモデル地区として指定し,その後年次的に実施地区を増やし, 平成12年度からは全自治会で社協支部としての福祉活動を展開しています。

84の社協支部で、年間を通して次のような福祉活動を行っています。

- ・ 運営委員会の開催
- 福祉啓発会議
- いきいきふれあいサロン活動
- 福祉懇談会
- 社会福祉施設見学会
- · 介護講習会
- ・敬老会の運営協力
- ・三世代交流事業 (レクリエーション)
- ・高齢者バス旅行
- · 高齢者会食懇談会
- ・小地域ネットワークの協力・啓発
- ・その他各支部の状況にあわせた活動

23. 広域災害時への対応

(1) ひたちなか市災害ボランティアネットワーク連絡会

(=) 0 1 = 3 0 11.5 .			
開催日	内容	参加団体数	参加人数
2月27日(木)	・災害ボランティア養成講座の報告 ・災害ボランティア登録状況報告 ・R6 年度災害ボランティア支援報告 ・いばらき型災害ボランティアセンター 運営支援システムについての説明	8	8人

(2) 災害ボランティアセンター立ち上げ訓練実施

日時	場所	参加人数
8月31日(土)	災害対策本部との連携・確認 台風接近のため、中止	0人

(3) 災害ボランティア養成講座

日時	内 容	参加人数
6月29日(土)	災害ボランティア養成講座 (はじめての災害ボランティア)	12 人

(4) 災害派遣

派遣先	派遣日	派遣人数
R6 は派遣なし		

24. 日常生活自立支援事業

対象項目	契約者数	契約締結者	契約終了者数	相談援助数
	(人)	(人)	(人)	(回)
認知症高齢者等	14	5	4	867
知的障害者等	6	1	1	406
精神障害者等	5	1	1	475
その他	2	_	_	104
合 計	27	7	6	1,852

25. 法人後見サポート事業

受任状況	人数	類型
	6 人	後見

2 6. 高齢者外出支援事業

実施日	団体名	行 先	参加人数
6月10日	多世代サロン長松	堀出神社・酒列磯前神社 他	18 人
6月17日	高場南ふれあいサロン さざんか会	馬渡はにわ公園他	18 人
6月24日	ホットサロンいそざき	馬渡はにわ公園他	17 人
7月8日	おしゃべりサロンこころ	常陸那珂港・堀出神社 他	13 人
7月22日	おしゃべりサロンえにし	火力発電所・常陸那珂港 他	13 人
7月29日	多世代サロンオリーブの会	火力発電所・常陸那珂港 他	12 人
9月9日	本郷台ふれあいサロン	四郎介稲荷神社・堀出神社 他	13 人
9月30日	サロンすみれ	火力発電所・常陸那珂港 他	13 人
10月7日	稲田いきいきサロン	堀出神社・酒列磯前神社 他	14 人
10月21日	湊本町いきいきサロン	ひたち海浜公園 他	15 人
10月28日	ふれあいサロン常葉台	ひたち海浜公園 他	16 人
11月11日	湊泉町いきいきサロン	堀出神社・酒列磯前神社 他	16 人
11月18日	うたごえサロンゆりかご	堀出神社・四郎介稲荷神社 他	キャンセル
11月25日	高齢者ふれあいサロン のぞみ	酒列磯前神社・四郎介稲荷神社 他	11 人
合 計	13 回実施		189 人

27. ふれあい福祉活動費補助事業

サロン運営団体等の活動資金面での課題を解決するために以下の補助を行う事業です。

(1) 立ち上げ補助

新たに組織を立ち上げて活動を開始したサロンに 100,000 円を上限として補助をします。 (当該年度のみ)

(2)活動補助

サロン活動をするための運営経費とし、年間開催回数に応じ以下の補助をします。

●活動回数が年6回未満の場合	30,000 円
●活動回数が年 12 回未満の場合	40,000 円
●活動回数が年 24 回未満の場合	50,000 円
●活動回数が年 24 回以上の場合	60,000 円
●お試し期間(年 2 回まで)	1回 10.000円

(3) 強化補助

立ち上げ 2 年目以降で、活動を充実させるための新たな取り組みに必要な経費として、100,000 円を上限として補助をします。

(4)活動保険補助(平成28年度から)

(1)~(3)の補助団体が安心して活動をするために、「ボランティア行事用保険」を利用した場合は、月4回までを上限として保険料の1/2を補助します。

【令和6年度補助実績】

	補助サロン	補助額
活動補助	48 サロン	2, 250, 000 円
立上げ補助	0	0円
試し開催	2 サロン	20,000 円
強化補助	1 サロン	100,000 円
活動保険補助	13 サロン	76, 678 円

地域福祉

「ふれあい・いきいきサロン」は、住民である担い手と参加者が主体となって、地域でお互いにつながりを持てる集いの場所を作ることを目指して、全国社会福祉協議会が平成6年に提唱し、活動の広がりを推進してきました。

現在では市内でもサロン活動が活発になり、53団体がコミセンや集会所などを拠点として活動しています。 (表 16.1-1)

分類	設置数
高齢者サロン	2 3
子ども・子育てサロン	1 6
その他 (多世代サロン等)	1 4
計	5 3

1. 人材育成事業

市内ではサロン活動が広がっていますが、一方ではサロン活動年数の経過とともに、後継者(人材)不足、参加者の固定化や減少、サロン活動団体の解体といった運営面での課題が出てきています。

人材育成事業はその課題を解決するために市と社会福祉協議会で連携し、サロン同士の交流の場を設けると共に、立ち上げや運営上の相談に応じ、サロン活動を支援するため、以下の事業を行っています。

(1) サロンフェスティバル

サロンフェスティバルは、地域のサロン活動を市民の皆さんに広く知っていただくとともに、 参加者やサロン団体同士の交流促進を図り、サロン活動を活性化することで、「歩いていけると ころに、いつでもだれでも気軽に参加できる地域のたまり場」づくりを推進します。

◆令和6年度実績

開催日時:令和6年12月11日(水)午前10時~午後2時 実施

参加者:100名

【サロン体験】

市内運営サロン:6団体

(2) 地域福祉人材育成講座

「はじめまして」を「一緒に」へ~地域活動のヒントを探る~

地域で自分にできることや活動のヒントを探している方など、地域のために何かしたいと考えている方の「気持ち」や「思い」の実現に向けてサポートを行うための講座を開講し、具体的に地域で活躍できる人材の育成を図る事業です。

◆令和6年度実績

受講者数:26名

【講座内容】 (表 16. 1−2)

日程	内容
2/2 (日)	第1部 講師活動紹介・トークセッション 講師:斉藤烈氏 (北海道厚真町教育委員会) 植竹智央氏 (For Everyone Study 代表)
	第2部 グループワーク 進行:池田幸也氏

2. みつばちカフェ (井戸端会議・地域福祉座談会)

市民同士で話し合いを行い、住民の福祉意識の醸成と地域における福祉課題の抽出を目的として中学校区単位で開催している意見交換会です。

◆実績 (表 16.1-3)

実施年度	参加人数	一中	二中	三中	大島中	佐野中	田彦中	那珂湊	美乃浜	計
令和3年度 ※1 教えてください! ~コロナ禍で私たちに できること~		14	12	9	ı	16	18	-	17	86
令和 4 年度 地域の魅力再発見! ~つながりの輪をひろげよう~		15	14	13 **2	22	13 ※ 2	13	9	11	97
令和 5 年度 ご近所さんへのエール ~私たちにできること~		11	18	12	14	15	16	14	29	129
令和 6 年度 防災とふだんの暮らしについて 話そう		9	8	15	18	7	13	11	24	105

- ※1 令和3年度は,各地区定員20名で開催。
- ※2 令和4年度は、三中学区と佐野中学区は合同で開催。

1. 福祉年表 (表 17.1-1)

年	月 日	事項
平成 7	4. 1	市行政機構改革
		市民福祉部
		福祉事務所
		(社会福祉課, 高齢福祉課, 児童福祉課)
		市民課,国保年金課,健康推進課
	7. 1	地域型在宅介護支援センター恵苑開設
	7. 9	第1回地域ケアシステムサービス調整会議
		本年度から県補助事業として、那珂湊平磯地区で地域ケア
		システム事業の実施開始
	11. 1	ひたちなか市那珂湊総合福祉センター開館
		・いきいき創生館
		・心身障害者福祉センター
		併設
		ひたちなか市ふれあい交流館
		ひたちなか市老人福祉センターみなと荘
	10. 1	高場デイサービスセンター食事サービス開始
8	3. 31	ひたちなか市老人保健福祉計画策定
	4. 1	子育サポーター設置事業開始
	4. 5	田彦地区民生委員児童委員協議会発足
9	4. 1	清心保育園開園
	9. 1	津田老人いこいの家(入浴施設)開所
	$9 \sim 1.2$	障害者プラン策定のための障害者等アンケート調査実施
1.0	12.17	介護保険法公布
1 0	4. 1	機構改革
		福祉部(市民福祉部が変更) ・介護保険導入準備室設置
		・市民課が市民生活部へ
	4. 1	すみれ保育園移転改築
	$4 \sim 3$	エンゼルプラン(子育て支援計画)アンケート調査
	10.14	(仮称)金上ふれあいセンター建設工事着工
	10.14	ゆうあいピック茨城大会
	10.17	「ひたちなか市総合体育館:バスケットボール競技場)
	12. 1	民生委員・児童委員一斉改選
		(地区担当216人)
		(主任児童委員15人)
1 1	3. 31	障害者プラン策定
	4. 1	福祉部
	_	・介護保険導入準備室が介護保険課へ
		財団法人 ひたちなか市高齢者福祉事業団の解散,
		社会福祉法人 ひたちなか市社会福祉協議会に統合
	9.18	那珂湊第一保育所移転改築
	10. 1	地域型在宅介護支援センターサンフラワーひたちなか開設

年	月 日	事項
平成12	3. 2	金上ふれあいセンター開館
		・金上交流センター
		・金上老人デイサービスセンター
		・地域型在宅介護支援センター金上
		・老人福祉センター金上荘
	3. 31	ひたちなか市エンゼルプラン策定
		ひたちなか しあわせプラン21策定
		(高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画)
1 3	4. 1	介護保険制度施行
	4. 1	基幹型在宅介護支援センター設置
	10. 1	地域型在宅介護支援センターいくり苑開設
	1 2. 1	民生委員・児童委員一斉改選
		(地区担当219人)
		(主任児童委員16人)
1 4	4. 1	精神保健福祉法改正により精神障害者支援事業開始
	10. 1	地域型在宅介護支援センターたびこ開設
1 5	3. 31	ひたちなか しあわせプラン21策定(第2期)
1.0	4. 1	支援費制度施行
1 6	3. 31	市毛保育所、津田保育所閉園
	$egin{array}{cccc} 4 . & 1 \ 1 1 . & 1 \end{array}$	つだ保育所開園
	$egin{array}{ccccc} 1 & 1 & . & 1 \\ 1 & 1 & . & 1 \end{array}$	ワイワイふれあい館開館 地域型在宅介護支援センターはまぎくの里開設
	12. 1	民生委員・児童委員一斉改選
	12. 1	(地区担当 222人)
		(主任児童委員 17人)
1 7	3. 30	心身障害児療育訓練センター増設
1 '	3. 31	ひたちなか市次世代育成支援対策行動計画策定(前期)
	3	ひたちなか市元気アッププラン策定
1 8	3. 31	ひたちなか しあわせプラン21策定 (第3期)
	$\frac{3}{4}$. 1	障害者自立支援法一部施行
		ひたちなか市地域包括支援センター開設
	9. 1	地域型在宅介護支援センターさわの森開設
	10. 1	障害者自立支援法完全施行
1 9	3. 31	ひたちなか市障害福祉計画策定
	4. 1	たかば保育園移転改築
		ひたちなか市南部地域包括支援センター開設
		ひたちなか市西部地域包括支援センター開設
	9.30	ひたちなか市地域福祉計画策定
	1 1. 10~12	ねんりんピック茨城2007サッカー交流大会
	12. 1	民生委員・児童委員一斉改選
		(地区担当 226人)
		(主任児童委員 17人)
2 0	3. 31	大成保育所閉園
	4. 1	野いちご保育園開園
		柳沢保育園移転改築
		那珂湊養護老人ホーム民間譲渡

20 4. 1 ひたちなか市国民健康保険特定健康診査等実施計画策定 後期高齢者医療制度施行 21 3.31 金上保育所閉園 ひたちなか市障害福祉計画策定(第2期計画) ひたちなか市障害者プラン策定(第2期計画)	
21 3.31 金上保育所閉園 ひたちなか市障害福祉計画策定(第2期計画)	
ひたちなか市障害福祉計画策定(第2期計画)	
ひたちなか しあわせプラン21策定(第4期)	
4. 1 金上保育園開園	
22 3.31 ひたちなか市次世代育成支援対策行動計画策定(後期)	
那珂湊第三保育所閉園	
ひたちなか市地域包括支援センター廃止	
地域型在宅介護支援センター恵苑廃止	
4. 1 海の子保育園開園	
たんぽぽ保育園移転改築	
ひたちなか市東部地域包括支援センター開設	
12. 1 民生委員・児童委員一斉改選	
(地区担当 226人)	
(主任児童委員 17人)	
23 4. 1 なかや保育園増築	
24 3.31 ひたちなか市地域福祉計画改定(第2期)	
ひたちなか市障害福祉計画策定(第3期計画)	
ひたちなか しあわせプラン21策定(第5期)	
25 2. 4 みんなのみらい支援室開設	
4. 1 はなのわ保育園新築	
ひたちなか市国民健康保険特定健康診査等実施計画策定(笙
2期)	ฆง
12. 1 民生委員・児童委員一斉改選	
(地区担当 226人)	
(主任児童委員 17人)	
2 6 1 1 3 1 堀川保育園改築	
高場老人デイサービスセンター閉館	
27 3 ひたちなか市 子ども・子育て支援事業計画策定	
ひたちなか市障害福祉計画策定(第4期計画)	
3.31 ひたちなか しあわせプラン21策定(第6期)	
4. 1 子ども・子育て支援新制度施行	
9. 1 ひたちなか市北部地域包括支援センター開設	
28 3.31 在宅介護支援センター廃止	
12. 1 民生委員・児童委員一斉改選	
(地区担当 227人)	
(主任児童委員 17人)	
12 ひたちなか市国民健康保険データヘルス計画策定(第1期)	
29 第2次ひたちなか市元気アッププラン策定	
10.1 子育て支援センターふぁみりこ開所	
30 3 ひたちなか市国民健康保険保健事業総合計画策定(第1期)	
(データヘルス計画(第2期)・特定健康診査等実施計画(第
3期))	
3.31 ひたちなか しあわせプラン21策定(第7期)	

Γ	T				
		ひたちなか市障害福祉計画策定(第5期計画)			
		ひたちなか市障害児福祉計画策定(第1期計画)			
	3. 31	佐野保育所閉所			
	4. 1	お一くす佐野保育園開園			
		あずみの森保育園開園			
	4. 7	野いちご保育園改築			
	5	ひたちなか市在宅医療・介護連携推進センター設置			
3 1	2	ひたちなか市国民健康保険赤字削減・解消計画書策定			
	3	ひたちなか市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定			
	3	ひたちなか市障害者プラン策定(第3期計画)			
	$\frac{3}{4.27}$	金上保育園改築			
R 1	$\begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	民生委員・児童委員一斉改選			
IX I	12. 1	(地区担当 229人)			
		1 , -, , ,			
D O	9	(主任児童委員 17人)			
R 2	3	第2期子ども・子育て支援事業計画策定			
	4. 1	市行政機構改革			
		福祉事務所			
		地域福祉課 生活支援課 障害福祉課 高齢福祉課			
		子ども政策課 幼児保育課			
		ひたちなか市南部地域包括支援センターを中学校区毎に分割			
		勝田一中地区地域包括支援センターに名称変更			
		ひたちなか市大島中学校区地域包括支援センター開設			
	1 2. 1	高野いろは保育所開所			
	12.27	平磯保育園移転改築			
R 3	3	ひたちなか市障害福祉計画策定(第6期計画)			
		ひたちなか市障害児福祉計画策定(第2期計画)			
	3. 31	ひたちなか しあわせプラン21策定(第8期)			
	4. 1	身体障害者福祉センター・福祉作業所・心身障害者福祉センタ			
		ー (勝田・那珂湊)・心身障害児療育訓練センター (野蒜教室)			
		を地域活動支援センターに再編			
	10. 1	東石川保育所移転改築			
R 4	3	ひたちなか健康応援プラン策定			
	12. 1	民生委員・児童委員一斉改選			
		(地区担当 228人)			
		(主任児童委員 17人)			
R 5	3. 31	老人福祉センター金上荘・馬渡荘閉館			
		津田老人いこいの家閉館			
	4. 1	市行政機構改革			
		保健福祉部(部名称変更)			
		国保年金課 介護保険課 健康推進課 地域福祉課			
		生活支援課 障害福祉課 高齢福祉課			
		子ども部 (創設)			
		子ども政策課 子ども未来課 幼児保育課			
		一 一丁とも政界は一丁とも木米は一切允休月は 福祉事務所(再掲)			
		地域福祉課 生活支援課 障害福祉課 高齢福祉課 スピオ政策課 スピオ共東課 幼児保育課			
		子ども政策課 子ども未来課 幼児保育課			
		つくし学園改築			

		発達支援センターかなりや教室と地域活動支援センター野蒜
		分室が統合し、発達支援事業かなりや・野蒜教室を開設
		ひたちなか市障害者基幹相談支援センター開設
		ワイワイふれあい館移転
R 6	3	ひたちなか市国民健康保険保健事業総合計画策定(第2期)
		(データヘルス計画(第3期)・特定健康診査等実施計画(第
		4期))
	3. 25	第2次ひたちなか市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定
	3. 29	ひたちなか しあわせプラン21策定(第9期)
	3. 31	ひたちなか市障害福祉計画策定(第7期計画)
		ひたちなか市障害児福祉計画策定(第3期計画)
	10. 1	ひたちなか市東部地域包括支援センターを中学校区毎に分割
		ひたちなか市那珂湊中学校区地域包括支援センターに名称変
		更
		ひたちなか市美乃浜学園区地域包括支援センター開設
R 7	3. 28	ひたちなか市こども計画(第3期子ども・子育て支援事業計
		画)策定

2. 福祉予算の推移(各年度当初予算)

(表 17.2-1) (単位:千円)

会計名	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
一般会計	55, 775, 000	58, 880, 000	60, 713, 000	62, 849, 000
特別会計	44, 856, 401	46, 141, 963	48, 095, 566	49, 503, 753
合 計	100, 631, 401	105, 021, 963	108, 808, 566	112, 352, 753
〈一般会計〉(款・項・目	†〉 (款・項・目) (表1			(表 17. 2-2)
3 民生費	22, 125, 617	22, 320, 439	24, 269, 397	25, 740, 809
1 社会福祉費	11, 378, 509	11, 715, 300	12, 780, 801	13, 378, 397
1 社会福祉総務費	1, 479, 194	1, 578, 604	1, 560, 721	1, 772, 439
5 国民年金費	31, 802	32, 973	34, 829	38, 377
11 障害者福祉費	4, 450, 968	4, 570, 131	5, 288, 379	5, 586, 292
20 老人福祉費	2, 368, 825	2, 335, 603	2, 526, 077	2, 558, 993
25 医療福祉費	1, 153, 501	1, 174, 024	1, 183, 925	1, 208, 596
30 老人医療給付費	1, 894, 219	2, 023, 965	2, 186, 870	2, 213, 700
5 児童福祉費	8, 405, 144	8, 258, 797	9, 110, 749	10, 079, 542
1 児童福祉総務費	194, 675	299, 450	346, 104	347, 341
5 児童措置費	7, 432, 778	7, 105, 849	7, 701, 368	8, 732, 624
15 保育所費	760, 384	834, 731	1, 031, 745	978, 529
20 児童館費	17, 307	18, 767	31, 532	21, 048
10 生活保護費	2, 341, 964	2, 346, 342	2, 377, 847	2, 282, 870
1 生活保護総務費	199, 271	212, 724	224, 428	234, 846
5 扶助費	2, 142, 693	2, 133, 618	2, 153, 419	2, 048, 024
〈特別会計〉				(表 17. 2-3)
国民健康保険事業会計	12, 736, 503	12, 721, 562	12, 500, 540	12, 423, 356
後期高齢者医療事業会計	2, 257, 607	2, 398, 245	2, 769, 178	2, 679, 145
介護保険事業会計	11, 946, 397	12, 344, 903	13, 105, 390	13, 857, 189

施設区分	施設の名称	設置主体	定員	所 在 地	電話番号	設置・認可年月日
特別養護老人ホーム	北勝園	(社)北養会	66	津田 2093-1	272-1178	昭和 57. 4. 7
	恵苑	(社)克仁会	50	烏ケ台 11835-2	262-5566	平成 7. 7. 3
	サンフラワーひたちなか	(社)孝友会	53	長砂字久保 633-1	285-9288	平成 11.10. 1
	はまぎくの里	(社)桂雄会	67	中根 952-1	273-4165	平成 15.11. 1
	さわの森	(社)森田記念会	50	高野字柏野 2448	354-3711	平成 18. 9. 1
	グリーンハウスひたちなか	(社)尚生会	70	東石川 3183-1	354-8001	平成 26. 4. 1
	いくり苑 (地域密着型)	(社)新世会	29	磯崎町 4561-1	264-2880	平成 27. 4. 1
	サテライトさわの森 (地域密着型)	(社)森田記念会	29	西光地 3-16-4	229-3036	平成 27. 6. 1
	春寿園	(社)春寿会	80	堀口 88-1	229-2225	平成 29.11. 1
	特別養護老人ホームかつた	(社)仁心会	80	三反田 3690-3	352-9955	令和 6.10.1
老人福祉センター	大島荘	ひたちなか市		西大島 3-16-1	272-3301	昭和 61. 10. 25
	高場荘	ひたちなか市		高場 594-2	285-8422	平成 5. 4. 7
	みなと荘	ひたちなか市		南神敷台 17-6	262-5128	平成 8. 4. 1
地域包括支援センター	ひたちなか市勝田第一中学校区地域包括支援センター (勝田第一中学区おとしより相談センター)	ひたちなか市		金上 562-1	354-5221	平成 19. 4. 1
	ひたちなか市大島中学校区地域包括支援センター (大島中学区おとしより相談センター)	ひたちなか市		東石川 3183-1	219-5775	令和 2. 4. 1
	ひたちなか市西部地域包括支援センター (西部おとしより相談センター)	ひたちなか市		津田 2093-1	276-0655	平成 19. 4. 1
	ひたちなか市北部地域包括支援センター (北部おとしより相談センター)	ひたちなか市		足崎 1474-8	229-2255	平成 27. 9. 1
	ひたちなか市那珂湊中学校区地域包括支援 センター (那珂湊中学校区おとしより相談センター)	ひたちなか市		鳥ヶ台 11835-2	264-1501	平成 22. 4. 1
	ひたちなか市美乃浜学園区地域包括支援センター (美乃浜学園区おとしより相談センター)	ひたちなか市		磯崎町 4562-1	219-7020	令和 6.10. 1
市毛ハーモニーセンター	市毛ハーモニーセンター	茨城県		市毛 847-56	275-2943	平成 5.12.22
地域活動支援センター	7) セナカム士山村江利士校 レンカ	カモナナムナ		西大島 3-17-17	275-6721	Δ∓n 0 4 1
	ひたちなか市地域活動支援センター	ひたちなか市		南神敷台 17-6	262-5128	令和 3. 4. 1
	ε do h	(払) はまだくの人		馬渡 558-1	219-8155	令和 2.12.10
	ふわり	(社)はまぎくの会		柳沢 2831	264-1500	平成 18.10. 1
	KUINA	(社)町にくらす会		長砂 1561-4	080-1277-2221	平成 18.10. 1

施設区分	施設の名称	設置主体	定員	所 在 地	電話番号	設置・認可年月日
那珂湊児童館	那珂湊児童館	ひたちなか市		海門町 1-6-9	263-2492	昭和 45. 4. 1
ひたちなか子どもふれあい館	ひたちなか子どもふれあい館	ふれあい館運営委員会		市毛 404-38	272-5882	平成 16. 5.25
子育て支援センター	子育て支援センターふぁみりこ	ひたちなか市		石川町 11-1	212-6850	平成 29.10.1
	子育て支援センターひまわり	ひたちなか市		津田 1950-1	270-0222	平成 16. 4. 1
保育所 (公立)	東石川保育所	ひたちなか市	120	東石川 1475	273-7427	昭和 48. 4
	つだ保育所	ひたちなか市	140	津田 1950-1	273-5360	昭和 50. 4
	那珂湊第一保育所	ひたちなか市	90	西十三奉行 13214-2	262-4902	昭和 44. 4
	那珂湊第二保育所	ひたちなか市	60	平磯町 304	263-1223	昭和 45. 9
	高野いろは保育所	ひたちなか市	19	高野 216-1	212-8832	令和 2.12.1
保育所(私立)	勝田保育園	宗教法人日本基督 教団勝田教会	110	東石川 3-5-1	274-0181	昭和 24. 3
	前渡ふたば保育園	(社)恵心福祉会	75	馬渡 674-2	272-3814	昭和 28.12
	つくし学園	(社)知徳会	135	馬渡 2895-20	272-5708	昭和 48. 4
	はなのわ保育園	(社)はなのわ学園	90	西光地 1-6-3	273-0493	昭和 48. 4
	勝田すみれ保育園	(社)康和会	100	枝川 2560	273-4530	昭和 49. 4
	たんぽぽ保育園	(社)たんぽぽ福祉会	100	中根 4506-1	273-8242	昭和 49. 4
	たかば保育園	(社)清心福祉会	340	高場 1615	297-6200	昭和 50. 4
	なかや保育園	(社)愛友福祉会	130	佐和 612-3	285-4808	昭和 53. 4
	勝田あすなろ保育園	(社)くすのき会	220	武田 901-2	274-7767	昭和 54. 4
	清心保育園	(社)清心福祉会	270	高野 1782-5	202-0300	平成 9. 4
	堀川保育園	(社)敬朋福祉会	200	八幡町 5-14	263-5321	昭和 24. 4
	平磯保育園	(社)平磯保育園	135	平磯町 5042	229-1105	昭和 24. 3
	湊保育園	(社)芳愛福祉会	60	湊中央 1-7-17	262-3950	昭和 24. 3
	柳沢保育園	(社)潮福祉会	110	柳沢 454-3	263-5800	昭和 55. 4
	野いちご保育園	(社)たんぽぽ福祉会	80	大成町 12-2	354-0150	平成 20. 4
	金上保育園	(社)潮福祉会	90	金上 1235-1	219-5130	平成 21. 4
	海の子保育園	(社)平磯保育園	90	磯崎町 4625-10	219-6818	平成 22. 4
	お一くす佐野保育園	(社)オークス・ウェルフェア	120	稲田 606-1	285-0133	平成 30. 4
	あずみの森保育園	(社)悠心会	120	中根 3327-3	352-2080	平成 30. 4

[※]指定介護老人福祉施設の定員は床数です。

[※]保育所の定員は利用定員を記載しています。